
佐世保市文化財 保存活用地域計画

令和 8 (2026) 年 7 月

佐世保市教育委員会

はじめに

『佐世保市文化財保存活用地域計画』は、佐世保市にある貴重な歴史や文化、自然、生業などの多様な地域資源を、「指定等文化財」という重点保護の枠組みにとらわれず、総合的に把握し、その価値を保存し活用することで、文化観光などの推進による地域活性化を推し進めていくための基本となる計画です。

佐世保市は、風光明媚な自然環境と共に、多様な文化財が残されています。これまでその多くは大切に保護され、地域の誇りとして大切にされてきました。しかし近年は、私たちは文化財を保存するだけでなく、活用することで新たな価値を創出することが求められています。この計画は、そのための具体的な指針を市民の皆様と共有するためのものです。

本計画には地域の歴史を未来につなげるという私たちの大切な責務が込められています。文化財は単なる遺産ではなく、私たちの日常生活に彩りを与え、地域の魅力を高める力を持っています。観光の振興や地域経済の活性化の枠を越え、地域のアイデンティティの拠りどころとして、文化財を多様な形で活用していくことが私たちの目指すべき道となります。

この取組の成功のためには、市民ひとりひとりの理解と協力が欠かせません。地域資源を支える皆様の熱意と努力があって、初めて佐世保市の未来は輝き続けることができると信じています。市民の皆様がこの計画にご参加いただき、地域の文化財に誇りを持ち、次世代へ引き継ぐことを願っています。

最後にこの計画の作成に尽力いただいたすべての方々に、心より感謝申し上げますとともに、ここに私たちが描く未来への第一歩が刻まれ、皆様と共に佐世保市が誇る文化財を一層輝かせ次の世代に誇りとして、引き継いでいくことを楽しみにしています。

令和8年7月

佐世保市教育委員会

教育長 陣内康昭

目次

例言	3
序章 佐世保市文化財保存活用地域計画について	4
1 計画作成の背景と目的	4
(1) 背景	4
(2) 目的	4
2 計画の位置づけ	5
(1) 文化財保護法と文化財保存活用地域計画	5
(2) 長崎県文化財保存活用大綱との整合性	5
(3) 市の上位計画	5
(4) 市の関連計画	9
(5) 持続可能な開発目標(SDGs)の取組との関係	19
(6) 本計画の計画期間	21
(7) 本計画の進捗管理と評価・見直し	21
(8) 本計画作成の体制・経過	22
3 用語の定義	24
第1章 佐世保市の概要	25
1 自然的・地理的環境	25
(1) 位置	25
(2) 地理的環境	26
(3) 気候	29
(4) 植生	30
2 社会的環境	32
(1) 地域の変遷	32
(2) 人口動態	33
(3) 産業	34
(4) 土地利用	39
(5) 交通	40
(6) 文化財に関連する施設	41
3 歴史的背景	43
(1) 旧石器・縄文時代	43
(2) 弥生時代・古墳時代	44
(3) 奈良・平安時代	46
(4) 鎌倉～安土・桃山時代	47
(5) 江戸時代	48
(6) 明治時代～現代	50
(7) 離島「宇久島」	51
第2章 佐世保市の文化財の概要と特徴	53
1 指定文化財の件数	53
2 埋蔵文化財	54
3 未指定文化財	55
4 文化財の類型ごとの概要	56
5 関連する制度	61
(1) 世界文化遺産	61
(2) 日本遺産	62

第3章 文化財に関する既往の把握調査	66
1 既往の把握調査の概要	66
(1) 文化財の把握調査	66
(2) 個別の文化財調査	68
2 既往の把握調査の課題	71
第4章 佐世保市の歴史文化の特徴	72
1 佐世保市の歴史文化の特徴のまとめ	72
2 5つの視点でみる佐世保市の歴史文化の特徴	73
第5章 文化財の保存・活用に関する 将来像と基本方針	74
1 将来像	74
2 基本方針	74
第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	76
1 佐世保市の歴史文化に関するアンケート調査	76
2 文化財の保存・活用に関する課題	80
3 文化財の保存と活用に関する方針	85
4 佐世保ミュージアム構想	89
第7章 文化財の保存・活用に関する取組	91
1 市域における文化財の保存・活用に関する 取組	91
第8章 佐世保市の関連文化財群の設定	94
1 関連文化財群について	94
2 関連文化財群Ⅰ 佐世保の洞窟遺跡群	95
3 関連文化財群Ⅱ 鎮守府の開庁と 佐世保の近代化遺産	103
4 関連文化財群Ⅲ 離島で育まれた独自の文化	108
5 関連文化財群Ⅳ 平戸藩と三川内焼	114
6 関連文化財群Ⅴ 多様な信仰と 地域に根差した暮らし	121
7 関連文化財群Ⅵ 佐世保の景観・風景	129
第9章 文化財保存活用区域	136
1 文化財保存活用区域について	136
2 吉井地区文化財保存活用区域	137
第10章 文化財の保存・活用の推進体制	145
1 本計画の推進体制	145
2 防災・防犯、災害発生時の対応	148

例言

- 1 本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、令和 5 年から令和 7 年度（2023～2025）に作成作業を実施した佐世保市文化財保存活用地域計画です。
- 2 本計画は、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域作成等に関する指針」（令和 7（2025）3 月最終変更）により、作成しました。
- 3 本計画の作成にあたり、「佐世保市文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、計画内容を検討しました。また、あわせて「佐世保市文化財審議会」の意見を聴取しました。
- 4 本計画は、令和 5～7 年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）国庫補助金を活用して作成しました。
- 5 本計画における図表の出典は、各頁で掲示しています。掲載のない図表は、本計画で作成したものです。なお、第 1 章の各計画で掲示したイラスト等は、各計画で作成したもので、出典は掲載しておりません。
- 6 本計画における用語は、特定の定義をもつものとして、主要な用語を p25 で整理しています。特に、本計画で用いる「文化財」と文化財保護法における「文化財」が同音同語のため、以下のよう
に表記を分けています。後者を意図する場合は「指定等文化財」、「指定等の文化財」あるいは「未指定の文化財」として表記しています。それ以外は、前者を指す用語としています。佐世保市の独自性を示す文化財を示す場合は、「佐世保市文化財」あるいは「佐世保市の文化財」と表記しています。

序章 佐世保市文化財保存活用地域計画について

1 計画作成の背景と目的

(1) 背景

佐世保市は長崎県北部に位置し、豊かな自然環境のもと人口約 23 万人が暮らす中核市です。佐世保市では、吉井町に所在する特別史跡 福井洞窟をはじめとする旧石器時代遺跡等の調査結果から、3 万年以上前にヒトの営みがはじまり、現在まで途切れることなく歴史を紡いできたことがわかっています。こうした歴史文化^{註1)}は、各時代の遺構・遺物、生業の中で受け継がれてきた工芸技術や風俗慣習、民俗芸能等、佐世保らしさを形成し、郷土愛の醸成や地域と自己のつながりを認識するために欠くことのできないものであるとともに、現在および将来のまちづくりのためにはならないものです。佐世保市は市内に所在する文化財^{註1)}の調査・把握を行い、重要なものについて国・県・市の指定等により確実な保存・活用を進めるなど、長年にわたって文化財の保護に取り組んできました。

これまで佐世保市では、令和 2（2020）年に上位計画である第 7 次佐世保市総合計画（令和 2～9 年度）を策定し、令和 6（2024）年度からは後期基本計画がスタートしました。後期基本計画においては、キャッチフレーズ「つながる想い とともに創る SASEBO(ミライ)」を支える「教育政策」で、「生涯学習の充実」を施策に定めて、歴史文化を地域において守り、活かす、様々な取組を進めています。

近年、文化財を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化などの社会状況や価値観の多様化、気候変動などにより大きく変化しており、将来的には、佐世保市の歴史や文化を次世代へ適切に継承することが困難になる恐れがあります。他方、特別史跡 福井洞窟や史跡 泉福寺洞窟、国指定重要文化財 黒島天主堂や旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設など佐世保市を代表する文化財は、世界遺産や日本遺産として登録・認定されたものもあり、観光振興のランドマークとして、佐世保市の発展に大きな役割を果たしています。

今後は、佐世保市固有の歴史文化を示す文化財について、自然環境や支える人たちの取組、歴史資料や伝承等も含めて幅広く把握し、地域ぐるみで多様な主体による活用を図ることがますます重要になります。

註 1）本計画における「歴史文化」や「文化財」は p25「用語の定義」に整理した特定の概念を示すものである。

(2) 目的

このような背景を踏まえて、佐世保市では市民・各種団体・所有者・行政などの多様な主体が連携して、指定等・未指定文化財に関わらず、あらゆる文化財とその周辺環境を一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくことを目的に、「佐世保市保存活用地域計画（以降、本計画という）」を作成しました。

さらに、本計画では、歴史文化を次世代へと確実に継承していくための調査、保存・活用とその他のための体制づくり、魅力の発信、歴史文化に触れる多様な機会の提供などを通じて、歴史文化の価値に対する人々の理解を深めることで、歴史文化に愛着を持つ地域の人々に支えられたまちづくりに繋げ、「多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保」という将来像の実現を目指します。

2 本計画の位置づけ

(1) 文化財保護法と文化財保存活用地域計画

全国的な過疎化・少子高齢化などを背景に、指定等文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。一方で、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりでその継承に取り組んでいくことが求められています。こうした状況のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成 30（2018）年に文化財保護法が改正されました。

この改正に基づき、市町村による文化財保存活用地域計画の作成および文化庁長官による認定などが新たに制度化されています。この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中・長期的に取り組む具体的な内容を記載し、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープランで、かつ短期的なアクションプランとされています。

文化財保護法は、計画に関する記載事項として、「当該市町村の区域における文化財の保存および活用に関する基本的な方針」、「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容」、「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」、「計画期間」、「文部科学省令で定める事項」等を定めています。（第 183 条の 3 第 2 項）

(2) 長崎県文化財保存活用大綱との整合性

長崎県は、平成 30（2018）年の文化財保護法の改正を受け、令和 2（2020）年 3 月に「文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会の実現を目指す」という基本理念を掲げ、文化財の確実な継承と地域社会・経済への貢献を目指す長崎県文化財保存活用大綱を策定しました。本計画は、この大綱を勘案し、長崎県と協力しながら市内に所在する文化財を適切に保存・活用するための計画として作成しました。

(3) 市の上位計画

本計画は、先に述べたように、文化財保護法に基づいて、文化財の計画的な保存・活用を目指すもので、佐世保市のまちづくりの指針かつ上位計画の第 7 次佐世保市総合計画および、佐世保市教育振興基本計画（第 4 期）との整合性を図りながら作成しました。

①佐世保市文化財活用地域計画の位置付け

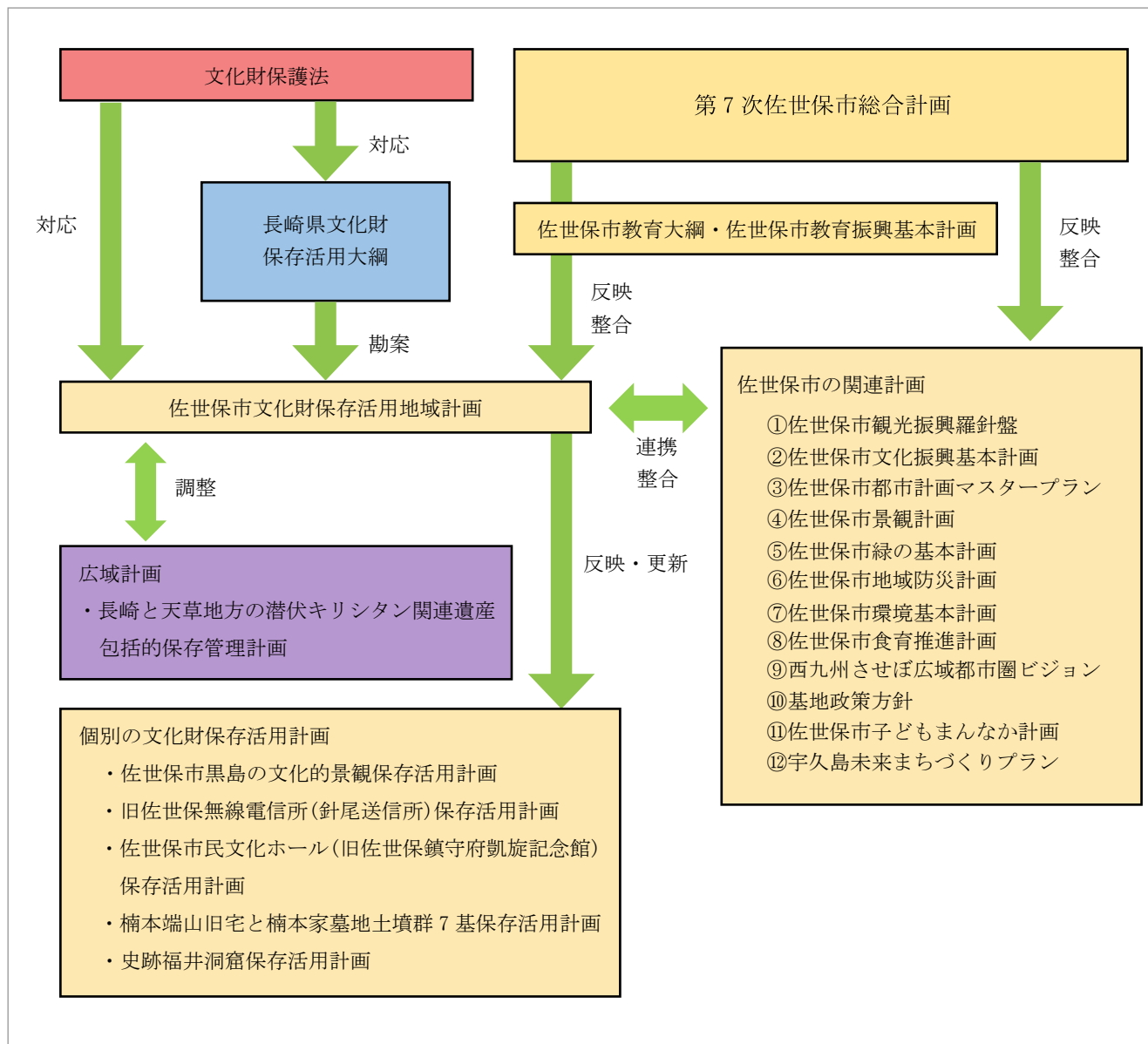


図1 佐世保市文化財保存活用地域計画の位置づけ

次ページ以降に、佐世保市の関連計画において本計画に関連する内容を抜粋して掲載します。なお、施策等の番号は、各計画における記載番号を踏襲しているため、番号が連続しない場合があります。

②第7次佐世保市総合計画 後期基本計画

キャッチフレーズ「つながる想い ともに創る SASEBO(ミライ)」

期間 令和2(2020)年度～令和9(2027)年度

(後期基本計画 令和6(2024)年度～令和9(2027)年度)

概要 本計画の上位計画である「第7次佐世保市総合計画後期基本計画」は、「市民一人ひとりが、『まちの未来』を共に描くことで、夢と希望があふれる、SASEBOの新時代を創っていききたい。みんなの力でSASEBOの未来を変えていききたい」という思いのもと、時代の潮流と直面する課題に素早く的確に対応し、未来のSASEBOを、市民の皆様と共に創り出すための「総合的な羅針盤」です。

この目的を達成するために、市民や事業者、行政が相互に協力・連携し、パートナーシップを深め、地域の力を結集することを前提として、キャッチフレーズ「つながる想いともに創るSASEBO(ミライ)」を実現するための4つの都市像に基づいて、諸施策を体系化しています。このうち、文化財に関連する諸施策や主な取組を以下のように掲げています。



都市像 ヒト 育み、学び、認め合う「人財」育成都市

政策名 教育政策

施策3 生涯学習の充実

- ・地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習に取り組むことができる環境を充実させることを目的とします。
- ・郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備、伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。
- ・郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会を提供します。
- ・生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

都市像 しごと 活力あふれる国際都市

政策名 経済政策

施策1 観光の振興

- ・国内外の多くの観光客が本市の魅力を体感し、観光消費により地域経済が活性化することを目的としています。
- ・本市の集客の柱であるハウステンボスから西海国立公園九十九島をはじめ市内各地へと周遊を促し、周遊滞在型観光の促進を図ります。また、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」「三川内焼」など、佐世保ならではの地域資源の深掘りと更なる磨き上げを進めて高付加価値化に繋げるとともに、情報発信、誘致活動に関係機関と連携して取り組みます。

③佐世保市教育振興基本計画（第4期）

望まれる姿 「学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち」

期間 令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

概要 佐世保市教育振興基本計画は、教育課題に適切に対応し教育の質を確保するとともに、行政や学校、地域が協働し、教育活動の充実を図る取組を一体的に推進していくことを目的としており、「新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。」を基本方針として、3つの施策方針のもと、8つの施策目標と方向性を体系的に位置づけています。

このうち、施策3「生涯学習の充実」において、文化財や歴史文化に関連する取組を示しています。

施策3 生涯学習の充実

事務事業 文化財の調査・保護・活用事業
・国が推奨する文化財の保存・活用に関するマスタープランの策定を目指すとともに、関係機関・団体と連携しながら、効率的、効果的な文化財の調査・保護及び活用を図っていきます。 ・文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されているため、文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信していきます。
事務事業 世界遺産保存整備事業
・世界遺産としての価値を保全しつつ、効果的に活用していく必要があるため、黒島地区の住民や関係機関及び関係市町等と連携、協力しながら適切な保存・管理、各種事業を実施していきます。 ・世界遺産としての価値を広く市民に理解していただき、保護意識の醸成につなげていくため、さらなる周知啓発を図っていきます。
事務事業 福井洞窟整備・発掘事業
・過去の出土資料を保管している大学と連携し、継続して共同研究に取り組みます。 ・保存活用計画を策定するとともに、広く一般への周知啓発を行い、特別史跡に向けた調査・研究や洞窟遺跡群全体の調査・保護・活用を推進します。 ・史跡の保存整備やガイダンス施設の運用支援について、地元関係団体等と連携を図り、地域の財産として長く親しまれるような取組を行います。
事務事業 針尾送信所保存整備事業
・平成26年度に策定した針尾送信所に関する保存活用計画をもとに、駐車場、説明板等の公開活用に関する整備を行っており、今後は、具体的な展示計画及び修理計画を検討・策定し、計画に基づいた事業を推進します。
事務事業 文化財展示施設管理運営事業
・これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センターなどの施設について継続して研究を行いつつ、施設の老朽化がみられる展示施設については、各館近隣にある本市施設への複合化を含め、資料の展示、収蔵、管理のあり方を検討していきます。

（４）市の関連計画

本市の上位計画のほか、「佐世保市観光振興羅針盤」など本計画に関連する本市の各基本計画との連携を図りつつ、「佐世保市黒島の文化的景観保存活用計画」など個別の文化財保存活用計画の内容を反映し、今後の事業の進捗に合わせて更新することとします。

①佐世保市観光振興羅針盤

地域を元気に、来訪者を笑顔に ～四季を通して、昼も夜も楽しめる観光地・佐世保～

期間 令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度

概要 国は令和 5（2023）年 3 月に「観光立国推進基本計画（第 4 次）」を策定し、ウィズコロナ・アフターコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後も成長戦略の柱、地域活性化の切り札であると示しています。特に、コロナ禍を経た旅行需要の変化について、世界的に「持続可能な観光」への関心が高まっていること、地方の経済や雇用を担うべき観光産業におけるデジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人材不足などによる地方部の疲弊が顕著となっていること、さらに、観光で持続的に「稼げる」地域となるためには、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）が「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指し、観光客と地域住民の双方に配慮した総合的な観光地マネジメントを行うことが重要であることから、「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、これまで以上に質の向上を重視した観光を進めていくこととなっています。

佐世保市は、このような変化や状況に対応し、持続的な観光需要の拡大に繋げていくことが求められます。そのためには、佐世保市の持つ特徴や強みを生かした観光コンテンツの磨き上げ・開発並びに効果的なプロモーションによるオンリーワン観光の振興をはじめ、観光サービスの品質向上や高付加価値化への取組と共に、事業者、旅行者、地域住民が、地域コミュニティの活性化に貢献できる仕組みづくりが必要となっています。更に、観光DXを推進するにあたり、デジタルマーケティング等の取組を積極的に実施することにより、各種データを継続的に収集・分析をすすめ、求めているターゲット（エリア、年齢層、性別、属性、インバウンド等）層への効果的な情報発信や誘致促進策を戦略的に実施し、今後、観光客から選ばれる観光地として国内外からの誘客を図ることを目的に、実効性のある観光振興羅針盤を策定するものです。

方向性 1 コロナ禍で変化した旅行需要と行動の変化を探るため、観光客の実態を把握するデータ収集と分析を進め、観光マーケティングを強化します。さらに誘客へとつなげるため、ニーズに応える商品の造成と魅力の発信に取り組みます。

方向性 2 「ハウステンボス」、「九十九島」の二大観光拠点を柱に日本遺産など本市独自の観光資源を活用しながら、市内周遊・滞在を促進し、観光消費の向上を目指します。

方向性 3 国の観光立国推進基本計画に基づく施策の動向を見据えながら、行政とDMOが中心となり、地域住民や環境、文化等に配慮した持続可能な観光施策を 実践し、観光地・観光産業の高付加価値化を図ります。

基本戦略 1 ハウステンボス・佐世保市中心市街地・九十九島間の連携強化によるエリア一体での収益力強化・高付加価値化の推進

- 基本戦略2 多様な観光資源（自然、歴史、食、離島等）を活用した魅力創出・情報発信・誘客
- 基本戦略3 佐世保の魅力を支える担い手の育成と快適に観光できる環境整備
- 基本戦略4 観光DXによる観光振興の推進
- 基本戦略5 観光地マネジメント体制の強化と地域資源を生かした観光地域づくり

②第2次佐世保市文化振興基本計画

目指すべき将来像 「文化のチカラが輝く SASEBO」

期間 令和2（2020）年度～令和9（2027）年度

概要 第2次佐世保市文化振興基本計画は、佐世保市のまちづくりの最上位計画として令和2年3月に策定した総合計画に掲げられた基本理念に基づき、その将来像や基本計画を文化の面から実現するための分野別計画で、行政のみならず、関係する人々、団体が目指す共通の指針です。また、文化はその性質上、様々な政策を推進する様々な場面で、活用の余地があることから、他政策の計画推進においても連携を図ります。特に、同じ時期に改定した教育分野における個別計画である「佐世保市教育振興基本計画（第3期）」と、内容について計画の目的に沿った一定のすみ分けを行うとともに、文化政策との親和性を鑑み、積極的な連携を進めます。

方向性① だれもが文化・芸術に触れられる機会をつくろう

- ・子どもから高齢者まで、障がいの有無や経済状況、住む地域に関わらず、文化・芸術に触れたい人が触れられるような環境づくりを進めます。
- ・文化施設に来ることが難しい人のためのアウトリーチプログラムや、子どもの主たる生活基盤である学校との連携をより深めていきます。

方向性② 魅力的な参加・鑑賞事業を実施しよう

- ・文化、芸術の鑑賞や活動をしたいと考えていながら、実際に施設に足を運び、活動できていない人たちが多く存在します。この施設における鑑賞、体験の機会の提供においては、全体を通して、一部の人のためのプログラムに偏っていないか配慮しながら、質の高い催しと、多くの人に足を運んでもらえるきっかけとなるような間口の広い催しのバランスをとった事業展開を行います。

方向性③ 市民や文化団体の活動を応援しよう

- ・文化活動をはじめ、続ける上で必要な資金やノウハウについて、より適切な支援ができるような既存事業の見直しに取り組みます。高齢化による文化団体の活動継続の困難化も表面化している中、気軽に学び、相談できる窓口や仕組みづくりについても検討を行います。

方向性④ 文化・芸術にまつわる人たちのネットワークをつくろう

- ・インターネットやICTの発達により、コミュニケーションやネットワークのあり方が大きく変わってきています。文化、芸術の鑑賞者や活動する人が交流できる仕組みや、文化人材育成の観点から、内外の専門家との繋がりを持てるような新たな取組を検討します。

方向性⑤ 地域の文化資源を知り活用しよう

- ・本市の持つ多様な文化資源は、まだまだ認知度が低い現状にあります。文化財や美術工芸、伝統行事、様々な団体や活動について整理を行うとともに、より広く市民に知ってもらえるような取組や支援を進めます。
- ・文化資源を守ることはもちろん、文化行事の場所となる文化施設の適切な運営、維持管理を行います。

方向性⑥ 佐世保にまつわる文化を発信しよう

- ・市民アンケートによると文化にまつわる情報の受け取る方法は多様化しており、これまで紙媒体を中心に施設やイベント単位で行っていた情報発信についても再考の余地があります。近年若者を中心に広がる SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）の活用も積極的に行っていく必要があります。

③佐世保市都市計画マスタープラン

都市づくりの基本方針

拠点都市としての活力と快適な生活を維持・向上する都市づくり

地域づくりの基本方針

市民とともに、地域の個性を伸ばし、住み続けることができる地域づくり

期間 令和 3（2021）年度～令和 22（2030）年度

概要 平成 4 年の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとなりました。これが、都市計画マスタープランと呼ばれるものです。この都市計画マスタープランは、都市計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点にたち、市全体の将来像とその将来像の実現に向けた土地利用、道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すものです。今後、市が行う様々な都市計画の基本的な方針となることはもちろんのこと、その運用にあたって、市民と都市計画マスタープランを共有することにより、ともに協働してまちづくりを進めていく指針として策定しました。

都市づくりの基本方針 1 九州北西部の活力と快適な生活を維持・向上する都市づくり

- ・中心市街地においては、本市のさらなる発展のけん引役として、市民や訪れる人の多様な交流や文化発信の場として高次な都市機能の集積を維持・更新し、都市の顔にふさわしい都心空間として総合的な都市再生を進めていきます。
- ・既存工業地への産業機能の集積とともに、西九州自動車道をはじめとする東アジアを含めた広域的な交通ネットワークの形成など、産業・観光活動の活性化を図るための効果的な都市基盤を整備していきます。

都市づくりの基本方針 2 子どもから高齢者まで安全で快適に暮らせる都市をつくる

- ・広域圏の中核都市としての発展と多様な居住ニーズに対応して、都市核や地域核といった位置づけに即した医療・福祉・商業等の都市機能を維持・誘導するとともに、拠点の質を高める都市マネジメントによって、快適で安全な生活を送ることができる都市形成を進め、生活に合わせた住み替え促進を図るとともに、空き家等の適正な管理・活用等を進めていきます。

都市づくりの基本方針 3 既存の都市基盤を有効活用し、環境にやさしく持続可能な都市をつくる

- ・現状の市街地の形成状況を維持し新たな都市基盤の整備を抑えつつ、既存の都市基盤の効率的な改善や維持・管理を行う持続可能な都市経営を図っていきます。

都市づくりの基本方針 4 特色ある自然や景観を守り、生かした佐世保らしい都市をつくる

- ・九十九島や市街地の背景となっている烏帽子岳や国見山の山々などは佐世保らしさを創出する景観資源であり、これらの自然景観は、市民共通の財産として保全していきます。
- ・さらに都市の個性を高め、佐世保の魅力を対外にアピールしていくため、市街地環境の質を高めるとともに佐世保らしさを感じるような市街地景観を形成していきます。
- ・市街地の景観や環境に対する市民の意識を醸成します。

地域づくりの基本方針 1 身近な地域コミュニティの中で支え合い、住み続けることができる地域をつくる

- ・地域コミュニティの存続を図るために、地域特性に配慮した多世代が居住できる住まいの場づくりを促進していきます。また、各地域において、「小さな拠点」の考え方により、持続可能な住環境を形成します。

都市づくりの基本方針2 地域資源を守り活かし、住民との協働により愛着のある地域をつくる

- ・地域の活力を高めるためには、ハード整備と併せソフト面の充実を図ることで交流の場づくりを進めていきます。

④佐世保市景観計画

基本理念 「地域環境を活かした 市民協働の景観まちづくり」

期間 平成 22（2010）年度～

概要 佐世保市景観計画は、佐世保市がこれまで実践してきた景観行政を基盤に、佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による地域固有の特性を活かした良好な景観を実現することを目的として策定しました。

<文化財地周辺の重点景観計画>

- 黒島地区（国選定 佐世保黒島の文化的景観）
- 三川内地区（日本遺産）
- 針尾送信所地区（国指定重要文化財
旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設）

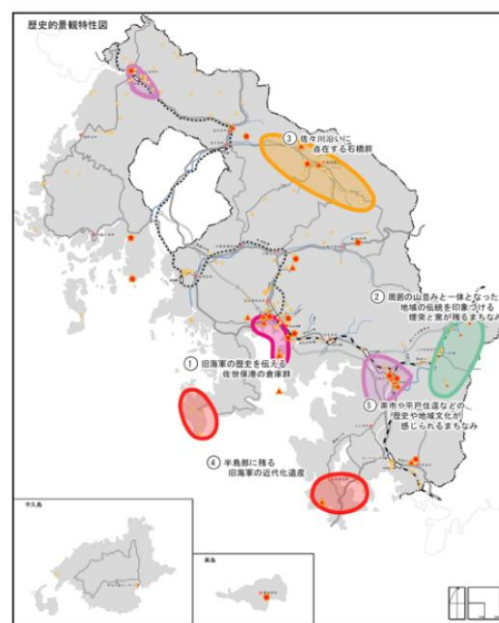


図2 歴史的景観の特性図

自然的景観特性

- ①市街地を囲む海と山並み
- ②市街地の背景となる斜面緑地と斜面地の各所に点在する良好な眺望
- ③田園集落を取り囲む緑豊かな山並み
- ④九十九島とリアスの海岸線などが一体となった海と緑の景観
- ⑤佐世保港の入り口を印象づける海と一体となった岬の緑
- ⑥丘陵地の緑と海の碧が鮮やかな宇久島

歴史的景観特性

- ①旧海軍の歴史を伝える佐世保港の倉庫群
- ②周囲の山並みと一体となった、地域の伝統を印象づける煙突と窯が残るまちなみ
- ③佐々川沿いに点在する石橋群
- ④半島部に残る旧海軍の近代化遺産
- ⑤茶市や平戸往還などの歴史や地域文化が感じられるまちなみ
- ⑥市内各所に点在する歴史を伝える地域資源

都市的景観特性

- ①烏帽子岳・弓張岳を背景に港湾施設が立地するみなと景観
- ②佐世保湾を見下ろす斜面地に広がる住宅地景観

- ③国道沿いに大型商業施設と住宅地が連なる市街地景観
- ④田園景観に囲まれた国道沿いに商業施設が連なる市街地景観
- ⑤田園景観に囲まれた斜面地に広がる住宅地景観
- ⑥九十九島を中心とする自然景観を活かした観光交流を支える景観
- ⑦ハウステンボスを中心とする観光施設と自然が調和した街並み景観

⑤佐世保市緑の基本計画

将来像 「豊かな自然と暮らしを創るまち 佐世保」

期間 令和4（2022）年度～令和23（2041）年度

概要 わたしたちの家や学校、職場のまわりにある公園や植物、休日にドライブや観光で訪れる山や海などの自然や、そこに住んでいる生き物たちは、気づかないうちに、わたしたちの生活を支えています。

「佐世保市緑の基本計画」では、自然環境に関連するものの全てを含めて広く「緑（みどり）」と表現しています。市民であるわたしたちが、佐世保市の緑が持つ能力と効果を理解して、どのように活用していくのかを共有するために、いわば佐世保市の緑についての「取扱説明書」として、緑の基本計画を策定しました。



図3 佐世保市緑の基本計画

基本方針1 個性ある「風土」と多様な「緑」を継承するまち

1-1 自然公園の保全・活用

- ・西海国立公園九十九島は、「世界で最も美しい湾クラブ」にも認定される世界に誇る佐世保の宝です。
- ・その美しい景観を眺める場として、展海峰をはじめとする九十九島八景や九十九島観光公園があり、優れた自然景観を求めて、多くの市民や観光客が訪れています。
- ・九十九島周辺の自然環境と景観を将来にわたって保全し、市民の憩いの場や佐世保観光の拠点として活用するため、眺望の優れた展望所は計画的に樹木等の管理を行います。また、九十九島パールシーリゾート内にある九十九島ビジターセンターを拠点として、九十九島を中心とする西海国立公園の情報発信や自然に親しむイベントも開催していきます。

1-2 緑の景観の保全

- ・佐世保市では、美しく魅力的な佐世保らしい景観を、保全、創造していくために、佐世保市景観計画を定めています。また、特に自然的な要素に富んだ景観があるところは風致地区に定められており、その良好な自然的景観を保全しています。
- ・今後も市民が共有できる資産として、景観の質の向上が図られれば、愛着ある佐世保を形づくることにつながるため、佐世保市景観計画と整合を図りながら、佐世保市の歴史やまちなみ、風土との調和に配慮し、緑豊かで多様な都市景観の形成に努めていきましょう。

基本方針6 「緑」から新たな未来を育むまち

6-2 緑とふれ合う教育活動

- ・佐世保市には海から山、都市部まで多様な「緑」があり、わたしたちは身近に「緑」とふれ合い、学ぶことができる環境にあります。
- ・「緑」とのふれ合いは、世代間のつながりを生み出すだけでなく、柔軟で多彩な活用と「緑」の保全意識を育み、将来に継承することにつながります。
- ・「緑」に関する正しい知識を学ぶだけでなく、自然とふれ合う“体験”を教育に活かした活動を展開するとともに、オンラインを通じたSNSや時代に応じた新しい媒体を取り入れた運営・情報発信など、それぞれの強みを活かした教育活動の展開を図ります。

⑥佐世保市地域防災計画

作成 令和7年2月修正

概要 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐世保市の地域にかかる災害対策に関し、必要な事項を定め、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することによって、佐世保市の防災体制の確立を図り、市民福祉の増進と市勢の発展を期することを目的としています。また、各施策を推進する上では、乳幼児や障がい者、高齢者等の要配慮者の立場に立ち、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立します。

■教育委員会 災害対策体制		
対策部名： 教育対策部【部長：教育長、副部長：教育総務部長、学校教育部長】		
班名：教育総務班【班長：総務課長、副班長：総務課所務係長、総務課経理係長】		
分掌 事務		○教育・文化財関係の被害調査の報告取りまとめに関する事。 ○教育関係義援物品の受付対策に関する事。 ○教科書、学用品の被害対策に関する事。 ○学校の避難所開設及び運営管理に関する事。
班名：教育施設班【班長：社会教育課長、副班長：総合教育センター課長、文化財課長】		
分掌 事務		○教育・文化財関係の被害調査及び報告書の作成に関する事。 ○文化財保護に関する事。
●対策計画：第13節 文教対策計画 【教育委員会】 1. 文化財対策：被害文化財復旧対策の指示、指導		

⑦佐世保市環境基本計画

望ましい環境像 「豊かな暮らしが未来にわたって続くまち」

期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

概要 佐世保市の最上位計画である「第7次佐世保市総合計画」は、環境政策における望まれる姿として「自然と快適な生活が共存するまち」を掲げています。

本計画では、総合計画における望まれる姿を、より具体的に示す意味で、豊かな「自然」と「生活」が共存しつつ、ともに将来にわたって持続する形を掲げるものです。なお、総合計画における「快適な生活」、本計画における「（豊かな）暮らし」は、単に物質的な快適さ・豊かさを示すものではなく、豊かな自然が維持されること



図4 環境基本計画ロゴマーク

で、大気・水などの生活環境が良好な中で生活できることを示しています。

基本目標 1 自然環境の保全

取り組みの方向性・施策 1-② 生物の多様性の保全

- ・市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。
- ・希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。

⑧佐世保市基地政策方針

基本方針 「基地との共存共生」

期間 令和 4（2022）年度～令和 9（2027）年度

概要 これらの防衛施設が所在する佐世保と、片や観光、商業、工業、農水産業などが営まれる複合的産業都市である佐世保、このように性格が異なるものが共に存在するまちにおいて、国防という崇高な国家的使命に協力しながら市勢を発展させ、市民の生活を守り、向上させていくこと、この両立こそが「基地との共存共生」です。

「基地との共存共生」は、これまでも市政運営の基本としてきましたが、今後も引き続き、基地政策に係る基本方針として、第 7 次総合計画に掲げるまちづくりの達成を目指すこととします。

（２）「本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進」を図るための取組

①基地と経済・雇用、地域活力

- ・旧軍港市転換法の趣旨に基づき、本市に所在する旧軍用財産を適切に公共施設等へ転活用していきます。

IV 旧軍用財産の転活用

②地域資源としての基地の活用

- ・「基地のまち」として歩み築かれた景観や歴史・文化を本市の地域特性・地域資源として捉え、効果的な活用を促進します。

III 観光資源としての活用 {日本遺産、セイルタワー（佐世保史料館）、軍港クルーズ、自衛隊グルメ、外国人バー、アメリカンフェスティバル、ニミッツパーク（米軍提供施設）の隣接地での YOSAKOI させば祭りの開催等}

⑨第 4 次佐世保市食育推進計画

基本理念 「『食』から始まる豊かな暮らし、食育実戦都市‘させぼ’」

期間 令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

概要 これまでの食育の取組で明らかになった課題や国の食育推進基本計画などを踏まえ、これまでの推進計画（平成 18 年度から令和 3 年度）の内容も引き継ぎながら、佐世保市の特性を生かした食育を市民とともに総合的かつ計画的に推進するため、令和 4 年度から「第 4 次食育推進計画」を策定します。

基本方針 6：伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化

- ・本市は、九十九島などを有する美しい海と烏帽子岳、国見山及び白岳高原など緑豊かな山々に囲まれ、一年をとおして温暖な気候と豊かな自然に恵まれています。「海の幸」や「山の幸」をともに有する素晴らしい食環境によって、各地域には多彩な食材が存在しています。
- ・地域に根ざした伝統的な食文化や食生活は、心身の健康や精神的な豊かさと密接な関係があります。この食文化が失われることがないよう、食文化の継承も大切です。また、食料の生産が自然の恩恵の上で成り立っていることから、自然や環境と調和のとれた農林水産業の推進が求められます。
- ・そのため、各地域の多彩な食材を活かした食文化や食生活の継承及び発展に努めるとともに、市街地と農山漁村の共生や生産者と消費者との交流を深め、農林水産業の活性化につながるような取り組みを推進します。

基本施策 6：食文化継承のための活動の支援

- ・社会環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、地元の旬の食材を活用した家庭料理や、地域の行事食・作法などについて次世代へ伝えていくことは、心身の健康や精神的な豊かさを育む上で重要です。
- ・様々な関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育機関及び保育機関、地域社会などの場で、栄養バランスの優れた日本型食生活や、地域において継承されてきた特色ある食文化の継承のための活動を支援します。

⑩西九州させば広域都市圏ビジョン（第2期）

目指す将来の姿 「あなたが かえるまち 西九州」

期間 令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

概要 長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、佐賀県伊万里市及び有田町の12市町は、国が提唱する「連携中枢都市圏構想」の主旨や、今後訪れる課題への危機感を共有した中で、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するために、佐世保市を中心とする西九州させば広域都市圏を平成31（2019）年に形成し、「西九州させば広域都市圏ビジョン」（第1期ビジョン）を策定した中で、西九州北部地域等の各市町が行政区域の枠を超え、様々な分野において協力・事業の推進に取り組んできました。圏域の各市町が連携して各事業への取組を推進していくための中長期的な広域計画として、第1期ビジョンに続いて策定したものです。



図5 広域都市圏ビジョン冊子

役割1 圏域全体の経済成長のけん引

施策1-4 戦略的な観光施策

No.5 広域連携による周遊観光の推進

- ・圏域内に点在する観光施設や体験メニュー、イベントなど観光素材の棚卸しを行い市場の特性に応じた磨き上げに取り組みながら旅行商品化を図る。
- ・本圏域で最大の集客力を誇るハウステンボスの来訪客の取り込みを含め、広く圏域内の周遊促進につなげる。
- ・圏域内の観光素材を活用した観光客へのプロモーションを行い、佐世保市を起点とした域内周遊観光の促進による地域経済活性化を図る。

役割2 高次の都市機能の集積・強化

施策2-1 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

No.8 高度な交流拠点整備の検討

- ・連携中枢都市である佐世保市における交流拠点整備について検討する。
- ・圏域内の周遊促進、滞在時間の延長、国内外からの新たな観光客の呼び込みなどにより、観光など周辺産業への経済波及効果や雇用創出効果、交流人口及び関係人口の拡大による賑わい創出効果が期待できるような拠点整備について検討し、早期事業化につなげる。

施策2-2 その他、都市機能の集積・強化に係る施策

No.10 世界遺産の保全活用

- ・平成30年7月に、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の保全・活用を図る。

役割3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

施策3-2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

No.36 離島地域の移住・観光における広域連携の研究

- ・世界遺産の保全活用・各島における移住、観光などの現状把握を行い、効果的なPR等について合同で研究を行う。

⑪佐世保市子どもまんなか計画

望まれる姿 「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」

期間 令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度

概要 本計画に関しては、国のこども大綱が示す「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現する」ことを目的として、こども基本法に基づくこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画へと移行し、これまでの「第2期新させぼっ子未来プラン」を包含した新たな計画として、計画的に推進することを意図するものです。

《施策2》 地域での子育て支援	
方向性 2	地域における子どもの 健全育成
放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。また、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。	
《施策を支える包括的な取組》	
方向性 1	子ども・若者の育成・支援
すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、子どもの誕生前から青年期・子育て期まで、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。	

⑫宇久島未来まちづくりプラン

まちづくりの将来像 つながる、広がる、助け合う、大人も子どもも笑顔あふれる島
～ 関係人口の創出から移住定住で活気ある島へ ～

期間 令和 7(2025)年度～令和 16(2034)年度

概要 市町合併後 20 年を迎えようとする中で、住み続けたいまちづくりを推進する「佐世保市地域未来共創部」が令和 6 年(2024)度に発足し、あらためて、佐世保市唯一の有人国境離島である宇久島の各種機能の点検と将来に向けた一定の方向性を確認する必要も生じている状況もあり、宇久島の持続可能なまちづくりのための行動計画として、「宇久島未来まちづくりプラン」の策定に取り組みました。

Theme 1 観光・情報発信 観光資源の再発見と体系的な情報発信	
《必要な取組み》	島外の方々を呼び込む伝統的な祭りやイベントの開催
宇久島の魅力のひとつであるお祭りなどの伝統的行事は、地域住民の方々だけでは維持が難しい状況があります。島外の方々を積極的に受入れ、一緒に活動したり、楽しんだりしていただけるお祭りやイベントを開催し、関係人口の創出にもつなげます。	
Theme 7 子育て・教育 子育て・教育体制の充実	
《必要な取組み》	宇久島ならではの教育プログラムの充実
離島留学生だけでなく、地元の児童・生徒も含め、宇久島の郷土愛の醸成のため、魅力ある教育プログラムの実施を支援します。離島留学制度導入を契機に、入島式や離島式等の島民との交流の場づくり、宇久島の文化・暮らしを体験する機会づくりなど、第二の故郷として今後も関わり続けるきっかけづくりに取組みます。	

（５）持続可能な開発目標（SDGs）の取組との関係

「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

少子高齢化に加え、近年の大規模な自然災害の頻発、さらには新型コロナウイルス感染症などの拡大は、地域に根ざした文化財の変容、衰退、滅失につながりました。

このような文化財を取り巻く環境の変化に対応しながら、都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立していくことは、現在世界各国がよりよい世界を目指して取り組んでいる国際目標「持続可能な開発目標」の基本的な考え方に合致するものです。私たちは、SDGs に貢献する取組として、文化財を適切に保存することを活用の前提とし、得られた人材や資金を保存の取組に繋げる好循環を創出しながら、「持続可能」な文化財の保存・活用を実現することを求められています。

文化財が「持続可能」であることは、過去の人々から現在の人々が受け取った宝物を、未来の世界の人々へ引き継ぐ（バトンパス）することを意味しており、ただ引き継ぐのみならず、周知度向上や保存・整備を通じて現在の私たちが価値を高めた形で託す必要があります。

佐世保市では持続可能な開発目標（SDGs）の取組として、令和 4(2022)年 4 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、それに伴い、産官学民連携で環境教育デジタルプラットフォーム「させぼエコラボ」を開設し、二酸化炭素排出削減を目指す活動など様々な取組を実施しています。本計画においても、次項のゴールやターゲットを意識しながら取組を進めていきます。



図 6 持続可能な開発目標（SDGs）

	ゴール4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する ターゲット7 2030年までに、持続可能な開発のための教育と持続可能なライフスタイル、人種、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を推進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 ☐ 文化財の生涯学習への活用 など
	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する ターゲット6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。 ☐ 自然と一体となった文化的景観の保全、天然記念物の保護 など
	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を推進する ターゲット9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 ☐ 伝統工芸の振興、文化財の文化観光への活用 など
	ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る ターゲット1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 ☐ 建造物・史跡等の整備、災害対策、修理復旧 など
	ゴール11 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る ターゲット4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 ☐ 建造物・史跡等の整備、災害対策、修理復旧 など
	ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する ターゲットb 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 ☐ 文化財の文化観光への活用 など
	ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する ターゲット2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 ☐ 天然記念物の保護 など
	ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ターゲット5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる ☐ 天然記念物の保護 など

(6) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「(仮)次期(第8次)佐世保市総合計画」及び「(仮)次期(第5期)佐世保市教育振興基本計画」(想定される計画期間：令和10年(2028)年度～令和17(2035)年度)の終了時期に合わせて、令和8(2026)年度から令和17年(2035)年度の10年間の計画とします。

また、この計画期間を前期・中期・後期として以下のとおり位置付けます。

前期計画期間：令和8(2026)年度～令和10(2028)年度

中期計画期間：令和11(2029)年度～令和13(2031)年度

後期計画期間：令和14(2032)年度～令和17(2035)年度

		R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	
佐世保市総合計画	基本構想	第 7 次計画			(仮) 次期第 8 次計画								
	基本計画	後期基本計画			(仮) 前期基本計画				(仮) 後期基本計画				
佐世保市教育振興基本計画					(仮) 第 5 期計画				(仮) 第 6 期計画				
佐世保市文化財保存活用 地域計画		第 1 期計画											第 2 期
		前期			中期				後期				

図7 上位計画との関係性

(7) 本計画の進捗管理と評価・見直し

地域計画の推進にあたり、前期計画期間の終了時及び中期計画の終了時に、佐世保市文化財審査委員会などの第三者の視点も取り入れ、地域計画に定めたアクションプランである措置(第7章・第8章・第9章参照)について、進捗確認及び中間評価を行います。計画期間の最終年度となる令和17(2035)年度には進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、上位計画である総合計画や教育基本計画との整合を図りつつ、多様な関係者から組織される協議会等に諮り、計画の更新を行います。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

なお、軽微な変更の場合は、長崎県及び文化庁へ情報提供を行います。以下に掲げる場合には、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更認定を受けます。

【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

（８）本計画作成の体制・経過

①実施体制

令和 5（2023）年から令和 7（2025）年における本計画の作成にあたり、「佐世保市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）」を組織し、文化財の保存・活用に関連する施策や事業について検討を重ね、広く意見聴取を行いながら計画案を取りまとめました。あわせて、文化庁の指導・助言、長崎県の助言を受け、本計画の作成を進めました。

また、本計画の作成にあたり、佐世保市文化財保護条例に基づいて設置した附属機関である「佐世保市文化財審査委員会」から計画案に対する意見を聴取しました。

表 1 佐世保市文化財審査委員会（五十音順） ※同一番号の下段は任期中途による委員変更

	委員	専門	所属	役職
1	大島 通寛	植物	ふるさと自然の会会員（～令和 6 年度）	委員
	川内野 善治	植物	ふるさと自然の会会員（令和 7 年度～）	委員
2	北島 聖美	考古学・民俗	元吉井町文化財保護審議会委員	委員
3	祖谷 敏行	建築	佐世保史談会会員、佐世保市郷土研究所郷土研究客員	委員
4	萩原 博文	考古学	元平戸市教育委員会学術専門幹	副委員長
5	初山 新二	建築	元長崎県教育庁学芸文化課課長補佐	委員
6	久村 貞男	考古学	長崎県文化財保護指導委員、佐世保市連合史跡保存会代表	委員長

表 2 佐世保市保存活用地域計画協議会（五十音順） ※同一番号の下段は任期中途による委員変更

	協議委員	専門	所属	役職
1	奥島 正興	所有者・仏教芸術	真言宗智山派岩間山 東漸寺 副住職 九州国立博物館アソシエーションフェロー	委員
2	垣田 鉄郎	郷土研究	佐世保史談会・カキタデザイン事務所 代表	委員
3	田中 尚人	土木・まちづくり	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授	会長
4	堂元 嘉一	商工振興	佐世保商工会議所 業務部次長（～令和 6 年度）	委員
	白石 光春	商工振興	佐世保商工会議所 事務局長（令和 7 年度～）	委員
5	中島 金太郎	博物館学・民俗学	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 講師 （～令和 5 年度）	委員
	小泉 優莉菜	無形文化遺産・歴史民俗資料学	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 助教 （～令和 6 年度）	委員
6	新名 信行	教育	佐世保市立大野中学校教頭・佐世保市中学校教育研究会 社会部員	委員
7	檜垣 督	離島振興	一般社団法人 宇久町観光協会 事務局長	委員
8	久村 貞男	考古学	佐世保市文化財審査委員会 委員長	副会長
9	松尾 麻美	観光振興	公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会 課長	委員
10	和田 隆	郷土研究・地域振興	吉井エコツーリズムふるさとの会 顧問	委員

オブザーバー		所属	
1	中尾篤志	課長補佐	長崎県教育庁学芸文化課 文化財専門職

事務局		役職	所属
	陣内康昭	教育長	教育委員会
	大藤和浩	教育総務部長	教育委員会(～令和6年度)
	井上泰典	教育総務部長	教育委員会(令和7年度～)
	中村 中	課長	教育委員会文化財課(～令和5年度)
	武尾定義	課長	教育委員会文化財課(令和6年度～)
	小嶋健司	課長補佐	教育委員会文化財課
	松田康弘	係長	教育委員会文化財課 建築技師職
	松尾秀昭	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	柳田裕三	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	溝上隼弘	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	中原彰久	主任主事	教育委員会文化財課 文化財専門職
	高橋央輝	主事	教育委員会文化財課 文化財専門職
	石田成年	会計年度任用職員	教育委員会文化財課 会計年度任用職員(学芸員)
	鐘ヶ江 樹	会計年度任用職員	教育委員会文化財課 会計年度任用職員(学芸員)

②作成の経緯

本計画の作成経過は、以下のとおりです。

表 3 地域計画作成の経緯

年月日		会議等	主な内容
令和5 (2023) 年	8月17日	文化庁との事前協議	保存活用計画の策定に向けたスケジュール及び内容確認
	9月15日	—	文化財保存活用地域計画の着手
	11月16日	文化財審査委員会	計画の概要及び策定方法に関する審議
	11月28日	定例教育委員会	計画の概要及び策定方法に関する報告
	12月 1日	第1回地域計画策定協議会	地域計画の作成に関する諮問、計画概要の説明
	12月13日	佐世保市議会	地域計画の作成に関する諮問
	3月22日	文化財審査委員会	地域計画の作成状況に関する報告
令和6 (2024) 年	1月24日	第2回地域計画策定協議会	文化財の意識調査手法に関する審議
	1月30・31日	文化庁との協議	文化庁調査官による現地指導及び現地協議
	3月18日	第3回地域計画策定協議会	地域計画における歴史文化の定義に関する審議
	10月21日	第4回地域計画策定協議会	佐世保市の歴史文化の特徴に関する審議
令和7 (2025) 年	3月14日	第5回地域計画策定協議会	地域計画の目標(将来像)・課題に関する提案
	7月25日	第6回地域計画策定協議会	序章～第3章、第5章～第6章に関する審議
	8月22日	文化財審査委員会	地域計画の作成状況に関する報告
	10月17日	文化庁との協議	地域計画の作成状況に関する報告・協議
	10月31日	第7回地域計画策定協議会	第7章～第10章に関する審議
	12月 2日	教育委員会協議会	地域計画の作成状況に関する報告
	12月17日	佐世保市議会	地域計画の作成状況に関する報告
	12月25日	文化財審査委員会	地域計画の作成状況に関する報告
令和8 (2026) 年	1月27日	第8回地域計画策定協議会	佐世保市文化財保存活用地域計画(素案)の答申
	2月 9日	教育委員会臨時会	佐世保市文化財保存活用地域計画(素案)に関する報告
	2月20日	文化財審査委員会	佐世保市文化財保存活用地域計画(素案)に関する審議
	2月25日	定例教育委員会	佐世保市文化財保存活用地域計画(案)の議決
	3月19日	佐世保市議会	佐世保市文化財保存活用地域計画(案)の議決報告

3 用語の定義

文化財保護法で定義する「文化財」(図 8:右)とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型で、あわせて文化財の保存技術、埋蔵文化財等を保護の対象としています。これらの文化財は我が国の歴史や文化の理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとされています。文化財の中で、重要なものなどは、文化財保護法に基づく国の指定等によって保護されています。それに加えて、長崎県内に所在する文化財のうち、県にとって重要なものは、長崎県文化財保護条例に基づいて県の文化財に指定等され、佐世保市に所在する文化財のうち、市にとって重要なものは、佐世保市文化財保護条例に基づいて市の文化財に指定等し、保護が図られています。

本計画では、こうした法律や条例に基づき指定等された文化財(指定等文化財)などに加え、法律や条例によって指定されていない未指定文化財はもちろん、上記の類型にはあてはまらないものの、佐世保市の歴史や文化を知り、受け継いでいくうえで欠かすことができないと考えられるもの、また、地域の人々がこれまで大切に受け継ぎ、これからも守っていきたいと考える地域の方言・伝承などを幅広く「文化財」(図 8:左)として捉え、適切に保存・活用するための計画とします。なお、後述する佐世保特有の文化財は「佐世保の文化財」と表現することもあります。

これらの「文化財」は周辺の景観やそれを支える人々の活動・施設産業等の「文化財を取り巻く環境」と一体となって価値を高めていると考えることができ、本計画では「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生まれる総体を「歴史文化」と定義します。

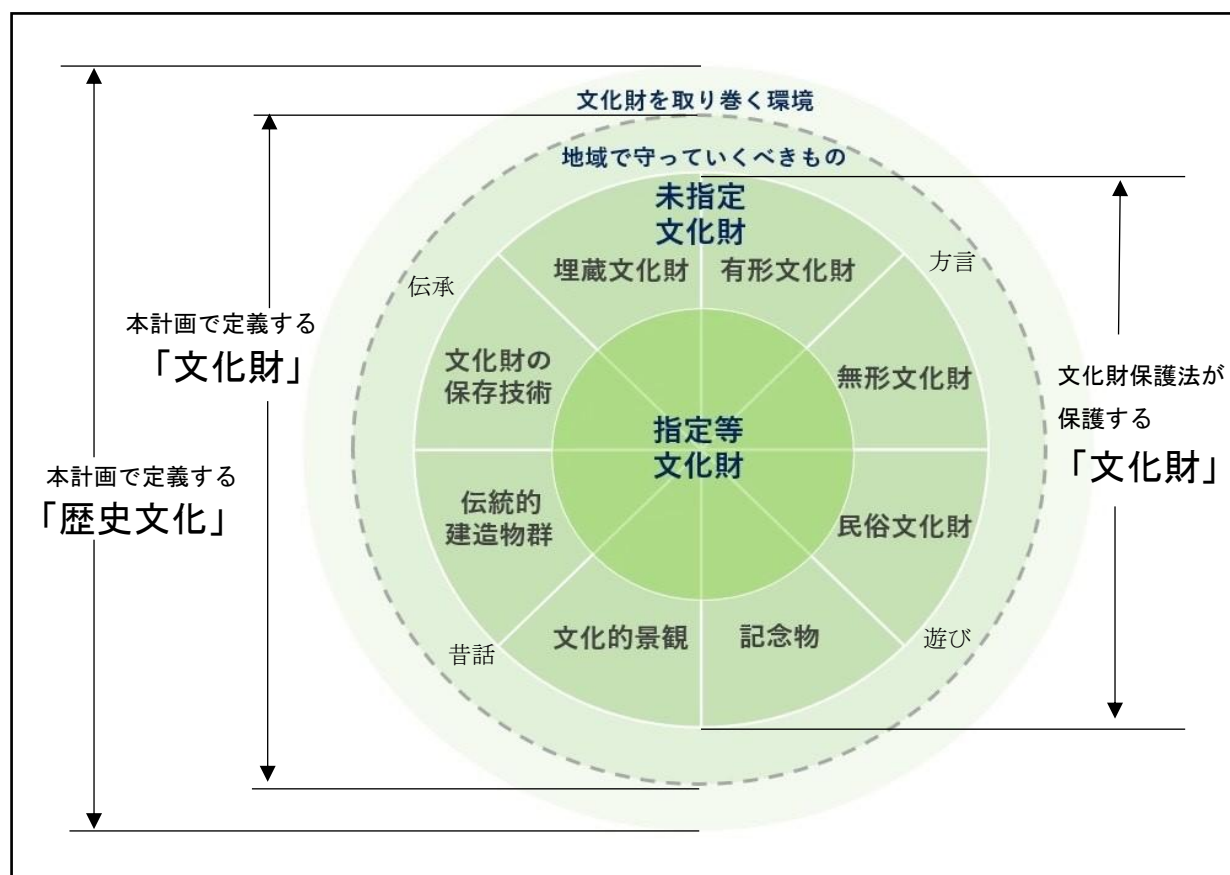


図8 本地域計画における「文化財」

第1章 佐世保市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置

長崎県は九州西北岸に位置し、主に海と島と半島によって構成されています。長崎県の北部と五島列島の最北離島に位置する佐世保市は、長崎市に次ぐ県内 2 位の人口規模です。本土部の市域は南北に長く、北は平戸市と松浦市、さらに佐々町と接し、東は佐賀県、南は西海市、東彼杵郡川棚町、同郡波佐見町と接しています。西に面する海域は西海国立公園を含む多くの離島があります。また、五島列島の最北端に位置する宇久島・寺島（旧北松浦郡宇久町）も、平成 18（2006）年の合併により佐世保市になりました。

総面積は県全体の約 10%にあたる 426.02 km²（令和 8(2026)年 3 月現在）を有しています。市中心部に烏帽子岳（568m）や将冠岳（445m）、牧ノ岳（301m）、国見山（776m）等が連なり、臨海部ではリアス海岸が形成され、各所に半島や岬が見られます。このリアス海岸が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されています。

佐世保市は市中心部から長崎市までは約 80km、福岡市まで約 100km、東京まで約 1,000km の位置にあり、西九州自動車道や JR・私鉄の出発・終着点で、各地への定期船も出航しており、県内広域交通の要衝となっています。また、韓国釜山まで約 200 km、中国上海市まで約 800km という位置関係にあり、アジア諸都市に近接した地理条件を有しています。

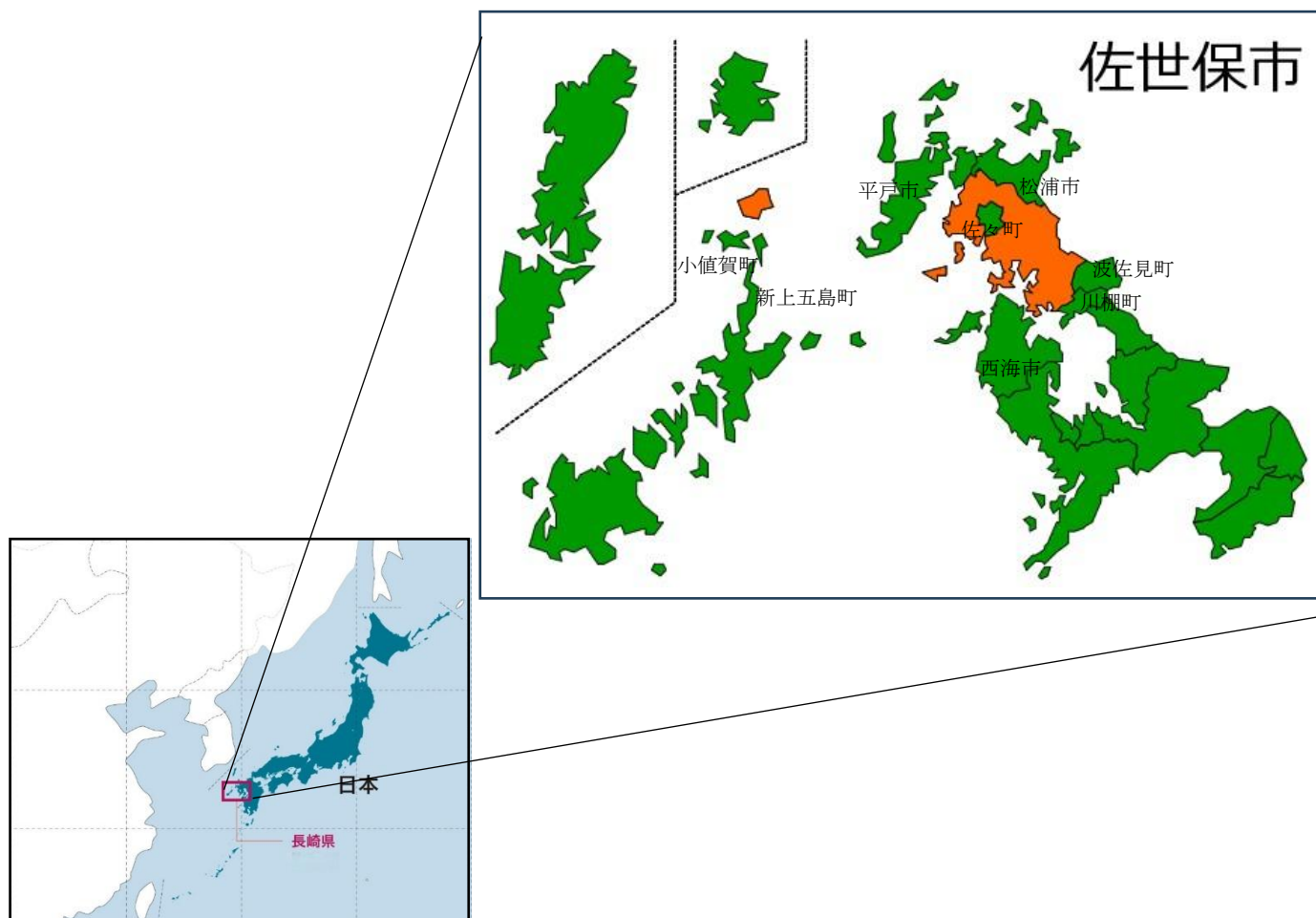


図 9 佐世保市の位置図

(2) 地理的環境

①地形

佐世保市は九州本島の北西部・北松浦半島に位置し、海に面して、市街地をすり鉢状に周囲を200～700m 級の山岳丘陵が起伏し、北は国見山脈から分岐した石盛山脈が連なり、東は国見山を主峰とする八天岳、隠居岳などからなる国見山脈がそびえています。また、西は将冠岳、弓張岳などの山脈があって佐世保と相浦とを分断し、南は深く入り込んだ佐世保湾によって海に接しています。また、これらの山々から流れる河川距離が短いために平坦地が発達せず、西向きの傾斜地にもかなりの市街地が伸びています。

佐世保湾は、港域 41 km²、港口 1km、奥行 12km の南北に長い良港で、この立地的好条件から明治時代に佐世保鎮守府が設置されました。この佐世保湾のさらに内陸部は大村湾があり、この両湾は針尾島を挟む2つの水路（伊ノ浦瀬戸、早岐瀬戸）によって繋がれています。

佐世保市の海岸線は極めて出入りが多く典型的なリアス海岸で、美しい環境と豊富な海の幸に恵まれており、この海域に点在する島の数 は 208 を数え、全国でも類を見ない多島海の特色ある形状を示しています。

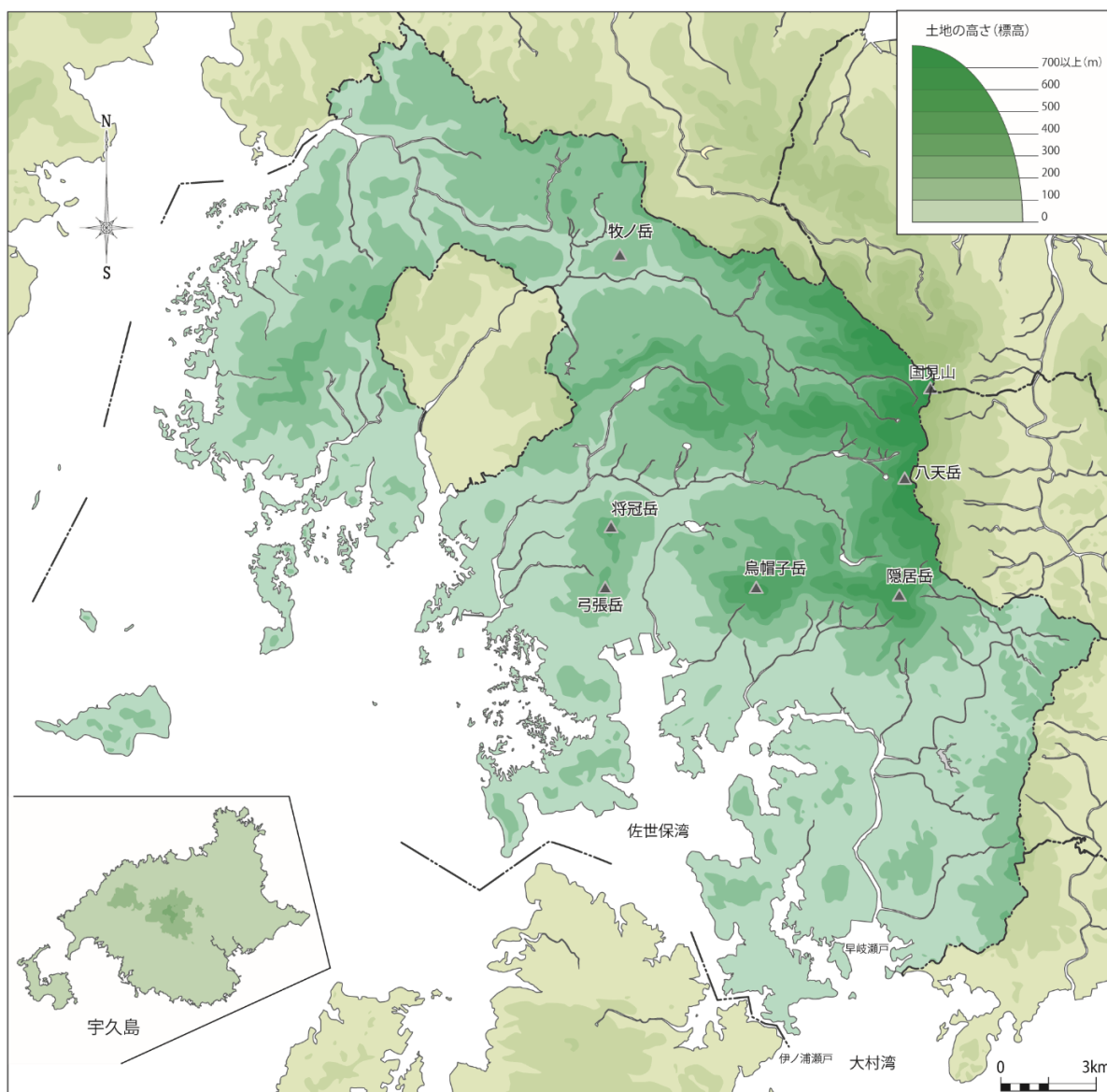


図 10 佐世保市の地形図

②地質

佐世保市が位置する北松浦半島の地質は、その下部の大部分が古第三紀・新第三紀層に属する砂岩や頁岩といった堆積岩から成り立っています。その上に火山活動による新第三紀の北松浦玄武岩の溶岩が覆い溶岩台地が形成されましたが、溶岩が降水や河川によって侵食され、複雑な起伏をもつ地形を形成しています。その後沈降により海水が侵入し、小島群と多数の溺れ谷が見られる典型的なリアス海岸をつくり、侵食されずに残った台地はメサ状地形（差別侵食によって形成されたテーブル状の台地）となっています。

また、北松浦半島の南端部に位置する針尾島周辺は、流紋岩質の岩石が分布し、古くから石器原料となる黒曜石の産地として知られるほか、一部は陶磁器生産に用いられる網代陶石の原料として採掘されるなど、佐世保市の特色ある地質資源を形成しています。

なお、北松浦半島の基盤となっている古第三紀・新第三紀層は下位より杵島層群、佐世保層群、野島層群に分類でき、佐世保市域の大部分は佐世保層群に位置づけられています。この地層は白色砂岩を主体として、松浦三尺層、大瀬五尺層などの石炭層を多く含むことから、明治から昭和40(1965)年まで北松浦半島各地で炭鉱が操業し、「北松炭田」または「佐世保炭田」と呼ばれていました。

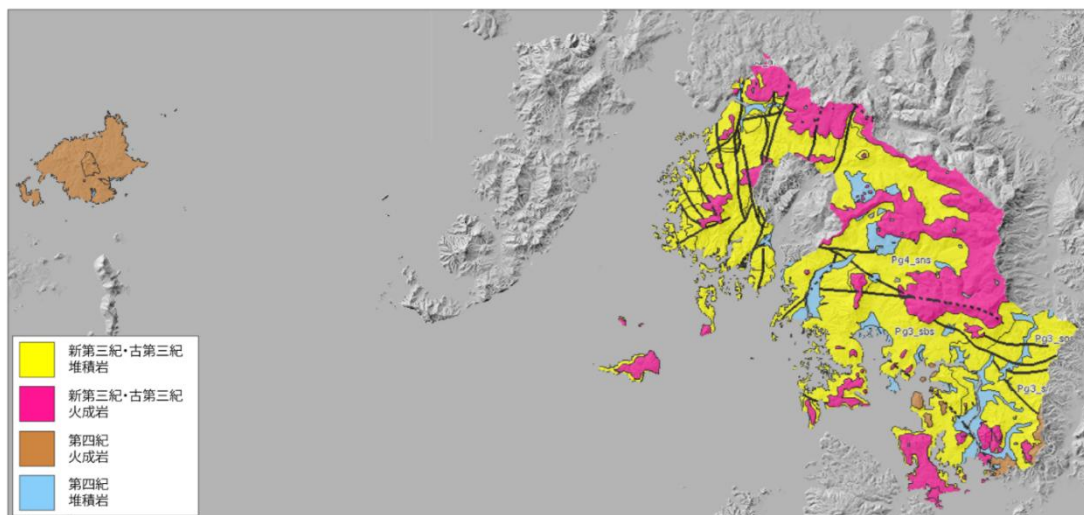


図 11-1 佐世保市の地質図(産総研日本シームレス地質図 v2 より転載)



図 11-2 西海国立公園区域地図(九十九島ビジターセンターHP より転載)

③水系

佐世保市に国土交通大臣が指定する 1 級河川はなく、長崎県が管理する 2 級河川は、大村湾・佐世保湾へ流入する河川として宮村川、金田川、かねだこもり小森川、はいきひう早岐川、日宇川、福石川、佐世保川があります。同じく平戸瀬戸、九十九島へ流入する河川としてあいのうら相浦川、佐々川、小佐々川、竹田川、上矢岳川、大加瀬川、樋口川、鹿町川、江迎川があり、離島部では唯一、宇久島に江端川が指定されています。それぞれ下流域を中心に古くから人の生活が営まれてきました。特に市北部を流れる佐々川と相浦川によって形成された佐々谷、相浦谷では、段丘崖や段丘面に多くの洞窟遺跡や関連遺跡が確認されています。

そのほか、佐世保市が管理する準用河川は 23 河川（延長 18.1km）、普通河川は 738 河川（450.1km）があります。

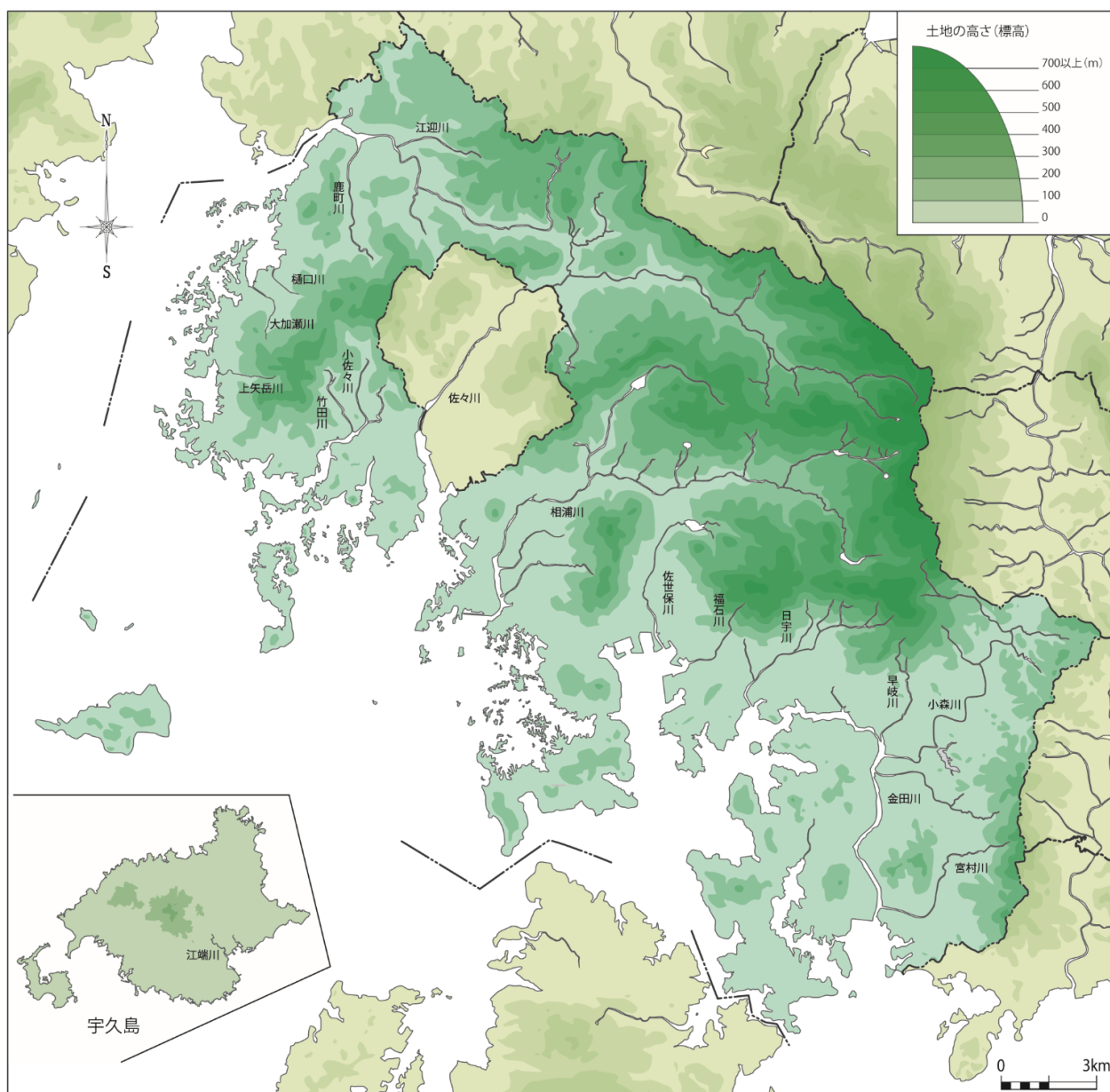
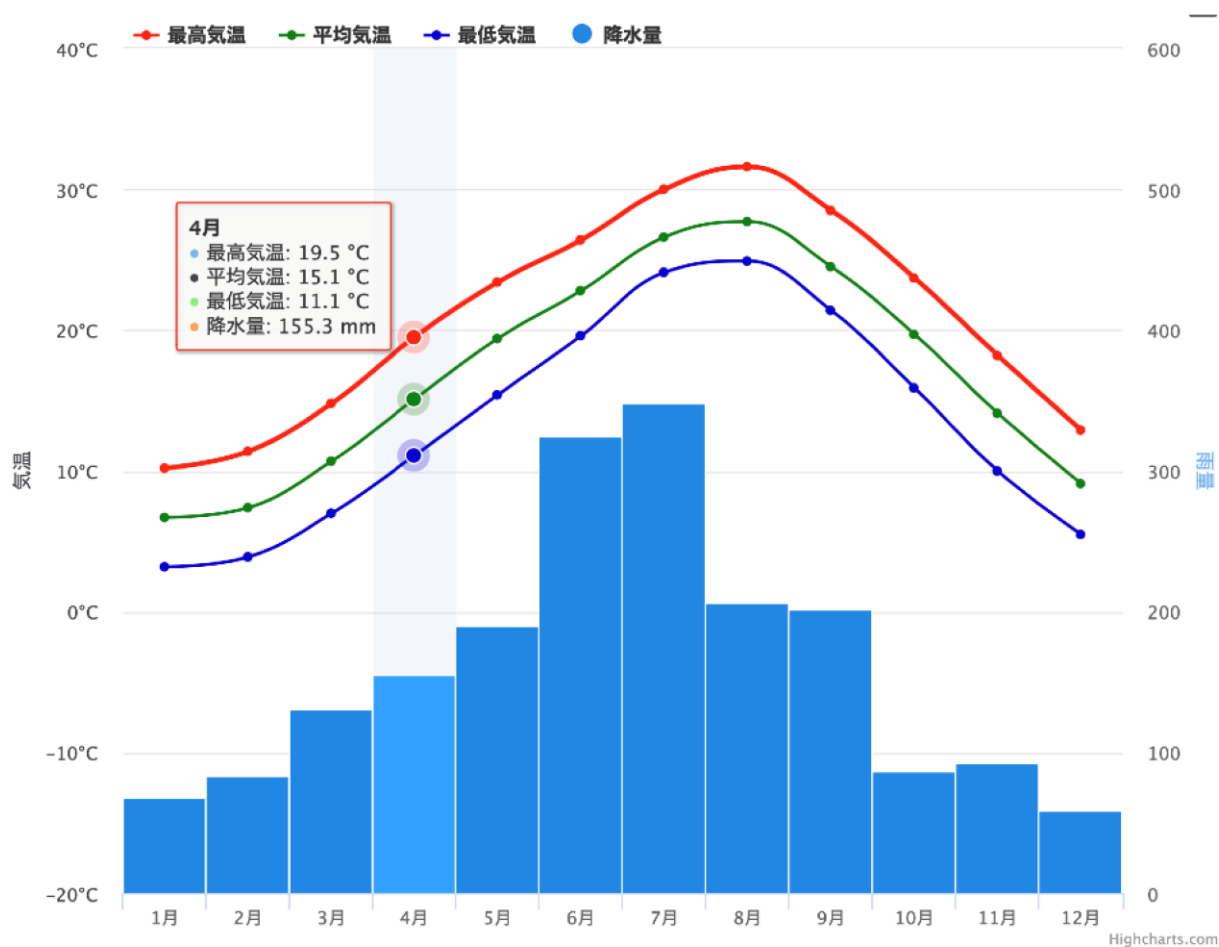


図 12 佐世保市の地質図

(3) 気候

佐世保市の気候は、アジアモンスーン気候区に属する九州型で、西海型気候区に該当します。西海型気候区の特徴は一般的に、「年平均気温が16～17℃、年降水量2,000mm前後、1月の平均気温は6℃以下で、冬季は暖かく、夏は比較的涼しい」とされており、佐世保市は年平均気温が17.0度、年間降水量が1949.7mmで、国内では比較的温暖・多雨の傾向があります。また、最寒月気温に関しては若干高く、近海を流れる対馬海流の影響を受けています。

風況は、季節風の影響を非常に受けやすく、概ね冬の北西風、夏の南東風が強い傾向があります。さらに、夏は台風の影響を受けることが多く、特に台風が対馬海峡付近を通過した場合は猛烈な南風が吹き荒れます。



佐世保 年平均気温: 17.0 °C 年降水量: 1949.7 mm 統計期間: 1981~2010

図 13 佐世保市の平均気温・降水量

(4) 植生

佐世保市は最も高い国見山でもその標高は 776m で、全て低地帯に属しており、温暖性の植物が多く見られます。さらに、冬季は暖かく、夏季は比較的涼しいという西海型気候区に位置し、かつ対馬暖流の影響を受けているために、海岸部においては南日本系や南方系の植物が多いという特徴があります。各水系に形成された崖地形に、シダ植物群落などに南方系植物の北限に位置する特徴を持つものがあり、島しょ部ではアコウやサザンカ、マキなどが防風林として植えられてきた歴史的背景から、特有の植生景観を形成しています。

佐世保市全域の植生を見渡すと、標高 200～300m より高いところはスギ・ヒノキなどの人工林が分布し、それより低い丘陵地や急傾斜地はシイ・カシなどの二次萌芽林が分布しています。極相林は極端に少なく、神社の社叢や国見山の一部に見られる程度です。そして川沿いの低地を中心に水田雑草群落が分布しているため、モザイク画を見るような植生分布となっています。

本来、佐世保市を含む九州北西部はシイ・カシ類が優勢となる照葉樹林帯で、江戸時代から戦後にかけて薪炭として盛んに伐採が行われていましたが、電気・ガスの普及により薪炭林は放置され、原植生であるシイ・カシ類の二次萌芽林が繁茂する現存植生になったと考えられます。

さらに、1950～70 年代にかけての住宅建設ラッシュに伴う官民挙げての拡大造林事業により、山地を中心にスギ・ヒノキの人工林が拡大し、現在の状況が形成されています。

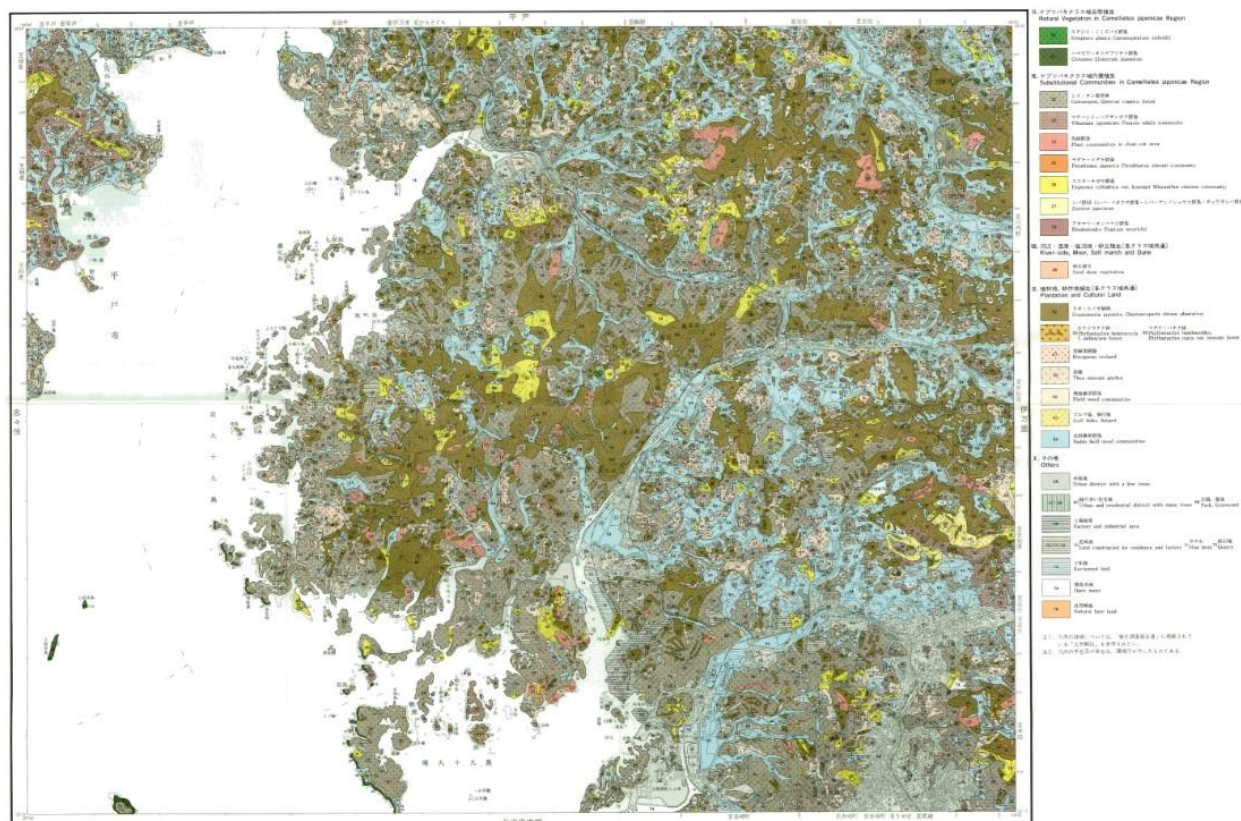


図 14 佐世保市の植生図（環境庁 5 万分の 1 現在植生図(佐世保)より転載）

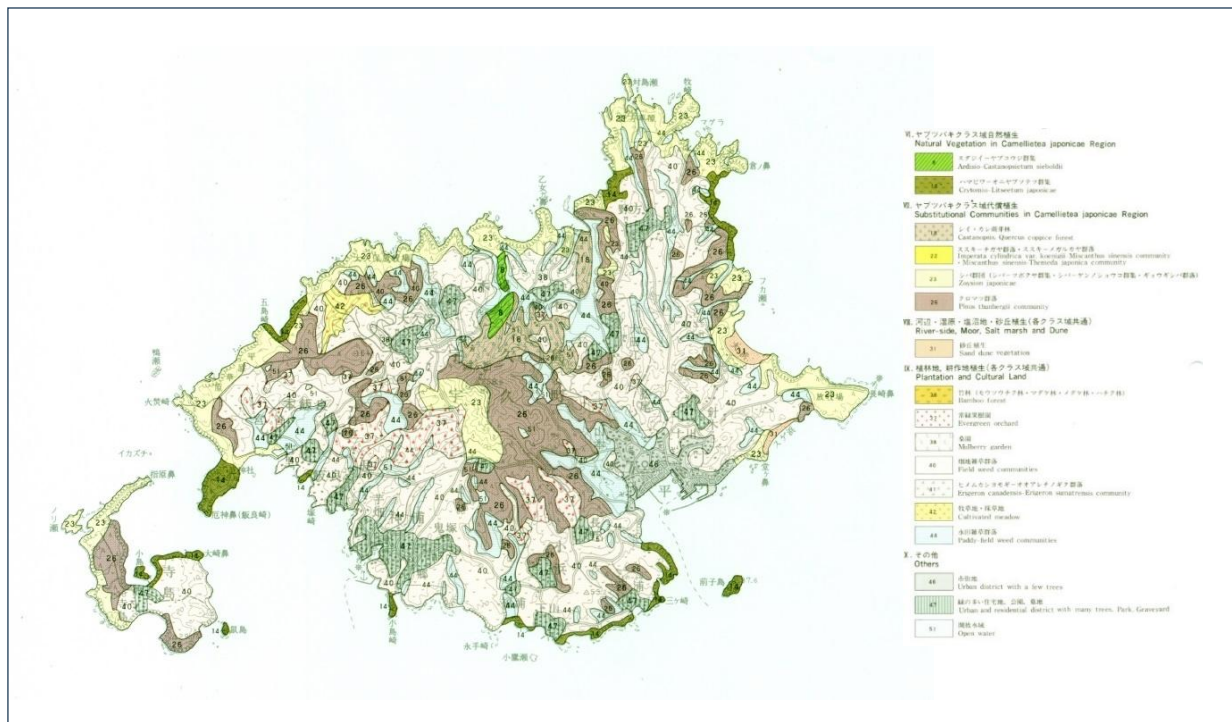


図 15 佐世保市宇久島の植生図（環境庁 5 万分の 1 現在植生図(小値賀島)より一部加筆の上、転載）

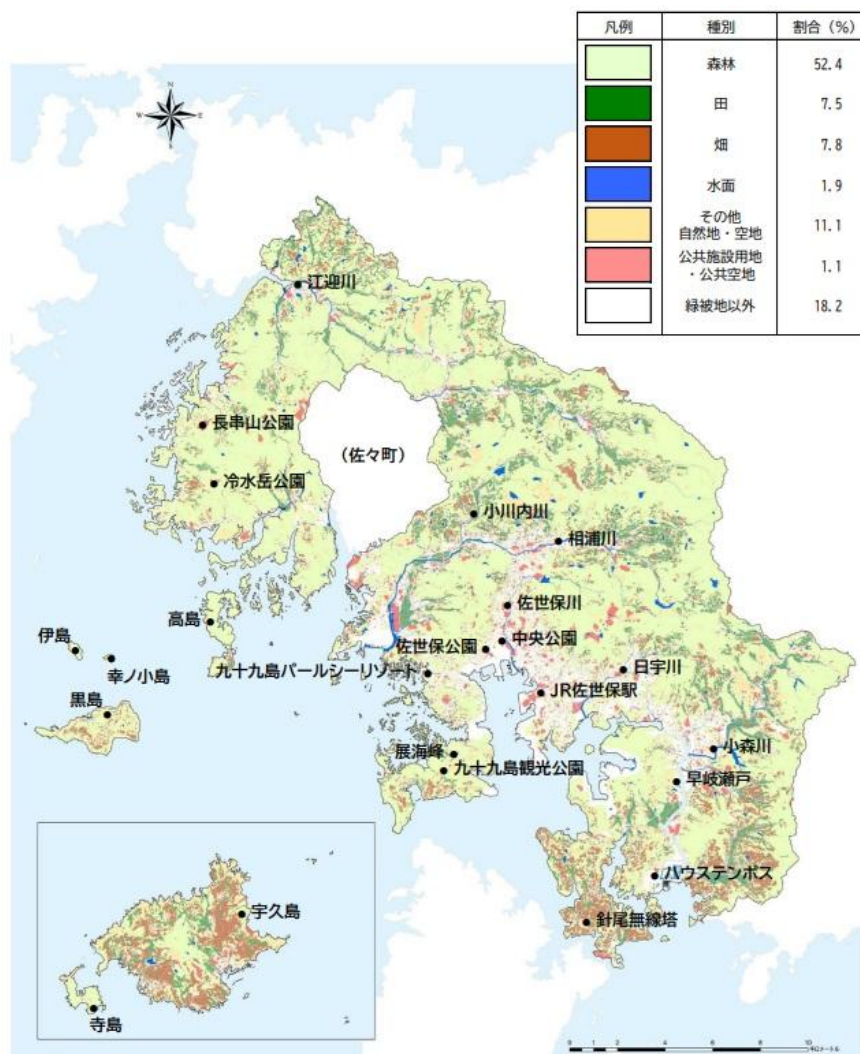


図 16 佐世保市の緑被地分布図（佐世保市緑の計画より転載）

2 社会的環境

(1) 地域の変遷

江戸時代、平戸藩及び大村藩に位置していた佐世保市域は、明治時代、軍港を中心とした都市として発展しました。明治 17（1884）年は 3,800 人程度だった人口が、10 年後の明治 27（1894）年に 17,000 人にふくれあがり、さらに明治 32（1899）年に 40,000 人になっています。そこで、佐世保村から明治 35（1902）年に市制が敷かれることになり、急速に発展しました。

その後、昭和初期から戦後にかけて、近隣の日宇村、佐世村、相浦町、早岐村、大野村、皆瀬村、中里村、柚木村、黒島村、折尾瀬村、江上村、崎針尾村、宮村の 1 町 11 村を編入しました。

また、平成になると自治体の広域化による行財政基盤強化を目的とする、いわゆる「平成の大合併」のなか、佐世保市も平成 17（2005）年に北松浦郡吉井町、同世知原町、平成 18（2006）年に北松浦郡小佐々町、同宇久町、平成 22（2010）年に北松浦郡江迎町、同鹿町町と合併し、現在の新しい佐世保市が誕生しました。

表 4 佐世保市域の移り変わり（概要）

年月日	変遷	人口（人）
明治 35（1902）年 4 月 1 日	佐世保市制施行	45,766
昭和 2（1927）年 4 月 1 日	日宇村、佐世村を編入	133,581
昭和 13（1938）年 4 月 1 日	相浦町を編入	190,418
昭和 17（1942）年 5 月 27 日	早岐村、大野村、皆瀬村、中里村を編入	266,269
昭和 29（1954）年 4 月 1 日	柚木村、黒島村を編入	242,376
昭和 30（1955）年 4 月 1 日	折尾瀬村、江上村、崎針尾村を編入	254,479
昭和 33（1958）年 8 月 1 日	宮村を編入	264,525
平成 17（2005）年 4 月 1 日	吉井町、世知原町を編入	248,041
平成 18（2006）年 3 月 31 日	小佐々町、宇久町を編入	259,479
平成 22（2010）年 3 月 31 日	江迎町、鹿町町を編入	261,101
令和 8 年（2026）年 3 月 31 日	現在	223,998

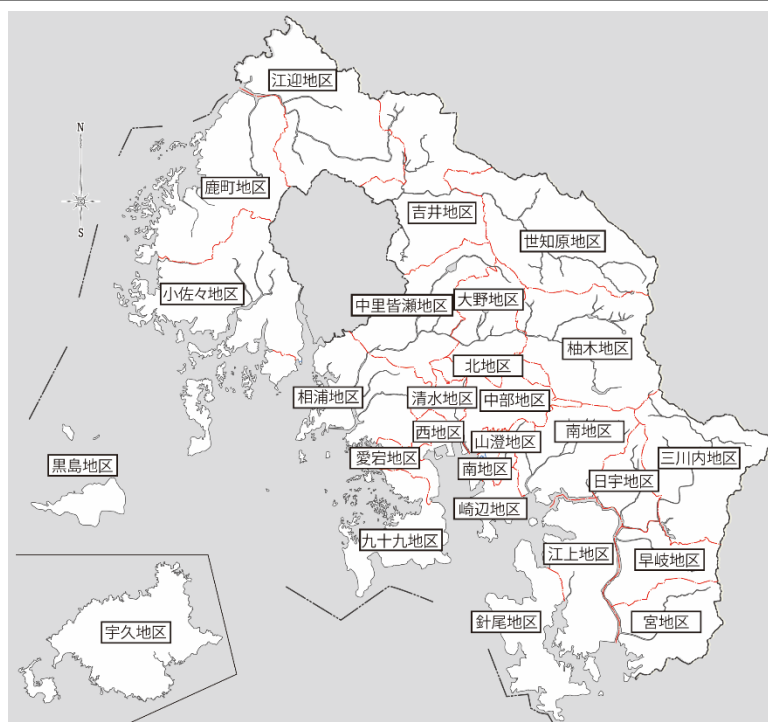


図 17 佐世保市域の区割り

(2) 人口動態

明治 19(1886)年に軍港と海軍鎮守府の設置が決定してから急速に人口が増加し、市制が施行された明治 35(1902)年末に 50,000 人を突破する勢いでした。その後も人口は増加の一途をたどり、終戦直前は一時的に 300,000 人を超えていました。しかし、終戦によって海軍という大きな柱を失った佐世保市は人口の流出が続き、昭和 20(1945)年末に約 140,000 人にまで減少しています。

その後は、朝鮮戦争による特需やそれに伴う米軍基地の強化、新たに発足した海上自衛隊基地の誘致、旧海軍工廠の施設を受け継いだ造船業の活況により盛り返し、昭和 34(1959)年は 265,781 人と戦後最多となっています。それ以降、近隣町との合併による小幅な増減を繰り返して現在に至っています。佐世保市の総人口は、微減ながら約 25 万人規模で推移していましたが、国全体の人口が減少に転じた中、佐世保市も今後は急激な人口減少が見込まれています。令和 8(2026)年 3 月末現在の人口は 223,998 人で、国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年度推計によると、令和 32(2050)年に人口が 165,944 人になると予想されています。

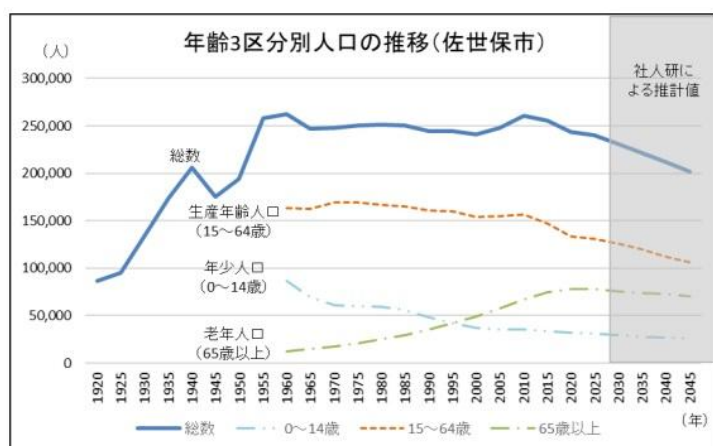


図 18 佐世保市の総人口及び年齢 3 区分別人口の推移と見通し①

(国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による推計を基に作成)

また、人口の年齢構成は、令和 2 年に高齢者数がピークに達し、その後減少に転じますが、年少人口及び生産年齢人口が減少する中で高齢化率は上昇し、令和 17 年に高齢化率が 33.1%となり 3 人に 1 人が高齢者となると予想されます。



図 19 佐世保市の総人口及び年齢 3 区分別人口の推移と見通し②

(国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による推計を基に作成)

(3) 産業

佐世保市の就業者総数は、従来、微増減を繰り返してきていますが、最近は合併効果もあり微増している状況です。昭和 50（1975）年は 111,864 人でしたが、令和 4（2022）年は 114,159 人と、1.2%の微増であり、ほぼ横這い状況といえます。令和 4（2022）年の就業者数のうち、高齢者は 18,128 人であり、高齢化率は 15.9%です。

産業別就業者割合をみると、昭和 30 年代から一貫して第 1 次、第 2 次産業よりも第 3 次産業の就業者数が多いという特徴があります。これはリアス海岸と狭隘な平地で、優良な農地や漁港が少ない佐世保市の特徴的な傾向です。

令和 4 年度における産業別就業者は、第 1 次産業では農業（2,834 人・就業者総数に占める割合 2.5%）と漁業（1,375 人・1.2%）が多くを占めていますが、全体から見ると少数となっています。

第 2 次産業では建設業（9,478 人・8.3%）と製造業（11,672 人・10.2%）が主となっています。第 3 次産業では、医療・福祉（18,611 人・16.3%）、卸売・小売業（17,790 人・15.6%）が主となっていますが、他にサービス業関係が多くを占めています。

近年の傾向は、第 1 次、第 2 次産業とも就業者数が減少傾向にあり、第 3 次産業は増加傾向にあります。この傾向は全国的にも同様となっていますが、特に第 1 次産業の衰退が著しいことから、この傾向はさらに加速するものと考えられています。

なお、就業者の高齢化は今後も深刻な問題で、特に農業就業者に顕著に表れており、高齢者数は 1,654 人で高齢化率は 58.4%と過半を占めます。漁業就業者では高齢者数 354 人、高齢化率は 25.8%とそれほど高くはありませんが、次世代の 50～64 才が 444 人おり、今後高齢化が急速に進展すると推測されます。

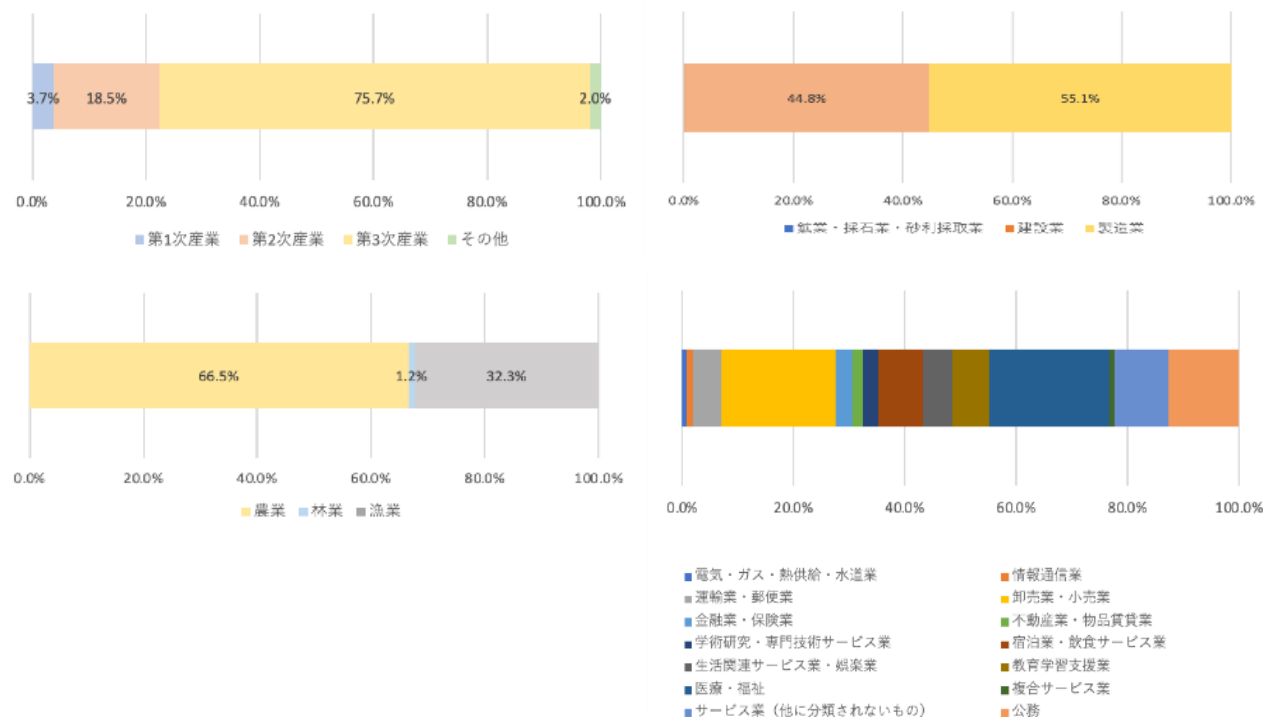


図 20 佐世保市の産業分類別従事者

①製造業と商業（卸売業・小売業）

製造業をみると、令和元（2020）年における佐世保市の製造品出荷額は、県内では 3 位の 2,322 億円にのびます。このうち輸送用機械器具製造業や、はん用機械器具製造業といった造船関連産業は製造業全体の約 4 割を占めており、造船関連企業が佐世保市の製造業の中心です。ただし、製造業の構成比率が小さい上、造船業を中心にした偏在が見られ、市全体として造船業の業況に大きな影響を受けます。

一方、卸売業・小売業をみると、平成 28（2016）年における佐世保市の商店数は 2,501 店（卸売 548 店、小売 1,953 店）、年間商品販売額は 6,916 億 5 万円にのび、長らく続いた減少傾向から転じて、増加の兆しが見えます。しかしながら、それまでの減少傾向の中で長らく地域の商業を支えてきた小・中規模の商店が衰退し、市内や周辺市町の生産地と消費地を結ぶ流通システムが大きく変化しているともいえます。

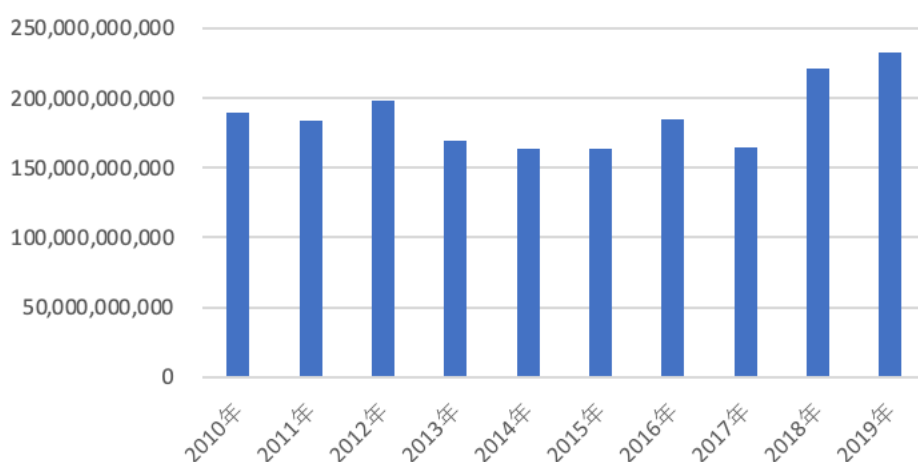


図 21 佐世保市の製造品出荷額



図 22 佐世保市の商店数と年間商品販売額

②農業

米 佐世保市の水田農業は、中山間地域に広く分布しています。作付農家も多く、地域の生産基盤となっており、需要に応じた計画的生産を図りつつ消費者ニーズを考慮した低コスト、良品質米の生産とともに、低農薬米など付加価値の高い米作りを目指しています。

果樹 佐世保市の温州みかんは「西海みかん」として評価が高く、市南部、針尾、宮、早岐地区を中心に栽培され、全国的にも有名です。現在市場では高糖度みかんに対する需要が高まり、ブランド商品である「出島の華」（糖度 14 度以上）、や「味っ子」、「味まる」等（糖度 13 度以上）の高糖度の温州みかんは市場でも高い評価を受け、仙台、東京方面に出荷しています。

野菜 佐世保市での野菜の栽培で比較的面積の多いものは 10 月下旬から翌年 7 月まで収穫される三川内、早岐、宮で主に栽培されている「冬春なす」があげられ、佐世保市場や関東市場へ出荷されています。また、三川内、早岐で栽培されている 12 月中旬から 4 月中旬まで収穫される「冬春レタス」、旧市内の横尾町、春日町、松山町等で栽培されている「近郊野菜（軟弱野菜）」と呼ばれる「ホウレンソウ」、「ミツバ」、「メネギ」、「春菊」、「パセリ」、吉井地区、江上地区で栽培されている「いちご」、中里皆瀬地区で栽培されている「施設しょうが」や「露地しょうが」、柚木地区の「トマト」、「アムスメロン」などが特に有名です。最近では「アスパラガス」や「ブロッコリー」などの栽培が増加しています。現在、「西海なす」として銘柄が確立されている施設なすをはじめ、施設いちご、きゅうり、生姜、レタスなどが生産されています。

花き 佐世保市における花き類の栽培は古く、明治 35（1902）年に黒髪町で始まりました。現在の花き栽培は昭和 24（1949）年頃から本格的に開始され、昭和 55（1980）年に、宮地区の西海菊の県外出荷、昭和 57（1982）年にカーネーションの県外出荷が始まっています。市内での主な産地は早岐、三川内、日宇、柚木、針尾と大野の一部でも栽培されています。

茶 深い霧と高原の冷涼な気候にはぐくまれた世知原茶は、旧世知原町の基幹作物として位置づけられており、合併後は佐世保市の特産品として味、香り、色の 3 拍子揃った高品質のお茶として有名で、県内における高品質茶としての地位を固めています。

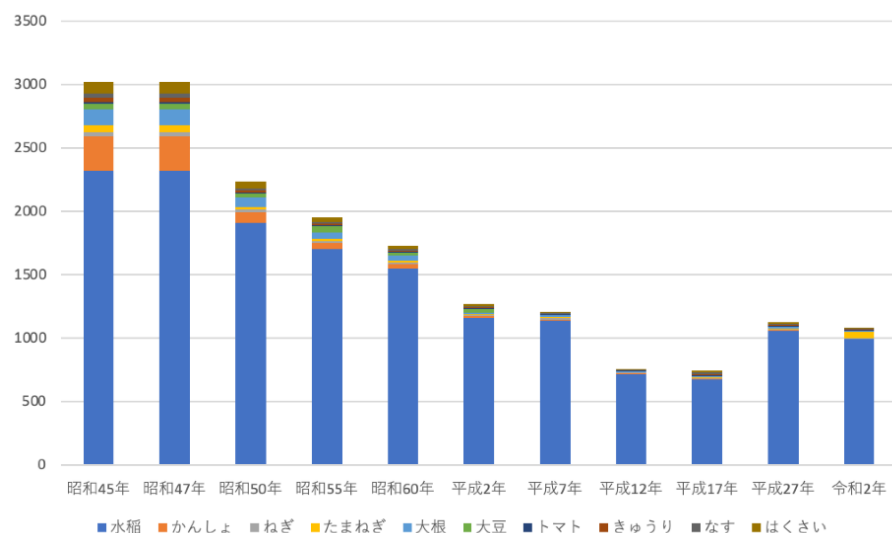


図 23 佐世保市の主要農作物種類別収穫面積 (ha)

③漁業

大村湾海域（佐世保湾を含む）

主に小型底曳き、採介藻、刺網等の漁業が営まれています。また、海域の特徴である静穏域を利用したカキ養殖も行われています。

「漁船の操業制限等に関する法律」によって佐世保港の提供水域が設定されており、漁業活動が制限されています。このため、海域の漁業者は、湾外への出漁を余儀なくされています。

また、一部の静穏域ではハマチ・マダイを中心に魚類養殖も行われています。

九十九島海域

イワシ・アジ・サバ等を対象としたまき網漁業、タイ・イサキ等を対象にした一本釣漁業、その他ゴチ網、刺網等の漁船漁業が幅広く行われています。特に小佐々地区は、漁獲したイワシを原料にイリコの生産が盛んです。

また、複雑な海岸線で形成される磯で、アワビ・ウニ・ヒジキ等の採介藻漁業が営まれ、島影等の静穏域で、ハマチ・マダイ・トラフグを中心とした魚類養殖およびカキ等の貝類養殖が盛んに行われています。

宇久海域

宇久地区では天然礁および魚礁に生息するイサキ・タイ等を対象にした一本釣、対馬暖流にのって回遊するヨコワ等を対象にした曳網漁業、沿岸域での延縄、刺網漁業など小型漁船を使用した漁船漁業が営まれています。

また、沿岸域の岩礁地帯では、アワビ・ウニ等の採介藻漁業が営まれています。近年磯焼けの影響で危機的な状況となりました。

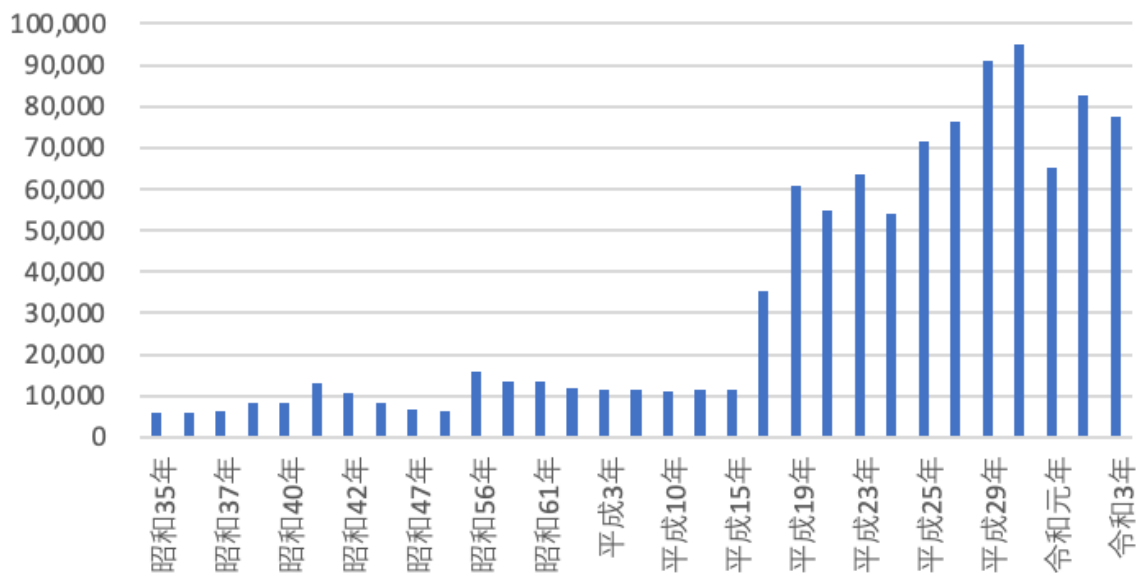


図 24 佐世保市の水揚げ数量(t)

④観光

佐世保市と離島隣接町の小値賀町が形成する「海風の国」は、「海」を舞台として様々な自然、歴史、文化、食、人物、技術、信仰など多様な要素が世界との交流により育まれてきた地域です。これらは島々、浦々に伝わり、根付き、それぞれの地域で独自の発展を遂げ、多様な魅力となって各地域で輝きをもって今に伝わっています。佐世保市では、第3次産業への就業割合が高く、佐賀県西部を含んだ広域中心商業都市としての機能を持っています。市中心部では、既存商店街及び隣接する大型商業施設により回遊性向上や滞在時間延長に向けた取組が進められており、近年では新たな消費取り込みのため、増加するクルーズ船観光客に対する買い物環境整備が進められています。

令和6年佐世保市観光統計によると、国際クルーズ拠点としての佐世保港浦頭岸壁が令和6（2024）年に本格的に運用開始し、佐世保港三浦岸壁と合わせて令和5（2023）年比3.6倍の72隻（令和5年比52隻増）、乗客・乗員を合わせた乗船者数は、令和5（2023）年比5.3倍の24万1千人（令和5（2023）年比19万6千人増）となり、寄港回数・乗船客数ともに前年を大きく上回りました。さらに、閑散期におけるイベント効果や北部九州総体（インターハイ）の開催などによる観光客の増加（7月令和5（2023）年比111.1%、8月令和5（2023）年比117.9%）等により、年間の観光客数（延べ数）は約519万6千人（令和5（2023）年比105.3%、約26万人増／令和元（2019）年比89.2%、約62万8千人減）となり、宿泊客数（延べ数）においては、約183万人（令和5（2023）年比101.1%、約2万人増／令和元（2019）年比99.1%、約1万6千人減）と令和元（2019）年とほぼ同水準の宿泊客数となりました。

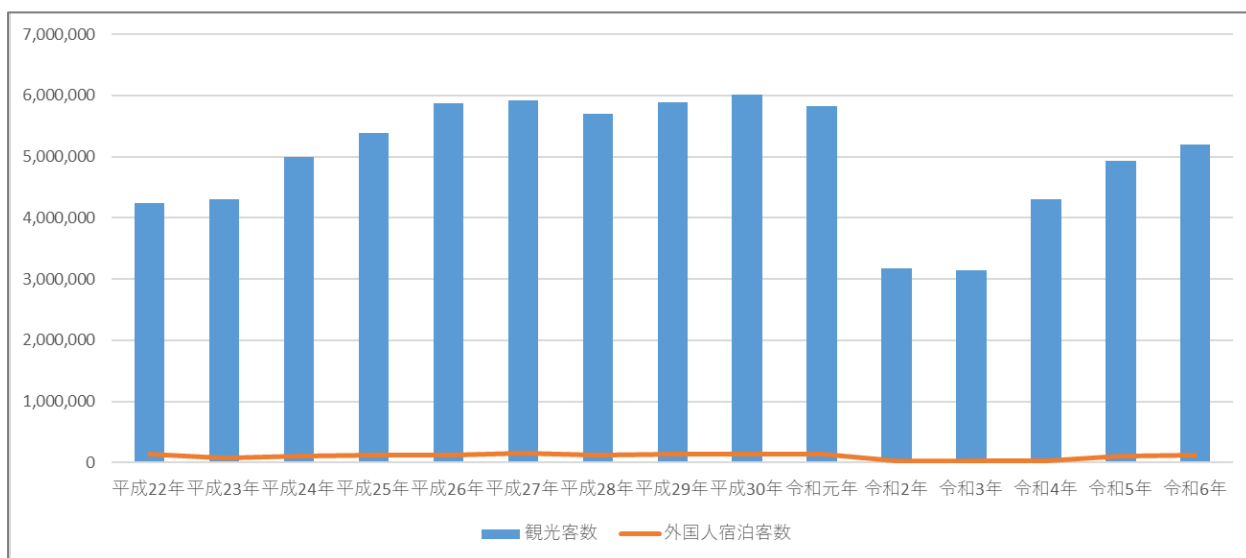


図 25 佐世保市の観光客数と外国人宿泊客数

(4) 土地利用

佐世保市の令和3（2021）年における土地利用面積の構成比は、山林が45.9%と最も高く、次いで田が14.0%、宅地が13.1%となっています。近年は田や畑、原野の割合が下降し、宅地と山林の割合が上昇しています。

なお、平成22（2010）年の市町村合併により、山林の面積の割合が上昇し、畑と宅地の割合が下降しています。

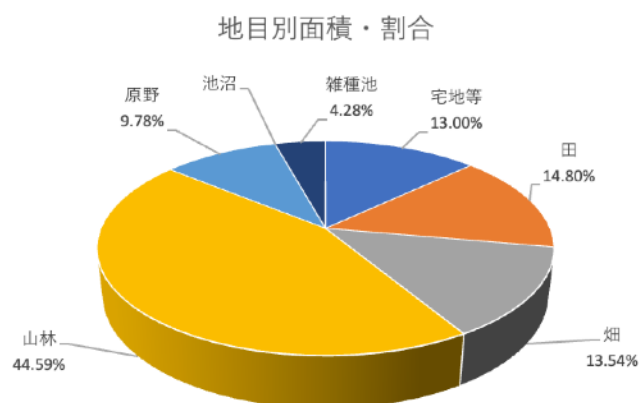


図26 佐世保市の地目別面積・割合

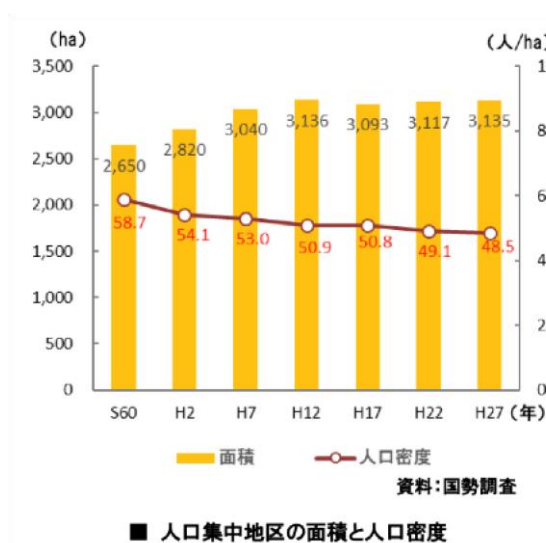


図27 人口集中地区の面積と人口密度
(佐世保市都市計画マスタープラン
(令和3年)より転載)

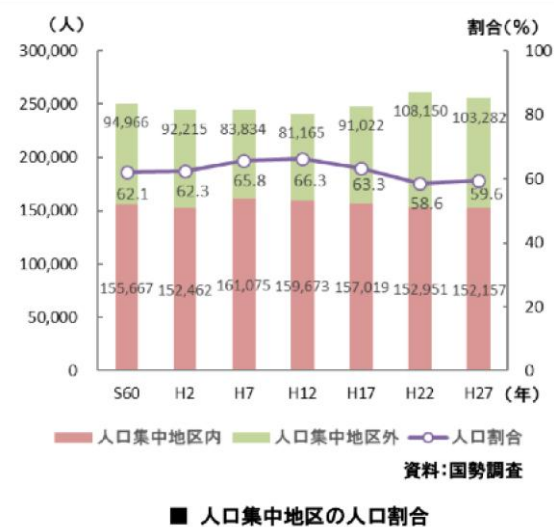


図28 人口集中地区の人口割合
(佐世保市都市計画マスタープラン
(令和3年)より転載)

(5) 交通

佐世保駅は JR 佐世保線の終着駅で、県北地区（松浦）と第 3 セクターの松浦鉄道により、県南地区（長崎）と JR 大村線により連結しています。西肥バスとさせばバスにより、市内各所を繋いでいるほか、高速バスが長崎駅及び長崎空港、博多駅及び福岡空港に繋がっています。また、三浦地区の鯨瀬^{よろづ}栈橋及び万津^{よろづ}栈橋は離島航路の発着基地になっています。

道路による主要アクセスは、西九州自動車道（高規格自動車専用道路）、国道 35 号、202 号、205 号、498 号、主要地方道・佐世保嬉野、佐世保日野松浦、佐世保吉井松浦の各線、一般県道・佐世保鹿町、佐世保世知原の各線により連結しています。国道 35 号、204 号は市内を南北に貫く幹線道路ですが、地形の制約から幅員が狭く、朝夕の交通混雑の一因となっています。

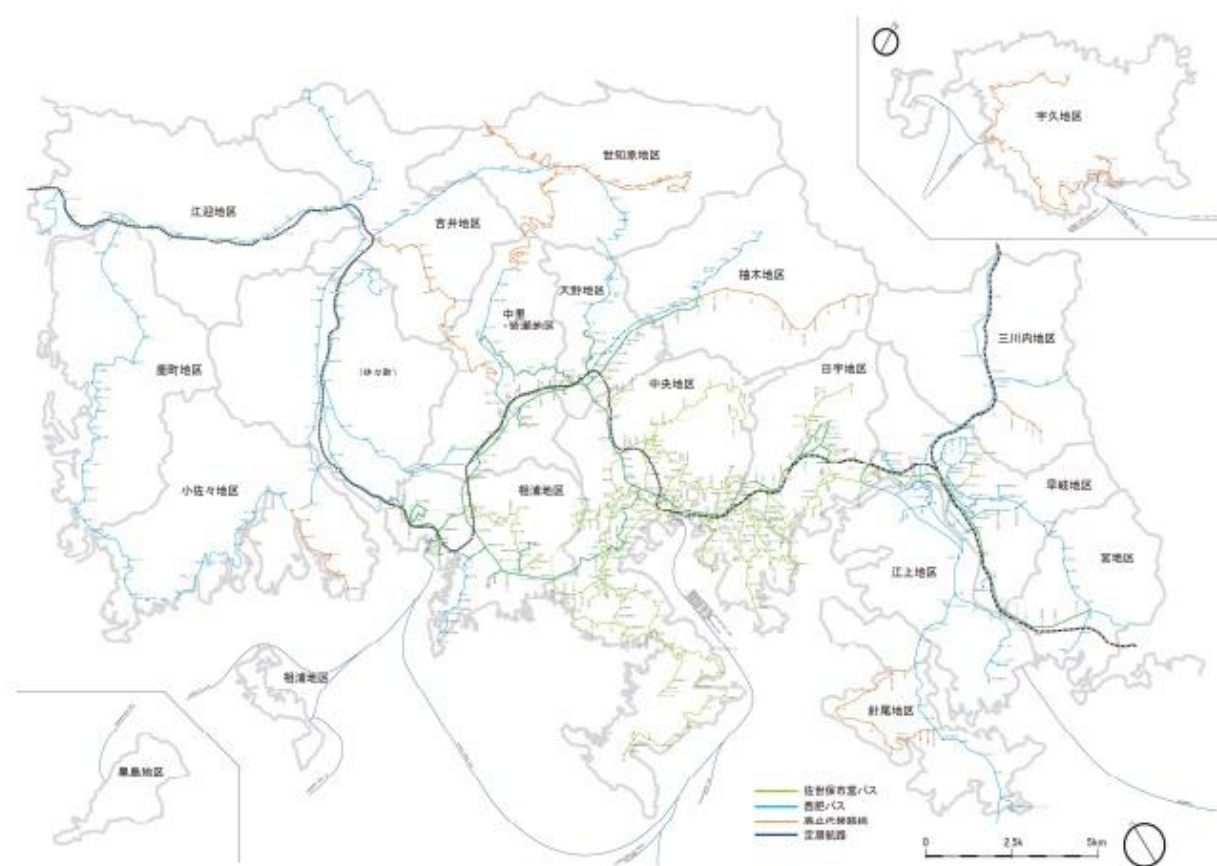


図 29 佐世保市の交通（佐世保市地域公共交通計画 令和 6 年 6 月改訂より転載）

（６）文化財に関連する施設

佐世保市街地は、登録博物館である「佐世保市博物館島瀬美術センター（愛称：しまび）」があり、佐世保市の歴史文化に関する資料の収集・保存、展示・教育、調査・研究を推進する目的で昭和 58（1983）年に開館しました。現状は資料の保存・展示を中心に行っています。そのほか、佐世保市の特色の一つである洞窟遺跡にスポットを当て、福井洞窟を中心とした調査・展示を行っている「福井洞窟ミュージアム」が令和 3（2021）年 4 月に開館しました。このミュージアムは出土資料や高さ 6m にもおよぶ剥ぎ取り土層の実物など、ジオラマや映像を駆使した展示を行っており、体験施設としても活用しています。また、「市立図書館（本館）」は、書跡・典籍・古文書等の資料の収集・保存とともに、調査を実施しています。

こうした施設に加えて、地域の特徴ある文化財を展示紹介する施設として、「世知原地区炭鉱資料館」、「うつわ歴史館」、「三川内焼美術館」、「海上自衛隊佐世保史料館」、「佐世保市総合教育センター・少年科学館」、「九十九島水族館」、「九十九島動物植園」、「浦頭引揚記念館」、「楠本端山旧宅」、「旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設」、「宇久島資料館」、「木場浮立資料館兼伝承所」があり、現在、市内近代化遺産のガイダンス施設として「させぼ立神近代化歴史公園」を新たに整備し、令和 8 年（2026）度の開館を目指しています。その他、「黒島天主堂」、「江迎本陣」、「コミュニティセンター（鹿町地区、小佐々地区、宮地区）」、等においても文化財展示コーナーを設けており、地元の方々が日常生活の中で学習することができる機会を提供しています。



図 30 佐世保市文化財関連施設

文化財施設概要



写真1 佐世保市博物館島瀬美術センター



写真2 福井洞窟ミュージアム



写真3 世知原地区炭鉱資料館



写真4 うつわ歴史館



写真5 宇久島資料館



写真6 木場浮立資料館兼伝承所



写真7 市立図書館



写真8 九十九島水族館

3 歴史的背景

(1) 旧石器・縄文時代

①佐世保市のはじまりと旧石器時代の暮らし

佐世保市における最初の人々が、いつから、どのような暮らしをしていたのかは、まだ明らかではありません。日本列島に人類の生活の痕跡が明確になるのが遅くとも 38,000 年前頃と考えられています。佐世保市吉井町の直谷岩陰では、最下層の炭化物から 40,000 年を超える年代値が得られ、同層で安山岩の破片を加工した石器が数点見つっています。これが実証されれば、朝鮮半島や中国大陆を經由して人類が日本列島へ到来したルートを解明する手がかりになるかもしれません。

佐世保市域における約 30,000 年前の後期旧石器時代の状況は、玄武岩溶岩台地上の標高 400m を超える高地に分布する遺跡と河川流域の沖積低地からやや高い 100m 前後の低地に分布する遺跡があります。

高地の遺跡では、板山遺跡、牟田原遺跡、江里峠遺跡等があり、河川の水源近くや池の周りに分布しています。これら遺跡からは、黒曜石製のナイフ形石器や台形石器、剥片尖頭器といった狩猟具の石器群がまとまって出土しています。当時は、氷河期であったため、山間部は針葉樹や落葉樹にササ類が繁茂する草原地帯であったと考えられます。水場の近くで狩猟を行っていたのかもしれません。

低地にある遺跡は、横手遺跡や上原遺跡、根引池遺跡があります。根引池遺跡は、円い黒曜石を加工したナイフ形石器が製作され、この円い黒曜石を穴に埋めた遺構が見つっています。ベースキャンプを転々と遊動する際にこの場所を拠点として移動を行っていたことが分かります。

そのほか、旧石器時代に、菰田洞穴、岩下洞穴、泉福寺洞窟など溶岩台地の頂部から谷への斜面途中に分布する洞窟・岩陰が遺跡として利用されています。以上のように、旧石器時代は、各時期を通じて台地上の頂部と河川流域の微高地をベースにキャンプサイトとして遊動生活をしていたことが分かります。

②旧石器時代から縄文時代へ

19,000 年前から 14,000 年前の後期旧石器時代終末期から縄文時代草創期にかけて、細石刃と呼ばれるカミソリ刃を組み合わせて使う道具が列島の各地で流行します。佐世保市域は、列島を俯瞰してみても、重厚な遺跡が密にあります。その中核が、福井洞窟、泉福寺洞窟、直谷岩陰です。福井洞窟の層位的発掘調査により、細石刃の出現から終焉までの技術の移り代わりを知ることができます。その層位的調査を泉福寺洞窟や直谷岩陰と重ね合わせることで、細石刃文化の中で土器が出現する過程、つまり、「旧石器時代の出口、縄文時代への入口」を



氷河期の海岸線



直谷岩陰



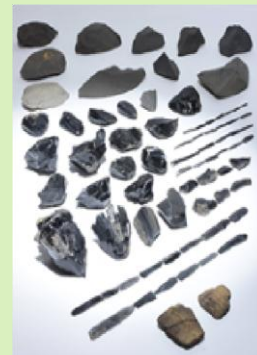
直谷岩陰出土品



根引池遺



国指定 福井洞窟



国指定 福井洞窟出土品

知ることが出来ます。このように、佐世保市域は、当時の最先端技術を取り込んで新たな文化へと移行していますが、一方で、細石刃が土器出現後も利用され続けるといった独自の文化圏を作り出しています。

これは、遊動生活から定住化へと新たな生活スタイルに向かう中で、洞窟を居住や活動の場として継続的に利用するなど、本地域特有の生活様式が形成されていたことを示すものと考えられています。

③縄文時代の佐世保—西海の縄文文化—

11,600年前から、地球全体が温暖化し、環境が大きく変化します。10,000年前の縄文時代早期では、拠点となる遺跡と狩猟キャンプのような衛星的な遺跡が一定の距離に分布しています。岩下洞穴で、埋葬人骨が27体も発見されていて、その周りに木の実などの加工具に使われる台石や石皿もみられます。埋葬や移動に不向きな台石などは定住化を示す大きな要素で、岩下洞穴は拠点遺跡といえます。

6,000年前の縄文時代前期になると、海岸部に遺跡が分布し貝塚を形成するなど海洋性の特性が強まります。この時期、相浦川流域では、山間の岩下洞穴から河口近くの下本山岩陰に拠点が移動します。下本山岩陰の前面にある門前遺跡では、銚子などの漁撈具などのほか、解体加工具が多く見つかっていて海洋的な集団の存在が考えられます。

相浦川流域では2km圏内に遺跡が分布しており、移動領域も明確になっています。岩下洞穴からは、鯛の骨が見つかり、下本山岩陰の人々を伝っての交易も想像されます。

4,000年前の縄文時代後期では、再び洞窟利用が活発化していきます。岩谷口第1・第2岩陰遺跡では、腰岳産黒曜石による狩猟具が大量に見つかっています。当時は、一時期寒冷な気候になっているため、シカ猟などの狩猟活動が活発化したのかもしれません。

（2）弥生時代・古墳時代

①弥生時代の始まりと海の道からの大陸文化や技術の導入

佐世保市において、弥生時代前期から後期までの遺跡が確認されています。

弥生時代前期の遺跡は、高島にある宮の本遺跡、鹿町町にある大野台支石墓群、相浦川沿いの位置する相浦地区の四反田遺跡等で確認されています。特に大野台支石墓群で確認されている墓の形式は中国大陸や朝鮮半島の墓の形式であったことから、大陸文化の一つである埋葬方法が文化として海を渡って、佐世保に伝播していることが判明しています。

宮の本遺跡で出土した人骨は、西北九州系弥生人と称され、縄文系弥生人との混血によることが形質学的にもDNAを用いた理化学分析でも実証されています。高島は離島で営農場所が少ないにもかかわらず、農耕の痕跡とされる「石包丁」が発見されており、陸稲やアワ、ヒエ



国指定 泉福寺洞窟



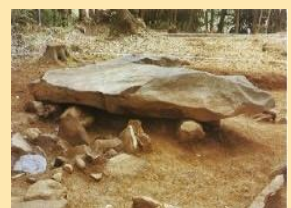
国指定 豆粒紋土器



県指定 岩下洞穴



出土人骨（岩下洞穴）



国指定 大野台支石墓群

などの雑穀を栽培する農耕を行っていたことが考えられます。また、墓の副葬品などから沖縄付近の海でしか採れないイモガイ製の貝輪をつけた女性人骨が出土しており、同様のイモガイ製の貝輪は北海道でも類似例が知られています。当時においても、沖縄から北海道まで日本列島を縦断した海の道があったことが想定され、その海の道に佐世保の海域が含まれていました。

四反田遺跡は、相浦川的作用により平地が作られ、水田に適した土地であったことから、集落が形成され、東西 80m、南北 50m の楕円形に並ぶ竪穴住居や住居列の内側には貯蔵穴、掘立柱建物が形成され、その外側に石棺墓等の墓域が発見されています。このように佐世保で発見された水田や住居、墓の形式や出土品から、大陸の文化や技術が伝播し、それらを享受していたことを知ることができます。

②多様化する弥生時代の生業

弥生時代中期の遺跡は、前期に引き続き四反田遺跡や萩坂町中村遺跡などで確認できます。相浦川沿いでは、川の氾濫が発生し、高い位置に集落を移動したと考えられています。今までの生活区域が川の流路の変化などで移動を余儀なくされることもありました。

弥生時代後期の遺跡は、相浦川流域の門前遺跡や下本山岩陰などで確認できます。門前遺跡は、相浦側流域で拠点的な遺跡です。建物の柱の跡や中央に炉の跡が残る住居跡、墓が集中する墓域が見つかり、墓からは鉄剣・刀子・ガラス玉などの副葬品が出土し、この周辺を治めていた身分の高い人の墓も含まれると考えられます。生活の痕跡を示す鋤や鍬などの木製の農具も多く出土しています。門前遺跡に対し下本山岩陰は生活の跡は無く、墓地として使われていました。針尾島高畑遺跡においては、中国大陸から伝来した石器で木材加工に使われる扁平片刃石斧が出土しました。低地での米作りを行う時代であったにもかかわらず、高地で畑作そして狩猟を行って生活していたと考えられます。

③古墳が築かれた佐世保

佐世保市における古墳時代の状況は、古墳の発見例自体は少ないですが、一部で出土した副葬品の状態がよく残されており、5世紀前半に築造された県指定史跡鬼塚古墳などが代表されます。この鬼塚古墳の円墳は肥後一帯の古墳の形式に類似しており、海の道による肥後と佐世保の文化の交流があったことを裏付けます。他には岬の先端付近に築造された早岐瀬戸に近い三島古墳、江上浦の岬の松ヶ崎古墳、宮地区にある盛土の滅失した円墳で石室を持つテボ神古墳等が挙げられます。古墳の位置は、岬の先端などを利用しており、あえてほかの人に見えるように築造されたのかもしれませんが。

最西端の遺跡の古田遺跡では、須恵器や土師器、埋葬人骨が発見されています。砂丘部分に遺跡が形成されているため、漁労中心であっ



住居跡（四反田遺跡）



水田跡（四反田遺跡）



宮の本遺跡



石棺墓（宮の本遺跡）



イモガイ製腕輪（宮の本遺跡）



門前遺跡



出土遺物（門前遺跡）

たと考えられます。佐世保市では古墳時代の遺跡の発見例は少ないですが、古墳時代における活動の痕跡を見出すことができます。

（３）奈良・平安時代

①佐世保に住む人々と文字資料の残存

奈良時代は佐世保市の歴史の中で最もわかっていない時期でしたが、近年の発掘調査により断片的に分かり始めています。発掘調査でもこの時期の遺物は出土することはあるものの、住居跡など集落を窺わせる遺跡は見つかっていません。ただし、8世紀前半～中葉に編纂されたと考えられている『肥前國風土記』に、わずかでありますが当時の佐世保周辺のことが記載されています。

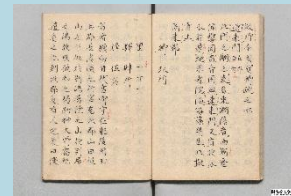
『肥前國風土記』では、潮の干満により滝のように音を立てて流れる「速来門」の様が描写され、この速来が訛って現在の「早岐」となるとされています。この「速来門」は、江戸時代に平戸藩主によって編纂・刊行された『平戸領地方八奇勝図』において、「潮之目」として紹介され、現在まで地域のシンボルとしてあり続けています。また、『肥前國風土記』には当該地域に中央勢力に対抗する「土蜘蛛」と呼ばれる土着民がいたとされ、その長は「速来津姫」であったと記されています。

奈良時代・平安時代を通じて市南部の早岐とともに栄えていた地域は相浦周辺と考えられています。この2つの地域は弥生時代以降の重層的な遺跡が多く発見されており、市内では数少ない広い流域を背景にもつ平野が広がる地域で、その平野と河口から海域で生業を営む人々が多くいたことが想像できます。そのことを示すように、相浦川流域で発掘調査が行われた門前遺跡をはじめとする複数の遺跡では、北部九州、山陽、畿内、東海から搬入された土器（生活道具）のほか、中国・朝鮮半島との膨大な貿易陶磁器が出土しています。

当時の彼杵郡の北端にあたるこの地域は、海外との貿易の玄関口として様々な文物を受ける重要な要衝で、それらを管理管轄するための中央集権の地方機関が設置されていた可能性が指摘されています。近隣諸外国との貿易ではその玄関口となり、また国内流通網の開始・終着点として多くの人々が集う場所であったと考えられます。当該時期の各集落内における人の動静を物語る記録は、残念ながら発見されていません。



県指定 鬼塚古墳



肥前國風土記
出典：国立公文書館デジタルアーカイブ



国指定 潮之目（速来門）



出土遺物（門前遺跡）



三島山経塚



市指定 三島山経塚出土品

②平安時代の祈り

平安時代末期は、全国的な動乱や飢饉の頻発により「末法思想」が広がり、都から遠く離れたこの地域までその思想が伝わってきたこともわかっています。将来の仏教復活を信じ造営された経塚には經典が納められており、現在までに三島山経塚のほか、飯盛山（相浦町）、針尾島（針尾北町）で經典を納めた滑石製経筒が発見されています。特に三島山経塚では、經典とともに銅鏡や貿易陶磁器も納められており、地域の有力者が願主となり地域の平和を願っていたと推測されています。



明星ヶ鼻経塚

（４）鎌倉・室町時代

①松浦党の出現

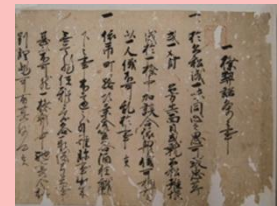
この時期の集落遺跡は極めて限定的で、詳細の把握には至っていません。しかしながら、当該地域を領有した「宗家松浦氏」と「平戸松浦氏」が築城した山城等（約 50 ヶ所）と、それらに関する文献資料から概観を捉えることができます。

特に 15 世紀に玄界灘沿岸から佐世保市相浦谷に本拠地を移した宗家松浦氏は、東アジアで活動した松浦党の中心的存在と考えられ、山城等の発掘調査による出土品からは国内外の広域的な文物を受け入れていたことがわかってきています。

②宗家松浦氏の時代

古代から 13 世紀頃まで在地領主の「相神浦氏」がおり、15 世紀には宗家松浦氏の本拠地となっていますが、その詳しい時期や経緯はわかりません。武辺城（中里町）は宗家松浦氏の本拠地で、五島や壱岐の一部まで領有する一大勢力であり、そのことを示すように長崎県北部で最大の規模を誇っています。朝鮮半島と貿易を行っていた記録もあるように、発掘調査では中国産・朝鮮産の膨大な陶磁器が出土しています。しかし、文書によると勢力を拡大しようとする平戸松浦氏とは度々衝突し、大智庵城（瀬戸越町）へと本拠地を移したのち、遂には平戸松浦氏に領地を奪われることとなります。その後、宗家松浦氏は一時的に領地回復を果たし飯盛城（相浦町）の築城により平和な時期を迎えますが、最終的には敗戦し平戸松浦氏の支配下に入ることによって決着しました。

そのほか、松浦一族の「志佐氏」の居城である直谷城（吉井町直谷）は、断崖丘陵の地形を生かし土塁・空堀・堅堀などを併せ持った城で、長崎県指定文化財（史跡）に指定されており、平戸松浦氏との戦いで敗れて廃城となりますが、城の一部には城主の幼娘を逃がそうとした「姫落とし」と呼ばれる高い崖も見ることができます。



『青方文書』「下松浦住人等一揆契諾状（一部）」長崎歴史文化博物館蔵



武辺城跡出土品



県指定 直谷城跡



井手平城跡



広田城跡

③平戸松浦氏の時代

現在の佐世保市の大部分を平戸松浦氏が領有した時代、近隣の大村氏や龍造寺氏等との勢力抗争が頻発し、特にその境界線に近い佐世保市南部に山城が集中します。戦国大名に成長した松浦鎮信は、大村領主でキリシタン大名の大村純忠と井手平城（新替町）、広田城（広田町）での戦いを繰り返し続けています。井手平城での戦いで夜打ちにより約 300 名が戦死しましたが、次の広田城の戦いでは平戸からの援軍により大村氏を退け、舢ノ峰峠の会談で領地を確定し江戸時代を迎えます。

そのほか、広田城の戦いに参戦した針尾伊賀守が築城した針尾城（針尾中町）は、ポルトガル宣教師ルイス・フロイスが著した「日本史」にも登場しています、発掘調査では、16 世紀の貿易陶磁器（中国産・東南アジア産）が主体となって出土し、国内での出土事例がほとんどない稀少な遺物の出土も含まれています。このことは、針尾氏が海上交通に深く関与し、交易によってもたらされたと考えられています。

（5）江戸時代

①平戸藩の成立と平戸往還・浦の整備、新田開発

戦国時代が終わり江戸時代になると、平戸松浦氏の領地は平戸松浦藩として安堵されます。領内の道である平戸往還（平戸田平～彼杵）や浦が整備され、社会基盤が形作られ、活発な人々の流れが生まれました。また、往還沿いに等間隔に本陣が設置され、江迎にある江迎本陣には藩主に関する文化財が数多く残されています。また、当地では酒造りが江戸時代から行われており、酒造りに関係する建物が現在も残されています。

江戸時代に描かれた平戸藩の絵図には海路が津々浦々に張り巡らされ、平地の少ない佐世保では海の道が重要でした。海岸線が長い佐世保は漁業が盛んで、浅瀬に面する早岐や相浦は、港と往還を持った商業地として文物交流の中核となり栄えました。平地の少ない佐世保では、17 世紀中頃に相浦地区、早岐地区において、平戸藩が主導して浅瀬の海辺で大規模な新田開発を行い、平地の拡大による米の増産が図られました。17 世紀後半から町人請負による新田開発が各浦で進み、相浦地区の大潟新田は大規模な開発が行われ、江戸時代に作られた平地は現在も大切に利用されています。また、山間部では棚田が作られ、農地を拡大しました。

②陶磁器産業（三川内焼）の発達

三川内焼は 16 世紀末の豊臣秀吉による朝鮮出兵（文禄・慶長の役）により、日本各地に移動した朝鮮人陶工が起源の一つとされ、肥前各所に窯場が開かれました。その後、三川内地区の葭之本窯に連房式登り窯が築かれ、陶器を製造しました。三川内地区の長葉山窯でも陶器が



針尾城跡



平戸往還



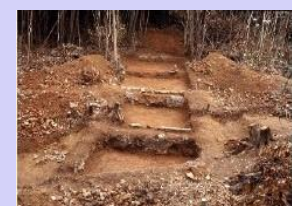
県指定 江迎本陣



天保国絵図肥前国（海図）
出典：国立公文書館デジタルアーカイブ



大潟新田水門と堤防



県指定 葭之本窯跡

製造され、磁器の原料となる陶石が藩内で発見されると磁器も作られました。その後、三川内皿山の一部の陶工は平戸藩から扶持米をもらい、御用窯の体制が作られ、藩は将軍家や皇室へ陶磁器を献上するようになります。三川内地区に三つの皿山が形成され、陶磁器の生産が盛んになり、藩の産業として重視され、磁器の技術水準が飛躍的にあがり、精巧緻密な磁器製作技術が生み出されるに至りました。幕末には海外にも三川内焼が輸出され、現在もその名は「Hirado」の名前で海外各地の美術館に収蔵されています。また、三川内焼の技術は三川内地区の陶工に受け継がれて現在に至り、窯跡や焼き物に関わる景観が山奥の集落に残されています。

③歴代の平戸藩主が残したもの

平戸松浦氏が藩主を務める平戸藩は、代々の藩主に文化的な素養があり、現在も数多くの文化財を現在に残しています。平戸往還沿いの奇岩名所を取りまとめた「平戸八奇勝図」、「江迎本陣の螺鈿細工」、「枕水舎」、「松浦静山・観中自筆の屏風二双」、「平戸藩西口松浦家文書」、「龍瑞庵木彫り地藏厨子」などがあり、当時の平戸藩主の文化への造詣の深さや文化を後世に残す事への想いを知ることができ、文化財の保存と活用の先駆的な取組であったことを知ることができます。

④佐世保の祭り、祭礼

神社に平戸神楽や宇久神楽が奉納され、北部の山間部ではシトギを用いた 12 月の収穫儀礼として、吉井のシシウチ行事やお蔵入れ等が現在も執り行われています。また、西有田町から伝播したと伝わる雨ごいや五穀豊穡を願った浮立が「木場浮立」や「長坂浮立」などとして、現在も各地に残されています。また、佐世保のヤモード祭り、水かけ地藏祭りなども毎年開催されています。各地の主要な神社は神聖な土地として、社や社叢を大切に保護しており、固有の樹木や植物などが神社の社叢に保存されています。

⑤黒島の文化

もともと平戸藩の牧場地であった黒島は、のちにキリシタンと御影石で知られました。19 世紀後半に他領からの住民の移住が藩から許可され、佐賀・大村領より住民の移住が頻繁になりました。移住者にはキリスト教信者も多くいたと言われており、潜伏キリシタンと現地民による黒島の生活様式が形成され、離島の有効利用は黒島の文化的な景観として今も息づいています。



三つ葉葵文大皿片



平戸八景(眼鏡岩)



市指定 龍瑞庵木彫り地藏厨子



国登録 吉井のシシウチ行事



県指定 木場浮立



国指定 黒島天主堂



国選定

佐世保市黒島の文化的景観

(6) 明治時代～現代

①鎮守府の設置

現在の佐世保市は人口約 23 万人が暮らす県下 2 番目の都市ですが、明治時代の初めまでは「寒村」と評される場所でした。佐世保市が発展した理由として、明治時代に旧日本海軍の拠点である「鎮守府」が、設置されたことにあります。旧日本海軍は天然の良好である佐世保港に着目しました。佐世保港は水深が深く、港の両側に俵ヶ浦半島と西彼杵半島が突き出し、防波堤の役割を果たし、大きな軍艦を停泊させる港として、これ以上ないほどの好条件でした。

鎮守府の設置まで 4 年ほどの調査期間を要し、調査には後の海軍元帥である東郷平八郎も加わり、周辺の港も含め何度も調査しました。途中、同じく良港を有する伊万里市が名乗りを上げましたが、最終的には明治 19 (1886) 年に佐世保市に軍港と鎮守府の設置が決定されました。鎮守府の設置が決まると、軍港と市街地が作られ、この時設計された碁盤目状の市街地は現代まで受け継がれています。

②鎮守府とインフラ施設の整備

鎮守府とともに発展した佐世保市は、軍港や工廠を運営するための様々な施設・設備が造られていきました。その一つが水道施設です。今は蛇口をひねれば当たり前のように手に入る綺麗な水ですが、鎮守府が設置された当時は井戸水が一般的であったため、安定して良質な水を手に入れることは難しかったのです。さらに、軍港では大量の水を使用することから、軍用水の不足が大きな課題となりました。初期の水道施設の水源はこれを解消するために作られたものです。佐世保初の水道施設は弓張岳からの湧水を利用したもので、これは日本で 3 番目、九州では最初の近代水道施設です。

この水道施設は当初は軍用水でしたが、その後は市民へも手桶単位から提供が始まり、明治時代の終わりに市街地に水道管が引かれ市民も安全な水を手軽に使うことができるようになりました。水道施設のほかに、鎮守府の設置に呼応して鉄道の敷設や炭鉱関連施設など、多くの産業が栄えました。

③佐世保北松の炭鉱

佐世保市と周辺一帯は「北松炭田」と呼ばれる九州有数の炭田地帯が広がっており、戦前から戦後にかけて、地域の主力産業でした。ここで産出される石炭は「黒いダイヤモンド」と呼ばれ、明治時代から昭和 40 年代まで日本経済を支えた貴重な資源でした。しかし、昭和 40 年代の「エネルギー革命」により、石炭から石油への転換が進むと国内の炭鉱が次々と閉山し、佐世保北松の炭鉱も閉山しました。今も炭鉱採掘に使用した様々な施設が現地に残されており、当時の炭鉱掘削の名残を今に伝えています。



佐世保鎮守府



立神係船池



国指定 旧佐世保無線電信所



山ノ田水源地



平瀬の煉瓦倉庫



無窮洞



県指定 旧松浦炭鉱事務所



楠泊の石炭ホッパー

④戦中と戦後の再出発

佐世保鎮守府は戦争の拡大とともにその施設を強化していきました。鎮守府の直営工場であった佐世保海軍工廠では、たくさんのドックが築かれ東洋一の係船地が作られるなど、造船施設が増築されていきました。特に、クレーン施設はイギリスに最新の大型クレーンを特注し、施設の強化がなされました。

戦後の佐世保は鎮守府時代を踏襲し、米海軍や海上自衛隊の港として機能していきました。旧海軍工廠の施設は造船会社に引き継がれ、現在も施設の多くが現役で使用されています。戦後に米軍基地がおかれたことで様々な影響を受け、特に食文化として佐世保バーガーやレモンステーキ等、米軍向けの食事から出発し、今では佐世保の名物となっているものもあり、近現代の佐世保は軍港都市として発展し、そこから新たな文化が生まれ、今に受け継がれています。

⑤平和都市宣言と西海国立公園の指定

太平洋戦争の敗戦により、それまで依存してきた海軍を失った佐世保市は、海軍が残した施設を活用して復興を目指しました。その先頭に立ったのが、当時の中田市長で佐世保の将来像を平和産業港湾都市と定め、市議会で「平和都市宣言」を行うなど、佐世保のリーダーとして進むべき道を示しました。それらを実現するために、旧軍財産を譲り受けるための法律「旧軍港市転換法」の制定を目指しましたが、昭和 25 年(1950)6 月に朝鮮戦争が勃発し、佐世保市は国際連合軍の前進基地として後方支援を担いました。そして、佐世保の港湾施設は再びアメリカ軍に接收され、中田市長と市民が目指した平和産業港湾都市の建設という目標は遠のいてしまいましたが、九十九島を含む西海国立公園は、昭和 30(1955)年 3 月に 18 番目の国立公園として指定され、現在も広く市民に認知され、大切に保護され、佐世保市のシンボルの一つとなっています。

(7) 離島「宇久島」

①宇久島について

五島列島の最北端に位置する宇久島は属島の寺島とあわせ面積約 26 km²の小さな島です。島の中央に宇久島のシンボルである標高 258m の城ヶ岳が聳え立ち、山頂から東に平戸諸島、南に小値賀諸島、五島列島、北に壱岐、対馬を望みます。島のおよそ 5 分の 1 が西海国立公園に指定されており、五島文化の発祥の地とも言われ、魅力的な伝統芸能が長い歴史のなかで継承されています。

②旧石器時代から宇久島に住む人々

宇久島の歴史は、旧石器時代から人々の痕跡が確認されており、城ヶ岳平子遺跡をはじめとする旧石器時代の遺跡が 15 箇所確認されています。城ヶ岳平子遺跡では旧石器時代のナイフ形石器や野岳型細石核



戸尾市場（トンネル横丁）



西九州倉庫(旧第五水雷庫)



佐世保バーガー ©SASEBO



ハウステンボス



九十九島（西海国立公園）

©SASEBO



宇久島



出土遺物（城ヶ岳平子遺跡）

などのほか、縄文時代草創期の隆起線文土器も出土しており、佐世保の本土との交流が見られます。

③海の道の結節点であった宇久

宇久松原遺跡は平港にほど近い神島神社周辺に広がっています。明治時代初めに人骨が埋葬された支石墓が発見され、その後の調査で弥生時代前期の墳墓が数多く発見されました。かつて神島神社一帯は海岸線に面した砂丘で、宇久松原遺跡は海で生活をしていた人々の墓域でした。出土した多くの人骨や副葬品は北部九州から伝わったもので、その時代にすでに人、物、文化の交流があったことがわかります。北部九州、朝鮮半島、中国大陆の交流において、この宇久島が「海の道」の中継点となっていたのです。

④宇久氏の登場と領地支配

平安時代末期の平家一門の武将であった平家盛に係わる伝承が有名です。家盛は壇ノ浦の戦いの後、都落ちして宇久島西端の火焚崎（船隠し）に上陸したと伝えます。この地で領主となり、宇久7代約200年に亘って宇久島を治め、五島一円にまでその勢力を拡大しました。宇久島が五島藩発祥の地と言われる所以です。上陸の際に家盛を助け、手厚くもてなした漁師に恩賞として海の侍を意味する「海士」の呼称を与えたとも伝わります。さらに五島一円の鮑を獲ることを許された「永久採鮑権（さいほうけん）」も与え、昭和の半ばまで代々受け継がれていました。宇久島の繁栄に海士の存在はなくてはならないものでした。

⑤宇久島に息づく信仰と祭り

歴史とともに受け継がれる行事は、宇久島にもあります。旧暦6月17日の夜、神浦の厳島神社で行われる竜神祭は「ひよひよ祭り」ともいわれ、300年以上前から伝わる神事です。月が昇るのを待ち、幟や御神灯で飾った漁船に御輿、笛、太鼓を乗せて「ひよーひよーひよー」と連呼しながら神浦港内を周回し、その後は沖合で大漁と漁の安全を祈願する神事を執り行います。月に照らされた海面、笛と太鼓の音が幻想的な世界を創り出します。この「ひよひよ」は宇久島に伝わる「笛の名人龍宮に召される」という昔話に由来し、龍宮に連れて行かれた庄屋が奏でる笛の音を再現した、また庄屋を慰める掛け声だと伝えられています。この他にも国指定重要無形民俗文化財である宇久神楽は、400年の伝統を持ち、また八坂神社夏祭（祇園祭）、神島神社例大祭（おくんち）、宇久島神社例大祭（しゃぐま棒引き）等、それら伝統を守り続ける誇りが島民の姿に現れています。宇久で生まれ、培われ、伝えられてきた豊かな文化は佐世保の中においても、特質した文化を内包しています。



市指定 家盛公以下七代の墓



県指定 宇久松原遺跡



海士



竜神祭（ひよひよ祭り）



国指定 五島神楽（宇久神楽）



市指定 しゃぐま棒引き

第2章 佐世保市の文化財の概要と特徴

1 指定等文化財の件数

佐世保市の指定等文化財は、文化財保護法及び長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）、佐世保市文化財保護条例（昭和45年3月31日条例第17号）によって指定及び選択、登録されています。令和8(2026)3月31日現在、指定等の文化財の数は164件です。その内訳は国指定文化財13件、国選択文化財2件、国登録文化財17件、県指定文化財32件、市指定文化財100件です。文化財の保存技術に選定されているものはありません。

佐世保市は、旧石器時代の福井洞窟から近現代の針尾送信所、西海橋まで各時代にあります。また、佐世保市における指定等文化財の指定件数についても、各年代ごとに指定件数を増やし、文化財を保護する取組を実施しています。

表5 佐世保市の指定等文化財の件数（令和8(2026)年3月31日現在）

文化財の種類			件数	国指定等			長崎県 指定	佐世保市 指定
				指定・選定	選択	登録		
有形文化財	建造物		39	3	-	17	5	14
	美術工芸品	絵画	0	0	-	0	0	0
		彫刻	9	0	-	0	1	8
		工芸品	7	0	-	0	2	5
		書跡・典籍	1	0	-	0	0	1
		古文書	1	0	-	0	0	1
		考古資料	6	2	-	0	1	3
		歴史資料	0	0	-	0	0	0
無形文化財		演劇	0	0	0	0	0	0
		音楽	0	0	0	0	0	0
		工芸技術	3	0	0	0	2	1
民俗文化財	有形の民俗文化財		13	0	-	0	0	13
	無形の民俗文化財		18	1	2	0	2	13
記念物	遺跡		27	3	-	0	8	16
	名勝地		1	1	-	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		38	2	-	0	11	25
文化的景観			1	1	-	-	-	-
伝統的建造物群			0	0	-	-	-	-
合計			164	13	2	17	32	100
				32				

※文化的景観「佐世保市黒島の文化的景観」は、重要な構成要素4件、特定物件100件です。

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の2つのうち、「吉井のシシウチ行事」は、地域のシシウチ神事を大枠で選択しているため、1件としています。

表 6 佐世保市の指定等文化財・史跡(時代別)

旧石器時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	古代	中世	近世	近現代
・ 福井洞窟	・ 泉福寺洞窟 ・ 大野台 支石墓群 ・ 岩下洞穴	・ 宇久松原 遺跡	・ 鬼塚古墳 ・ 鬼塚古墳 出土品	・ 三島山経塚 ・ 浄漸寺の銅 造如来坐像 ・ 世知原の 懸仏	・ 直谷城跡 ・ 針尾城跡 ・ 東禅寺の 大クス	・ 平戸八景 ・ 梅ヶ枝酒造 ・ 江迎本陣 ・ 楠本端山 旧宅 ・ 葭之本窯跡 ・ 木場浮立	・ 針尾送信所 ・ 西海橋

2 埋蔵文化財

佐世保市における文化財保護法で周知されている埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）は 512 箇所を確認し、長崎県遺跡地図に記載しています。時代別にみると縄文時代の遺跡が最も多く、旧石器時代、中世の遺跡が次いでいます。また、佐世保市の特徴として、洞窟（洞穴・岩陰）遺跡数が全国で最も多い 36 箇所あり、「洞窟遺跡日本一のまち」です。さらに、明治時代以降に鎮守府が設置されたことから、旧軍関連施設（軍事関連遺跡）の一部も埋蔵文化財として保護している特徴があります。

表 7 佐世保市の埋蔵文化財年代別遺跡数と種別数（令和 8(2026) 年 3 月 31 日現在）

	旧石器時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	古代	中世	近世	近代	その他
遺跡数	131	292	36	30	6	111	62	13	23

	遺物 包含地	洞窟 岩陰	原産 地遺跡	墳墓 古墳	貝塚	屋敷 跡	社寺 跡	集落 跡	城館 跡	軍事 施設	経塚	石造 物	石罫	船蔵 跡	窯跡
遺跡数	338	31	1	38	3	2	3	2	42	8	1	6	3	1	33

※時代区分の「その他」は、時代が明示されていない遺跡。

※時代や種別が重複するものはそれぞれの時代・種別で計上。

3 未指定文化財

佐世保市は、指定等文化財以外の未指定文化財について、既存文献調査や市民アンケートをもとに総合的な把握調査を行い、リスト化しました。令和 8(2026)年 3 月 31 日現在、把握している未指定文化財は 4,153 件で、その内訳は下記のとおりです。

表 8 佐世保市の未指定文化財の把握状況（令和 8(2026)年 3 月 31 日現在）

文化財の類型		宮	三川内	針尾	江上	広田	早岐	日宇	崎辺	南	山澄	中部	西	愛宕	九十九	清水	北	大野	柚木	中里皆瀬	相浦	黒島	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	地区なし	合計
有形文化財	建造物	10	11	4	1	2	14	3	2	8	3	14	25	1	6	27	2	20	10	13	22	1	7	10	23	9	13	11		272
	絵画														1															1
	彫刻		2	1			1								5				1	5	2	1	2		7		1	1		29
	工芸品	1	6	1			1	5	2		3	2		1		1	1	7	1	14	2		3	1		1	8		2	63
	書跡・典籍			1																4	1								2	8
	古文書		4		8	2	2				1	3				4		1	3	5	2	1		3	4	2	2	1	31	79
	考古資料	1	1	1								1									3				1				2	10
	歴史資料									1		1				1					8		2		2				5	20
無形文化財																														0
	演劇																													0
	音楽																													0
	工芸技術		10																											10
民俗文化財	有形の民俗文化財	19	50	27	17	17	31	15	1	14	8	14	5	1	14	8	5	12	40	13	13	1	53	57	41	10	21	18	4	529
	無形の民俗文化財	2	15	3	7	6	9	6	2	2	2	6	5	1	6	7	2	4	10	7	11	7	44	19	59	2	14	28	79	365
記念物	遺跡	62	104	53	73	35	66	61	23	27	14	28	24	5	38	45	6	55	50	70	86	21	116	57	67	71	95	78	15	1,445
	名勝地	1		9	2	1	2	3	1	2		4	4	2	61	1	1	1	2	5	74	7	11	5	19	40	3	62	10	333
	動物・植物・地質鉱物	18	23	19	14	24	12	21	2		6	16	4	3	85	12		6	48	4	52	15	85	121	98	84	56	69	21	918
文化的景観			5	1	1			1			2		4			1			2	1	1			3	1				1	24
伝統的建造物群																											1			2
文化財の保存技術																														0
その他		3	3	2	1		2	2			1		1	3	3	1		4		1	1	1	2	2			1		11	45
小計		117	234	122	124	87	140	117	33	54	40	89	73	17	219	108	17	110	167	142	278	55	325	278	322	219	215	268	183	
合計		4,153																												

なお、序章で述べた本計画における文化財の定義で「文化財保護法の定義にあてはまらないもの」に分類されるものは、「その他」の項目で記載しています。

4 文化財の類型ごとの概要

(1) 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）

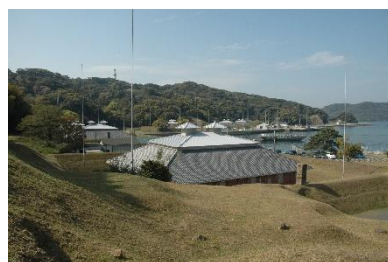
《建造物》

建造物の指定等文化財は39件あります。国指定の建造物は、世界遺産の構成資産である黒島天主堂や、近代化遺産である旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設、佐世保市と西海市を繋ぐ西海橋、国登録の建造物は江戸時代の山下家のもと(酥)蔵、梅ヶ枝酒造主屋他6棟や近代化遺産である旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)、佐世保重工二五〇トン起重機、旧佐世保鎮守府武庫預兵器庫等があり、戦後に建てられた観潮橋や弓張岳展望所なども登録されています。県指定は、江戸時代の山下家の貯蔵蔵、大宮姫神社本殿、近代の旧松浦炭鉱事務所、樋口橋があります。市指定は、江戸時代の大念寺の鐘楼山門、平戸藩御用鯉御囲池と明治時代以降に建設された佐々川世知原の石橋群、佐々川吉井の石橋群、西川内橋、中野橋などの石橋群があります。

未指定文化財は、近代化遺産に関する南風崎トンネルや前畑火薬庫群などを把握しています。



国指定 西海橋 ©長崎県観光連盟



未指定 前畑火薬庫群

《絵画》

指定等文化財はありません。

未指定文化財は、江戸時代の閻魔掛図を把握しています。



未指定 閻魔掛図

《彫刻》

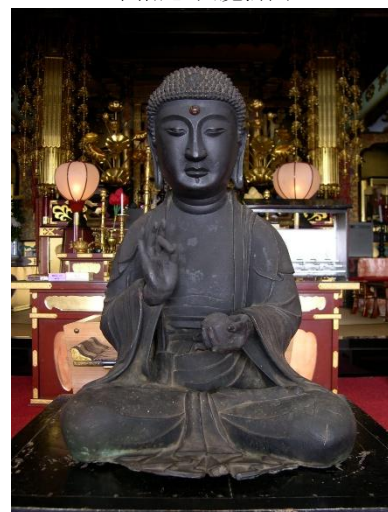
指定等文化財は9件あります。県指定は、浄漸寺の銅造如来坐像、市指定は、浄漸寺木造薬師如来坐像、東漸寺木造薬師如来立像、笥瀬免の薬師如来及び十二神将像、永徳寺の木造釈迦如来坐像(旧正興寺仏像)、潮音院の木造不動明王立像、光明庵の阿弥陀如来立像、東漸寺木造不動明王立像などがあり、寺やお堂に安置された仏像が多くを占めます。

未指定文化財は、寺社等にある仏像関係を把握しています。

《工芸品》

指定等文化財は7件あります。県指定は、江迎本陣の螺鈿細工「枕水舎」附由来書一通、世知原の懸仏、市指定は、東漸寺の青銅鏡、洞禅寺の梵鐘、葛籠鎮守神社の懸仏、潮音院の梵鐘、潮音院の薬師如来懸仏があり、江戸時代の本陣や寺社に残され、継承されてきた工芸品が多くを占めます。

未指定文化財は、本陣や寺社等、個人が所有している松浦清(静山)の御駕籠つき茶碗などの工芸品を把握しています。

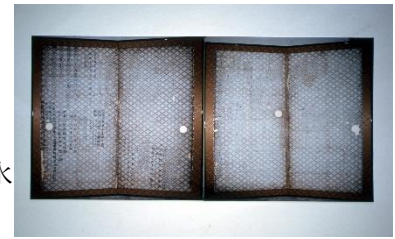


県指定 浄漸寺の銅像如来坐像

《書跡・典籍》

指定等文化財は1件、市指定の松浦静山・観中自筆の屏風二双があり、江戸時代の平戸藩にまつわるものです。

未指定文化財は、本陣や寺社、個人等が所有している楠本碩水の書などの書跡・典籍を把握しています。

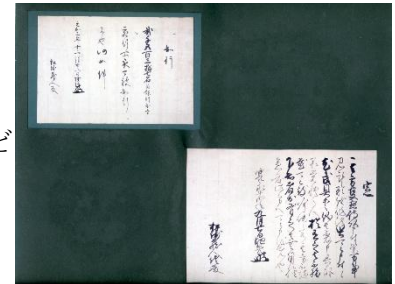


市指定 松浦静山・観中自筆の屏風二双

《古文書》

指定等文化財は1件、市指定の平戸藩西口松浦家古文書があり、江戸時代の平戸藩にまつわるものです。

未指定文化財は、市や寺社、個人等が所有している泊文書などの古文書を把握しています。



市指定 平戸藩西口家松浦家古文書

《考古資料》

指定等文化財は6件あります。国指定は、泉福寺洞窟出品、福井洞窟出土品、県指定は、鬼塚古墳出土遺物一括、市指定は、三島山経塚出土品、宇久松原遺跡出土品、岩谷口岩陰の青銅鏡があり、発掘調査によって出土した考古資料が主体です。

未指定文化財は、市及び大学等の機関が所有しているテボ神古墳の副葬品や堂ノ前の土師器壺などの考古資料を把握しています。



国指定 福井洞窟出土品

《歴史資料》

歴史資料の指定等文化財はありません。

未指定文化財は、市、個人等が所有している吉村長策関連資料や定遠の砲弾などの歴史資料を把握しています。

(2) 無形文化財（演劇、音楽、工芸技術）

《演劇》

演劇の指定等文化財はありません。

未指定文化財も把握していません。

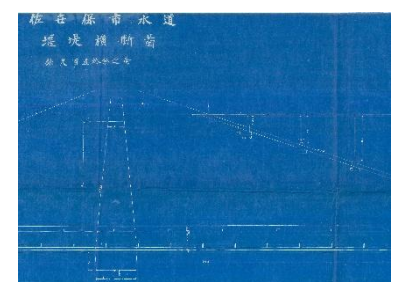
《音楽》

音楽の指定等文化財はありません。

未指定文化財は把握していません。



未指定 テボ神古墳の副葬品



未指定 吉村長策関連資料

《工芸技術》

指定等文化財は3件あります。県指定は、三川内焼細工技術（技術保持者：中里一郎）、三川内焼細工技術（技術保持者：今村均）、市指定は、三川内焼置上技術（技術保持者：今村隆光）があり、江戸時代の三川内焼に関係する工芸技術が主です。

未指定文化財は、個人等が保持している三川内焼透かし彫り技術などの工芸技術を把握しています。



県指定 三川内焼細工技術

（3）民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）

《有形の民俗文化財》

指定等文化財は13件あります。市指定の西光寺八十八箇所石仏群、水かけ（木彫）地藏、根引の十王仏、猪調の民間信仰遺跡、北田免の辻の神、根引の五輪様、飯良坂の宝篋印塔、龍瑞庵木彫り地藏厨子、船ノ村の地藏菩薩及び十二神将像、潮音院の三界万霊塔、板石塔婆、船ノ村の六地藏、ロノ里の供養様があります。

未指定文化財は、団体等が所有している佐世保独楽などの有形の民俗文化財を把握しています。



市指定 西光寺八十八箇所石仏群



未指定 佐世保独楽 ©SASEBO

《無形の民俗文化財》

指定等文化財は18件あります。国指定は五島神楽があり、国選択は、北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）、北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）、吉井のシシウチ行事、県指定は、木場浮立、佐世保のヤモード祭り、市指定は、乙石尾の猪神祭り、橋川内の猪神祭り、踊瀬の牛神祭り、北川内浮立、クァインココ、宇久島神社のしゃぐま棒引き、宇久本飯良のなぎなた踊り、長坂浮立、水かけ地藏祭り、きねかけ祭り、ロノ里の念仏講、船ノ村のかずら舞、褥崎のあやたけ踊りなど各地区で伝承されてきた無形の民俗文化財があります。

未指定文化財は、団体等が伝承している龍神祭（ひよひよ祭り）や東浜の女相撲などの無形の民俗文化財を把握しています。



国指定 五島神楽



未指定 龍神祭（ひよひよ祭り）

（4）記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）

《遺跡》

指定等文化財は27件あります。国指定は、福井洞窟、泉福寺洞窟、大野台支石墓群、県指定は、葭之本窯跡、楠本端山旧宅と楠本家墓地土墳群 7基、佐世保市岩下洞穴、直谷城跡、下本山岩陰遺跡、江迎本陣跡、宇久松原遺跡、鬼塚古墳、市指定は、橋川内洞窟、直谷城主志佐氏の墓地、都蔵寺氏の墓



国指定 泉福寺洞窟

地、家盛公以下七代の墓、宮ノ首貝塚、神浦代官所跡、大久保様の墓、長崎鼻遺跡、藤原久道の墓、大別当新田御茶屋敷跡、大悲観岩陰遺跡、萬松山永徳寺、深江将監自刃の地、深江・志佐領境界石、平戸往還梶ノ村道、五輪の塔があり、洞窟遺跡や墓碑が多く指定されている特徴があります。

未指定文化財は、文献等に記載された遺跡である洞窟遺跡群を把握しています。

《名勝地》

指定等文化財は1件、国指定の平戸領地方八奇勝（平戸八景）があり、江戸時代の平戸藩に関わるものです。

未指定文化財は、文献等に記載された九十九島などの名勝地を把握しています。

《動物》

指定等文化財は1件、国指定のツシマヤマネコがあります。

未指定文化財は、文献等に記載されたニッポンバラタナゴやシオマネキなどの動物について把握しています。

《植物》

指定等文化財は32件あります。国指定は、御橋観音シダ植物群落、県指定は、藤山神社の大フジ、子安観音の大クス、東漸寺の大クス、西光寺のオオムラザクラ、吉井町の吉田大明神社叢、世知原の大山祇神社社叢、蘇鉄の巨樹、小佐々のハカマカズラ、市指定は、中田家屋敷のイチョウ、西光寺のノダフジ、根谷のサザンカ、五蔵池のアキニレ群生地、大渡のタニガワコンギク群生地、山口神社のオガタマノキ、上野原の大山祇神社社叢、宇久下山のアコウ、宇久スゲ浜のハマユウ、宇久大浜のホウライシダ群生地、宇久本飯良の八幡神社社叢、宇久十川のナタオレノキ、小佐々矢岳のタブノキ、小佐々矢岳のオガタマノキ、旧江迎小学校校庭のムクの木、白岳岩上植物群落、船ノ村のスダジイ、船ノ村の鎌倉神社社叢、長串のオガタマノキ、木場のヤブツバキ、瀬尻島樹叢、褥崎のアコウ、洞窟シダ植物群落があります。

未指定文化財は、文献等に記載されたエノキの巨樹やカノコユリなどの植物を把握しています。

《地質鉱物》

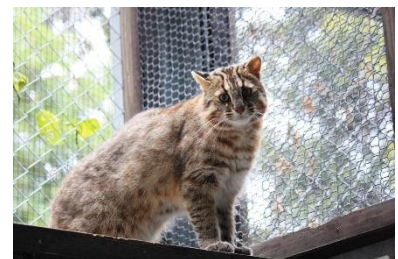
指定等文化財は5件あります。県指定の串ノ浜岩脈、寺島玉石甌穴、小佐々野島の淡水貝化石含有層、市指定の蒙古野馬の



市指定 家盛公以下七代の墓



国指定 平戸領地方奇勝(平戸八景)
福石山



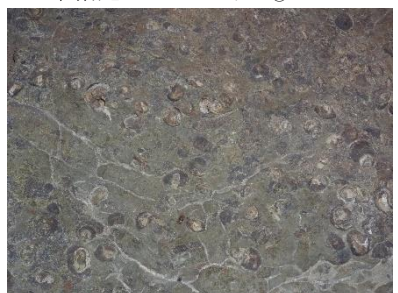
国指定 ツシマヤマネコ



国指定 御橋観音シダ植物群落



未指定 カノコユリ ©SASEBO



市指定 小佐々野島の淡水貝化石
含有層

歯、サンドパイプ（巣穴の化石）があります。

未指定文化財は、文献等に記載された鳴き砂や黒島石などの地質鉱物を把握しています。

（５）文化的景観

指定等文化財は１件、国指定の佐世保市黒島の文化的景観が、国の重要文化的景観に選定されています。

未指定文化財は、現地調査等より、黒島以外の島しょ部や棚田等の文化的景観を把握しています。

（６）伝統的建造物群

国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区はありません。

未指定文化財は、現地調査等により江迎地区の建造物群や市内のレンガ倉庫群を把握しています。

（７）文化財の保存技術

国の選定を受けた文化財の保存技術はありません。

未指定文化財は把握していません。

（８）その他の文化財（文学・民話（昔話・伝承）、方言、文化財関連施設、出来事、保存団体）

未指定文化財は、お銀狸とお米狐などの文学・民話（昔話・伝承）や佐世保弁などの方言、浦頭引揚記念資料館などの文化財施設、第四十三号潜水艦沈没などの出来事、地域の伝統行事を行う保存団体を把握しています。



未指定 黒島石



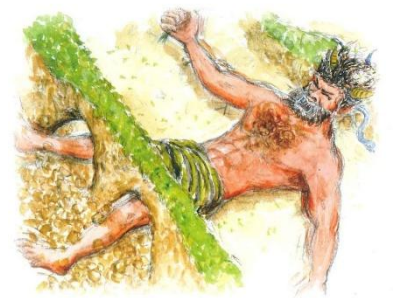
国選定 佐世保市黒島の文化的景観



未指定 横手地区の棚田



未指定 平瀬のレンガ倉庫群



未指定 昔話「めがね岩」

5 関連する制度

(1) 世界遺産

世界遺産とは、「世界遺産条約」に基づき、人類全体にとって顕著な普遍的価値を有する文化遺産や自然遺産を、国際社会が協力して保護・保存していくことを目的とした制度です。ユネスコ世界遺産委員会により登録され、各国は将来世代へ確実に継承していくため、適切な保全と活用を行う責務を担っています。中でも世界文化遺産は、歴史的建造物や遺跡、文化的景観など、人類の歴史や文化の発展を示す貴重な価値を有する資産を対象としています。

①世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

平成 30（2018）年 6 月 30 日に世界遺産登録が正式決定された本資産は、「16 世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだこと」を物語る貴重な遺産とされています。

この世界遺産は、潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡（長崎県南島原市）、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（長崎県：平戸の聖地と集落・外海の出津集落・外海の大野集落、熊本県：天草の崎津集落）、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（長崎県：黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺））、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂（長崎県長崎市）から構成されています。

世界遺産への登録にあたり、ユネスコの諮問機関であるイコモスは現地調査を経て、各構成資産が適切に保護されているか、顕著な普遍的価値（OUV）を有しているか等の視点で評価し、最終的に世界文化遺産への記載を勧告しました。

佐世保市に所在する構成資産である「黒島の集落」は、19 世紀半ばに、潜伏キリシタンが平戸藩の牧場地跡として再開発されていた場所に移住し、自らの信仰を継続するために形成した集落です。平戸藩が黒島の牧場地跡への耕作移住を奨励したのに応じて、島外各地から黒島へ移住した潜伏キリシタンは、表向きに所属していた仏教寺院でひそかに「マリア観音」の像に祈りをささげ、既存の仏教集落の干渉を受けることなく自らのかたちで信仰を続けました。解禁後はカトリックへと復帰し、かつての水方屋敷を「仮の聖堂」とした後、島の中心部に教会堂を建て、その伝統は終わりを迎えました。



写真 9 黒島の集落



写真 10 黒島天主堂(内部)

表 9 佐世保市所在の世界文化遺産構成資産

分類		名称	件数	決定日	所有者等	所在地
世界文化遺産	構成資産	黒島の集落	1 件	H30. 6. 30	佐世保市他	佐世保市黒島

(2) 日本遺産

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、このストーリーを語る上で不可欠な魅力溢れる有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用し、地域の活性化を図ることを目的として、文化庁が認定する制度です。

①「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

平成 28 (2016) 年に日本遺産に認定された「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」は、鎮守府がおかれた旧海軍ゆかりの 4 都市で構成している日本遺産です。

【認定自治体 (◎印は代表自治体)】

横須賀市、◎呉市、佐世保市、舞鶴市

【ストーリーの概要】

明治時代の日本は、近代国家として海防力を備える必要があったため、国家プロジェクトにより天然の良港 4 箇所に軍港を築き、鎮守府を置きました。その結果、静かな農漁村に人と先端技術が集まり、独自の都市形成の歩みの中で軍港都市が誕生し、日本の近代技術が育まれました。日本の近代化を推し進めた 4 市は、海軍由来の食文化もまちに浸透し、多種多様な近代化遺産とともに、躍動した往時の姿を体感できます。

佐世保鎮守府は「西海の護り」として、日本最西端に位置する佐世保の地に 1889 年 (明治 22 年) 7 月に開庁しました。鎮守府という旧日本海軍の拠点が置かれ、最重要の設備である水道施設をいち早く整備し、鉄道敷設、市街地区画整備などといった大規模なインフラ整備が急速に進みました。インフラが整った佐世保のまちは、人や最先端の技術が集まり、軍港を中心とした近代的なまちとして、発展しました。市内各所に鎮守府ゆかりの文化財が残っており、100 年を超える時がたった現在でも、稼働している施設が多く残ります。また、鎮守府がもたらした工業技術はいまも脈々と受け継がれています。



写真 11 佐世保重工業 250 トン重機クレーン



写真 12 立神地区の煉瓦倉庫群



写真 13 旧陸軍佐世保要塞丸出山堡壘観測所



写真 14 旧佐世保鎮守府凱旋記念館

表 10 「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」の構成文化財
(佐世保市のみ抜粋)

番号	文化財の名称	指定等の状況
1	旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設	国重文
2	佐世保市民文化ホール(旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)	国登録
3	西九州倉庫(株)前畑 1 号倉庫(旧第五水雷庫)	未指定
4	岡本水源地	未指定
5	山ノ田水源地	未指定
6	立神係船地(旧修理艦船繫留場)	未指定
7	佐世保重工業(株)250 トンクレーン	国登録
8	佐世保重工業(株)第 5、第 6 ドック	未指定
9	赤崎貯油所旧地下重油槽	未指定
10	庵崎貯油所地下重油槽	未指定
11	佐世保要塞及び関連施設	未指定
12	平瀬煉瓦倉庫群	未指定
13	立神煉瓦倉庫群	未指定
14	前畑火薬庫	未指定
15	南風崎トンネル	未指定
16	清水の瀬橋梁	未指定
17	佐世保鎮守府水道施設群	未指定
18	佐世保市水道局水道施設群	未指定
19	干尽倉庫群	未指定
20	九州旅客鉄道(株)鉄道施設群	未指定
21	松浦鉄道(株)鉄道施設群	未指定
22	海軍防備隊、警備隊砲台群	未指定
23	佐世保重工業(株)佐世保造船所(旧佐世保海軍工廠)施設群	未指定
24	佐世保鎮守府庁、海兵団関連施設群	未指定
25	佐世保鎮守府関連記念碑群	未指定
26	東山公園(旧海軍墓地)	未指定
27	吉村長策関連史料群	未指定

②「日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきものの散歩～」

【認定自治体（◎印は代表自治体）】

佐賀県◎、唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町
長崎県、佐世保市、平戸市、波佐見町

【ストーリーの概要】

平成28（2016）年に認定された「日本磁器のふるさと 肥前」は、長崎県（佐世保市・波佐見町）と佐賀県（唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町）の2県7市町にまたがる日本遺産です。

陶石、燃料(山)、水(川)など窯業を営む条件が揃う自然豊かな九州北西部の地「肥前」で、陶器生産の技を互いに切磋琢磨しながら、個性際立つ独自の花を開かせました。その製品は全国に流通し、我が国の暮らしの中に磁器を浸透させるとともに、海外からも称賛されました。今でも、その技術を受け継ぎ特色あるやきものが生み出される「肥前」では、青空に向かってそびえる窯元の煙突やトンバイ塀は脈々と続く窯業の営みを物語っています。この地は、歴史と伝統が培った技と美、景観を五感で感じることできる磁器のふるさとと親しまれています。



写真 15 葎之本窯跡の発掘調査の様子

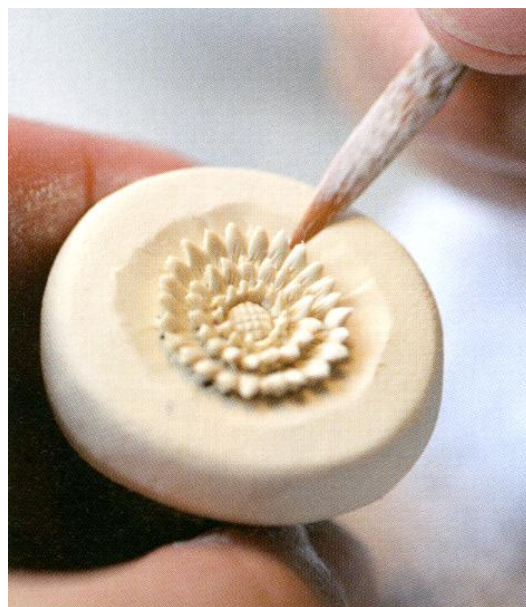


写真 16 菊花飾り細工の作業風景



写真 17 染付透かし彫り三段香炉



写真 18 三川内皿山

表 11-1 「日本磁器のふるさと 肥前」の構成文化財（佐世保市のみ抜粋）

番号	構成要素	指定等の状況
1	三川内の磁器窯跡群	未指定
2	三川内三皿山	未指定
3	陶祖神社	未指定
4	窯山神社	未指定
5	三川内の磁器製作技術	一部は長崎県指定無形文化財県指定・佐世保市指定文化財
6	葭之本窯跡	長崎県史跡
7	陶祖祭	未指定
8	窯業道具の供養	未指定
9	やきもの市	未指定

第3章 文化財に関する既往の把握調査

1 既往の把握調査の概要

(1) 文化財の把握調査

佐世保市は、合併前の市町単位で市史・町史が編纂しており、佐世保市の文化財について把握調査が行われているほか、文化財類型ごとに様々な調査が行われています。(表 12-1、表 12-2)

そのため、まずは刊行物により指定等文化財や未指定文化財、取り巻く環境を含む佐世保の歴史文化を把握しました。さらに、各地区自治協議会にアンケート調査を依頼し、市民の声を聴取し調査研究の基礎資料としました。

表 12-1 市史編纂事業による町市史(誌)刊行物一覧(令和8(2026)年3月31日現在)

文献名	編集／発行	発行年
佐世保市		
佐世保市史 教育篇	佐世保市市史編さん室	昭和28年(1953)
佐世保市史 総説篇	佐世保市市長室調査課	昭和30年(1955)
佐世保市史 産業経済篇	佐世保市総務部庶務課	昭和31年(1956)
佐世保市史 政治行政篇	佐世保市総務部庶務課	昭和32年(1957)
佐世保市政七十年史(上・下)	佐世保市史編さん委員会	昭和50年(1975)
佐世保市政七十年史資料 第1巻～第16巻	佐世保市史編さん委員会	昭和50年(1975)
佐世保市史 総説編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 政治行政編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 産業経済編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 教育編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 通史編(上・下)	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002) 平成15年(2003)
佐世保市史 軍港史編(上・下)	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002) 平成15年(2003)
佐世保の年表 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
佐世保の歴史 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
佐世保辞典 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
吉井町		
吉井町郷土誌	吉井町郷土誌編纂委員会	昭和41年(1966)
吉井町郷土誌	吉井町郷土誌編纂委員会	昭和57年(1982)
ふるさとの歴史・吉井町	吉井町郷土誌編纂委員会	平成3年(1991)
吉井の息吹 吉井町 閉町記念誌	吉井町総務課企画財政係	平成17年(2005)
世知原町		
世知原町郷土誌	世知原町公民館	昭和31年(1956)
北松浦郡世知原村郷土誌	世知原町	昭和33年(1958)
世知原町郷土誌	世知原町郷土誌編纂委員会	昭和46年(1971)
明治百年史年表(世知原町)	世知原町郷土誌編纂委員会	昭和46年(1971)
せちばる 世知原町郷土誌	世知原町郷土誌編纂委員会	平成2年(1990)
せちばる今昔写真集	世知原町教育委員会	平成12年(2000)
世知原のあゆみ 世知原町閉町記念誌	世知原町	平成17年(2005)
宇久町		
宇久町郷土誌	宇久町郷土誌編纂委員会	昭和42年(1967)
宇久 1985 宇久町30周年記念	宇久町役場企画室	昭和60年(1985)
宇久町郷土誌	宇久町郷土誌編纂委員会	平成15年(2003)
小佐々町		
小佐々村郷土誌	小佐々尋常高等小学校	昭和33年(1958)
小佐々町郷土誌	小佐々町郷土誌編纂委員会	昭和43年(1968)
小佐々のあゆみ 潮騒のわが町	小佐々町郷土史研究会	昭和55年(1980)
小佐々町郷土誌	小佐々町郷土誌編纂委員会	平成8年(1996)
ふるさと小佐々 小佐々町閉町記念誌	小佐々町	平成18年(2006)

表 12-2 市史編纂事業による町市史（誌）刊行物一覧（令和 8(2026)年 3 月 31 日現在）

文献名	編集／発行	発行年
江迎町		
江迎町郷土誌	江迎町教育委員会	昭和43年(1968)
江迎町郷土誌	江迎町郷土誌編纂委員会	平成12年(2000)
江迎町閉町記念誌	江迎町役場	平成22年(2010)
鹿町町		
鹿町町郷土誌	鹿町町教育委員会	昭和36年(1961)
鹿町町郷土誌	鹿町町郷土誌編纂委員会	昭和58年(1983)
鹿町町郷土誌	鹿町町郷土誌編纂委員会	平成16年(2004)
時の記憶(1947-2010) 鹿町町閉町記念誌	鹿町町	平成22年(2010)

さらに国の補助を受け、長崎県教育委員会が長崎県内の文化財調査を実施しており、そのうち、佐世保市に該当するものは表 13 のとおりです。

表 13 長崎県による把握調査刊行物一覧（令和 8(2026)年 3 月 31 日現在）

文献名	編集／発行	発行年
「民俗資料調査報告書」長崎県文化財調査報告書第3集	長崎県教育委員会	昭和40年(1965)
「長崎県の民家」長崎県文化財調査報告書第12集	長崎県教育委員会	昭和47年(1972)
「長崎県民俗地図」長崎県文化財調査報告書第23集	長崎県教育委員会	昭和51年(1976)
「長崎県のカトリック」教会長崎県文化財調査報告書第29集	長崎県教育委員会	昭和52年(1977)
「長崎県の民俗芸能・民謡1北松浦郡・松浦市・平戸市・佐世保市」長崎県文化財調査報告書第34集	長崎県教育委員会	昭和52年(1977)
「平戸・上五島地区の文化財」長崎県文化財調査報告書第40集	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
「長崎県の海女」長崎県文化財調査報告書第42集	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
「松浦市とその周辺の文化財」長崎県文化財調査報告書第44集	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
「長崎県の民俗芸能・民謡4五島列島(福江市・南松浦郡・北松浦郡小値賀町・宇久町)」長崎県文化財調査報告書第47集	長崎県教育委員会	昭和55年(1980)
「佐世保市とその周辺の文化財」長崎県文化財調査報告書第49集	長崎県教育委員会	昭和55年(1980)
「長崎県の農具調査 前編」長崎県文化財調査報告書第70集	長崎県教育委員会	昭和60年(1985)
「長崎県の近世社寺」長崎県文化財調査報告書第79集	長崎県教育委員会	昭和60年(1985)
「長崎県の民謡」長崎県文化財調査報告書第88集	長崎県教育委員会	昭和62年(1987)
「長崎県の諸職調査」長崎県文化財調査報告書第96集	長崎県教育委員会	平成2年(1990)
「長崎県天然記念物実態調査報告書」長崎県文化財調査報告書第103集	長崎県教育委員会	平成3年(1991)
「長崎県の民俗芸能」長崎県文化財調査報告書第120集	長崎県教育委員会	平成7年(1995)
「長崎県の近代化遺産」長崎県文化財調査報告書第140集	長崎県教育委員会	平成10年(1998)
「長崎県の祭り・行事」長崎県文化財調査報告書第170集	長崎県教育委員会	平成14年(2002)
「長崎県の近代和風建築」長崎県文化財調査報告書第181集	長崎県教育委員会	平成16年(2004)
「長崎県内の多様な集落が形成する文化的景観保存調査報告書」長崎県文化財調査報告書第210集	長崎県教育委員会	平成25年(2013)

(2) 個別文化財の調査

把握調査や開発に伴う発掘調査・史跡等の内容確認のための発掘調査等で把握された各文化財は、国・県・市・研究機関等が個別に調査を実施し、報告書を刊行しており、各文化財の調査報告書は表 14-1、14-2、14-3 のとおりです。

表 14-1 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和 8(2026) 年 3 月 31 日現在）

文献名	編集／発行	発行年
九州とその周辺における島の芸能の研究	国立民族学博物館	平成23年(2011)
「長崎県遺跡地名表―埋蔵文化財包蔵地一覧」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第1集	長崎県教育委員会	昭和37年(1962)
「五島遺跡調査報告」長崎県教育委員会文化財調査報告書第2集	長崎県教育委員会	昭和39年(1964)
「福井洞穴調査報告(図録編)」長崎県教育委員会文化財調査報告書第4集	長崎県教育委員会	昭和41年(1966)
「世知原町の開作免の民俗」長崎県文化財調査報告書第36集	長崎県教育委員会	昭和53年(1978)
「針尾人崎遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第60集	長崎県教育委員会	昭和57年(1982)
「城ヶ岳平子遺跡」第1次調査概要	長崎県立美術博物館	昭和58年(1983)
「上原遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第81集	長崎県教育委員会	昭和61年(1986)
「長崎県遺跡地図」長崎県教育委員会文化財調査報告書第87集	長崎県教育委員会	昭和62年(1987)
「県内古墳詳細分布調査報告書」長崎県教育委員会文化財調査報告書第106集	長崎県教育委員会	平成4年(1992)
「長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅰ」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第113集	長崎県教育委員会	平成6年(1994)
「長崎県遺跡地図―佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡・東彼杵郡地区」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第119集	長崎県教育委員会	平成7年(1995)
「小野F遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第186集	長崎県教育委員会	平成17年(2005)
「門前遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第190集	長崎県教育委員会	平成18年(2006)
「九州文化学園構内遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第1集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「武辺城跡・末永遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第2集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「竹辺C遺跡・竹辺D遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第3集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「門前遺跡Ⅱ」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第4集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「長崎県中近世城館分布調査報告書Ⅰ」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第206集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「長崎県中近世城館分布調査報告書Ⅱ」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第207集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「門前遺跡Ⅲ・武辺城跡Ⅱ」 佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第5集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「下羽付遺跡」長崎県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第17集	長崎県教育委員会	平成28年(2016)
「佐世保要塞砲兵連隊衛戍病院跡」 長崎県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第43集	長崎県教育委員会	令和4年(2022)
「石屋洞穴」長崎県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第47集	長崎県教育委員会	令和4年(2022)
「岩下洞穴」	佐世保市教育委員会	昭和42年(1967)
「岩下洞穴の発掘記録」	佐世保市教育委員会	昭和43年(1968)
「下本山岩陰」	佐世保市教育委員会	昭和47年(1972)
「岩谷口遺跡群の発掘調査」	世知原町教育委員会	昭和51年(1976)
「松ヶ崎古墳緊急調査報告・川迎貝塚試掘調査報告・里見池採集資料紹介」 佐世保市文化科学館文化財報告	佐世保市文化科学館	昭和51年(1976)
「三川内古窯跡群緊急確認調査報告」	佐世保市教育委員会	昭和53年(1978)

表 14-2 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和 8(2026)年 3 月 31 日現在）

文献名	編集／発行	発行年
「宮の本遺跡緊急調査概報」	佐世保市教育委員会	昭和55年(1980)
「宮の本遺跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和56年(1981)
「中世山城分布調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和57年(1982)
「葭の本窯跡範囲確認調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和58年(1983)
「大門洞穴緊急発掘調査報告書」	佐世保市教育委員会	昭和57年(1982)
「大野台遺跡」鹿町町文化財調査報告書第1集	鹿町町教育委員会	昭和58年(1983)
「牛石窯跡記録報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「佐世保市遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和58年(1983)
「吉井町遺跡地図」	吉井町	昭和59年(1984)
「小佐々町遺跡地図」	小佐々町	昭和59年(1984)
「世知原町遺跡地図」	世知原町	昭和59年(1984)
「江迎町遺跡地図」	江迎町	昭和59年(1984)
「鹿町町遺跡地図」	鹿町町	昭和59年(1984)
「宇久町遺跡地図」	宇久町	昭和60年(1985)
「泉福寺洞穴の発掘記録」	佐世保市教育委員会	昭和60年(1985)
「古田遺跡」小佐々町文化財調査報告書第1集	小佐々町教育委員会	昭和60年(1985)
「佐世保市萩坂町埋蔵文化財試掘調査概報」	佐世保市教育委員会	平成元年(1989)
「宮ノ首遺跡」宇久町文化財調査報告書第2集	宇久町教育委員会	平成3年(1991)
「直谷城跡」吉井町文化財調査報告書第1集	吉井町教育委員会	平成3年(1991)
「四反田遺跡発掘調査概報」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成4年(1992)
「福井洞窟」吉井町文化財調査報告書第2集	吉井町教育委員会	平成5年(1993)
「四反田遺跡範囲確認調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成6年(1994)
「四反田遺跡発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成6年(1994)
「武辺城跡発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成8年(1996)
「宇久山本遺跡」宇久町文化財調査報告書第3集	宇久町教育委員会	平成9年(1997)
「宇久松原遺跡」宇久町文化財調査報告書第4集	宇久町教育委員会	平成9年(1997)
「広久保遺跡」江迎町文化財調査報告書第1集	江迎町教育委員会	平成10年(1998)
「宗家松浦氏ゆかりの神社 大宮姫神社由来」	佐世保市教育委員会	平成11年(1999)
「根引池遺跡」江迎町文化財調査報告書第2集	江迎町教育委員会	平成12年(2000)
「菰田洞穴発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成14年(2002)
「針尾城跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成17年(2005)
「佐世保の洞穴遺跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成17年(2005)
「福井洞窟範囲確認調査報告書」佐世保市文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成18年(2006)
「市内遺跡発掘調査報告書」佐世保市文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成18年(2006)
「福井洞窟範囲確認調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第1集	佐世保市教育委員会	平成21年(2009)
「佐世保の洞窟遺跡Ⅱ」佐世保市文化財調査報告書第3集	佐世保市教育委員会	平成22年(2010)
「直谷稲荷神社岩陰遺跡ほか」佐世保市文化財調査報告書第4集	佐世保市教育委員会	平成22年(2010)
「三川内西窯跡・市内遺跡範囲確認調査」佐世保市文化財調査報告書第6集	佐世保市教育委員会	平成23年(2011)
「佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書」 佐世保市文化財調査報告書第5集	佐世保市教育委員会	平成23年(2011)
「大刀洗遺跡」佐世保市文化財調査報告書第9集	佐世保市教育委員会	平成25年(2013)
「史跡福井洞窟発掘調査速報」佐世保市文化財調査報告書第10集	佐世保市教育委員会	平成25年(2013)
「登録有形文化財(建造物)佐世保市民文化ホール(旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)保存活用計画」	佐世保市教育委員会	平成25年(2013)
「市内遺跡発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第11集	佐世保市教育委員会	平成26年(2014)
「竹辺遺跡」佐世保市文化財調査報告書第12集	佐世保市教育委員会	平成26年(2014)
「史跡福井洞窟発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第14集	佐世保市教育委員会	平成28年(2016)

表 14-2 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和 8(2026)年 3 月 31 日現在）

文献名	編集／発行	発行年
「国指定名勝 平戸領地方八奇勝」佐世保市文化財調査報告書第15集	佐世保市教育委員会	平成28年(2016)
「早岐瀬戸遺跡(第3次・第6次調査)」佐世保市文化財調査報告書第16集	佐世保市教育委員会	平成30年(2018)
「鬼塚古墳」佐世保市文化財調査報告書第17集	佐世保市教育委員会	平成31年(2019)
「大古川岩陰発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第18集	佐世保市教育委員会	令和3年(2021)
「福井洞窟ミュージアム常設展示図録」	福井洞窟ミュージアム	令和3年(2021)
「洞窟×縄文」	福井洞窟ミュージアム	令和3年(2021)
「福井洞窟整備報告書」	佐世保市教育委員会	令和3年(2021)
「長崎県佐世保市福井洞窟資料図譜：岡山理科大学博物館学芸員課程所蔵コレクション」	岡山理科大学博物館学芸員課程 長崎県佐世保市教育委員会	令和3年(2021)
「前原遺跡」佐世保市文化財調査報告書第20集	佐世保市教育委員会	令和4年(2022)
「旧石器から縄文のかけ橋!福井洞窟：洞窟を利用しつつけた大昔の人々」	佐世保市教育委員会	令和4年(2022)
「洞窟と考古学者：遺跡調査の足跡と成果」	福井洞窟ミュージアム	令和4年(2022)
「東南アジアの洞窟遺跡」	福井洞窟ミュージアム	令和5年(2023)
「天神洞穴発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第21集	佐世保市教育委員会	令和6年(2024)
「空から見た洞窟遺跡」	福井洞窟ミュージアム	令和6年(2024)
「洞窟王国 佐世保」	福井洞窟ミュージアム	令和7年(2025)

表 14-3 大学及び研究機関による個別文化財調査刊行物一覧（令和 8(2026)年 3 月 31 日現在）

文献名	編集／発行	発行年
「平戸学術調査報告書」	京都大学	昭和26年(1951)
「日本の洞穴遺跡」	日本考古学協会	昭和42年(1967)
「大宮姫神社本殿に関する調査報告書」	活水女子短期大学	平成8年(1996)
「宇久松原遺跡」鹿児島国際大学考古学ミュージアム調査研究報告書第5集	鹿児島国際大学	平成20年(2008)
「三川内・平戸松山窯のしごと」窯業聞き取り調査報告書	専修大学	令和3年(2021)
「三川内・平戸洗祥団右エ門窯のしごと」窯業聞き取り調査報告書	専修大学	令和4年(2022)
「三川内・嘉久房窯 平戸窯悦山のしごと」窯業聞き取り調査報告書	専修大学	令和5年(2023)
「長崎県佐世保市旧鹿町歴史民俗資料館収蔵資料調査報告書 第1集」	長崎国際大学	令和5年(2023)
「佐世保市指定有形文化財大念寺鐘楼山門修理工事報告書」	富慈工務店	令和5年(2023)
「長崎県佐世保市旧鹿町歴史民俗資料館収蔵資料調査報告書 第2集」	長崎国際大学	令和6年(2024)
「三川内・光雲窯のしごと」窯業聞き取り調査報告書	専修大学	令和6年(2024)
「三川内・平戸嘉久正窯/玉泉窯のしごと」窯業聞き取り調査報告書	専修大学	令和7年(2025)

*なお、個人研究による刊行物においても重要な報告が多く刊行されているものの、紙面の都合により掲載を見送った。

2 既往の把握調査の課題

令和 8（2026）年度 3 月 31 日現在の市内の文化財の把握調査の状況は、次の表 15 のとおりです。

表 15 市内文化財の把握調査の状況（令和 8(2026) 年 3 月 31 日現在）

文化財の類型			調査状況	調査状況及び課題
有形文化財	建造物		○	建造物の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
	美術工芸品	絵画	△	絵画は把握調査が不足しており、把握調査が必要である。
		彫刻	○	彫刻の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
		工芸品	○	工芸品の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
		書跡・典籍	○	書跡・典籍の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
		古文書	○	古文書の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
		考古資料	○	考古資料の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
		歴史資料	○	歴史資料の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
無形文化財		演劇	△	演劇は把握調査が不足しており、把握調査が必要である。
		音楽	△	音楽は把握調査が不足しており、把握調査が必要である。
		工芸技術	○	工芸技術の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
民俗文化財	有形の民俗文化財		○	有形の民俗文化財の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
	無形の民俗文化財		○	無形の民俗文化財の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
記念物	遺跡		○	遺跡の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
	名勝地		○	名勝地の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
	動物・植物・地質鉱物		○	動物・植物・地質鉱物の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
文化的景観			○	文化的景観の把握調査については、おおむね調査済みだが、追加調査が必要である。
伝統的建造物群			△	伝統的建造物群は把握調査が不足しており、把握調査が必要である。
文化財の保存技術			△	文化財の保存技術は把握調査が不足しており、把握調査が必要である。
その他			△	その他の文化財は把握調査が不足しており、把握調査が必要である。

【凡例】◎：調査完了 ○：調査済みだが追加調査が必要 △：調査不足 ×：未調査 ー：該当なし

佐世保市の地区ごとにおける文化財の把握調査の現状は、現在の佐世保市の合併以前にそれぞれの町単位で調査等が行われてきた経緯から、把握調査の実施時期に偏りがあります。有形文化財（美術工芸品（絵画））、無形文化財（（芸能）、（音楽））、伝統的建造物、文化財の保存技術、その他が調査不足となっています。それ以外の文化財の類型は国・県・市・研究機関等による調査により、一定程度の状況把握がなされ、その後指定・登録に繋がっているものがある一方で、詳細調査が不十分で、今後継続的に追加調査等を推進していく必要があります。

第4章 佐世保市の歴史文化の特徴

1 佐世保市の歴史文化の特徴のまとめ

佐世保市では、市街地や集落の背後に山地と斜面地、西に面する河口と港湾、離島という、それぞれに特徴ある自然的・地理的環境に大きく影響を受けながら、特色ある歴史文化が育まれ、現在まで受け継がれてきました。

佐世保市の九十九島は、西海に浮かぶ小島が 208 個集まり、総体として九十九島と呼ばれる名勝地となっています。季節によって、また刻一刻と変化するその美しさは、市民に広く親しまれ、佐世保市を象徴するランドマークの一つです。

佐世保市は独自の特徴的な歴史文化を数多く内包しており、それぞれの時代や種類、内容が異なる歴史文化として、佐世保市を構成する 27 地区に散りばめられています。その様は、まさに九十九島に似ています。また、歴史文化を持つ個々の島はそれぞれの特性を持ち、詳しく調べると歴史や背景、特徴があり、時に島と島が関連性を持つ「関連文化財群」（第 8 章参照）や「文化財保存活用区域」（第 9 章参照）として捉えることもできます。

このように、佐世保市に散りばめられた歴史文化の特徴は、佐世保市を代表するランドスケープである九十九島に見立て、「海と歴史が織りなす九十九の物語」で表現することができ、以下の 5 つの視点（位置、時間、自然環境、人為活動、生活文化）から佐世保市の歴史文化の特徴をまとめることができます。



写真 19 九十九島の分布

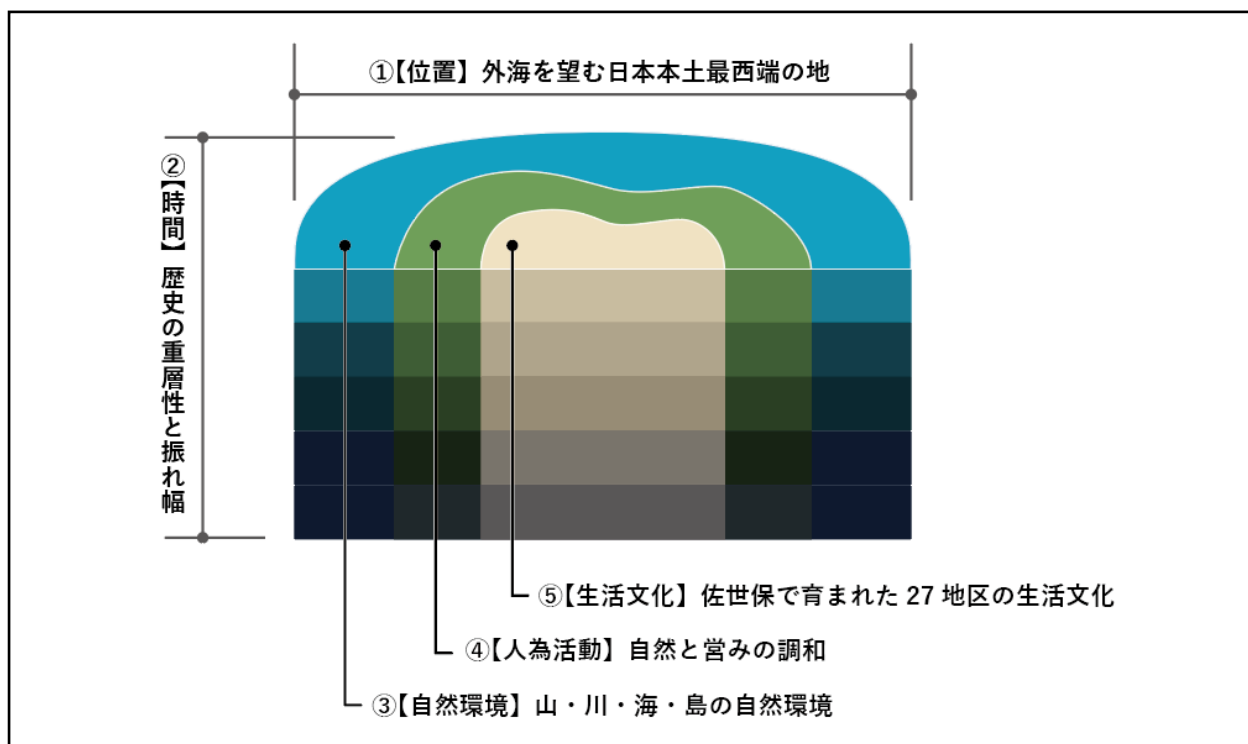


図 31 佐世保市の歴史文化を読み解く 5 つの視点

2 5つの視点でみる佐世保市の歴史文化の特徴

歴史文化①位置 「外海を望む日本本土最西端の地」～日本への玄関口、文化の交差点～

佐世保市は日本本土最西端にあり、西海を望み太陽が海に沈む様子を見ることができます。海の前には島々を経由し、ユーラシア大陸と繋がる海の道があり、旧石器時代から日本列島の玄関口の一つでした。また、対馬海流による南方の航路と偏西風による西方の航路の交差点の位置にあり、様々な文化が人々により運ばれてきました。

[キーワード] 最西端、西海、サンセット、ユーラシア大陸、大陸文化、人類の玄関口、海の道、交差点

歴史文化②時間 「歴史の重層性と幅広さ」～旧石器時代から現代までの変遷を辿る～

佐世保市には旧石器時代・縄文時代と近代の遺跡が多く残されており、旧石器時代と近代の間にも多様な歴史文化が残されています。日本列島における人類活動の始まりから近代化遺産に至るまでの歴史について、各時代の痕跡が重層的に残されており、文化財を通して人類の歩んできた歴史を幅広く網羅的に学ぶことができます。

[キーワード] 洞窟遺跡、旧石器・縄文時代、近代、鎮守府、人類活動の歴史、フィールドミュージアム

歴史文化③自然環境 「山・川・海・島の自然環境」～佐世保特有の風景と恵み～

佐世保市の海岸はリアス海岸となっており、自然海岸線は長く、市海域に点在する九十九島の数には208を数え、全国でも類を見ない特色ある形状をしています。海に面した市街地を山々が囲み、すり鉢状の形状を形成し、沿岸部は海岸に迫るように山々が連なっています。このため、山々から流れる河川は短く急流となり、平坦地は狭く限られています。

[キーワード] リアス海岸、九十九島、平戸八景、短い川、狭い平坦地、海産物

歴史文化④人為活動「自然と人の営みの同居と調和」～自然を活かした人の営みが生み出す風景～

佐世保市の自然とそれを巧みに生かした人類の営みとして、砂岩が作り出した洞窟地形の住居、リアス海岸地形を生かした港湾、潟地の干拓や斜面地の棚田や住宅地、九十九島を活かした海洋養殖、黒島の文化的景観、三川内地区の窯業地、中世の山城があります。海の営み、山の営みが交じり合い佐世保独特の風景を生み出しています。

[キーワード] 砂岩地形、洞窟地形、リアス海岸、係船地、干拓、棚田、斜面地住宅、養殖、黒島、三川内焼、山城、海の営み、山の営み、島の営み、茶畑、炭鉱跡、黒曜石、安山岩、粘土、陶石

歴史文化⑤生活文化 「佐世保で育まれた多様な生活文化」～佐世保の祭り・グルメ～

山間部や島などの各地域に、大切に継承してきたお祭りや市、行事が残されています。また、鎮守府の設置以降、基地の町として急速に発展した佐世保中心部は、旧日本軍やアメリカ軍、自衛隊などの基地が多数集積しており、基地の存在が特徴的な風景を形成しています。国際色豊かな基地で働く人々との交流もあり、そのような環境下で海軍グルメ、アメリカに関連するグルメなどが発展しました。

[キーワード] 地域の祭り、市、基地の街、国際色豊か、海軍グルメ、アメリカグルメ

第5章 文化財の保存・活用に関する 将来像と基本方針

1 将来像

佐世保市は、歴史文化の特徴のまとめである「**海と歴史が織りなす九十九の物語**」で表現されるように、いずれの時代にも豊かな自然環境を舞台として、住民や移り住んだ人々、国内外からの来訪者など多様な人々との交流を通じて多彩な生活文化が育まれ、独自の歴史文化が息づくまちです。これらの歴史文化は、佐世保の歩みを物語る貴重な財産であるとともに、市民が郷土への誇りを育み、来訪者が佐世保らしさを感じる源泉でもあります。

こうした歴史文化をより多くの人々と分かち合い、学び、楽しむことで、その価値を次世代へと確実に引き継ぐことが求められています。そのため、佐世保市は、文化財を持続的に保存・活用し、未来へと継承するため、「**多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保**」を本計画の将来像として掲げ、その実現に取り組んでいきます。

将来像

多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保

2 基本方針

将来像の実現のため、次の3つの基本方針を設定します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

以上の基本方針のもと、将来像に向かうため、課題を見定め、方針に基づいて取組を推進します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

佐世保市は、町単位の合併が進んだことでエリアが広く、文化財も多様性を持っています。多種多様な文化財を次世代に引き継いでいくため、文化財に関する研究を深め、歴史を紐解くとともに、文化財を記録していくことが求められます。

さらに、文化財の保存は、地域住民・所有者・行政の連携が不可欠です。人手不足や自然災害の激化により継承が困難になっていますが、地域に誇りや関心を育てる環境づくりを行い、守る活動・守るための活動支援や仕組みづくりを行います。これらを主に調査・保存に関する方針に位置付けます。

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

市内には地域の特色を反映した多様な文化財があります。地域の歴史文化やその物語を調査・把握し、住民が学び直すことで、まちづくりや地域振興に結び付けます。

また、佐世保市は豊富な価値のある文化財を地域資源・観光資源として戦略的に活用することができるため、観光の対象範囲を広げ、相互を結んで回遊性のあるルートを整備し滞在型観光へつなげるほか、展示施設や解説板の多言語化やユニバーサルデザイン化など、計画的な取組を行い、文化財を活かした多様な活動を育みます。これらを主に活用（活用事業や展示）に関する方針に位置付けます。

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

佐世保市は、市域の広がりとともに数多くの文化財が存在・分布しています。また、文化財は、地域の歩みや文化を象徴するもので、地域住民の誇りや愛着を育み、また地域社会や個人のアイデンティティを形づくる大切な要素です。地域の文化財を次世代へ受け継ぐには、学校教育や地域での社会教育の場で歴史文化を学ぶ機会を確保することが重要です。これらを守り活かしていくためには、所有者への働きかけや、市民・市民団体が主体的に関わるための人材育成や仕組みづくりが重要です。

文化財の保存・活用を進める人材育成や組織の構築を行うとともに、行政と地域・市民の連携体制を強化し、多様な実践の展開、行政によるサポート、協働の枠組みづくりなど、地域と共に進める仕組みを整えます。これらを主に人材育成・体制強化・各種連携に関する方針に位置付けます。

基本方針

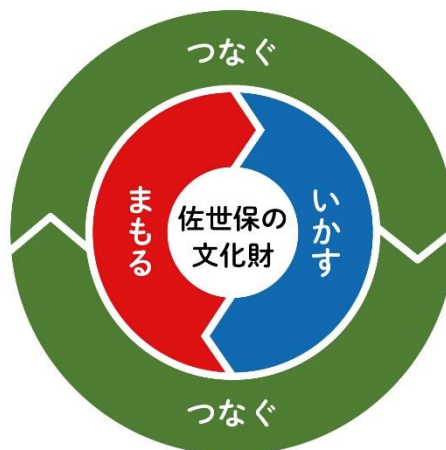


図 32 佐世保市の基本方針概念図

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1 佐世保市の歴史文化に関するアンケート調査

本計画の作成にあたり、市民が文化財をどのように捉えているか、地域の宝として文化財をどのように認識しているかを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。本調査は、地区自治協議会や文化財所有者、文化財課が主催するイベント参加者のほか、WEB アンケートにより実施し、今後の文化財の保存・活用の方向性を検討するための基礎的な資料とします。

(1) 市民アンケート調査の概要

名称：佐世保市の歴史文化に関するアンケート

目的：本計画の作成にあたり、文化財に対する市民、文化財所有者、文化財保存団体の意識及び「地域の宝となるもの」を把握するため。

対象・期間・回答者数：

	対象	期間	回答数
1	地区自治協議会役員等	令和6年3月13日、 令和6年5月13日～6月27日	326名
2	文化財課が主催するイベント参加者	令和6年5月18日～12月6日（9回）	214名
3	佐世保市に所在する文化財の所有者	令和6年8月20日～12月27日	33名
4	佐世保市に所在する文化財の保存団体	令和6年8月20日～12月27日	19名
5	佐世保市 HP による WEB アンケート	令和6年7月29日～9月10日	571名
			計 1,163 名

(2) 市民アンケート調査結果（一部抜粋）

①地域の文化財について

質問：佐世保市の「文化財」に対してどんなイメージを持っていますか。（いくつでも可）

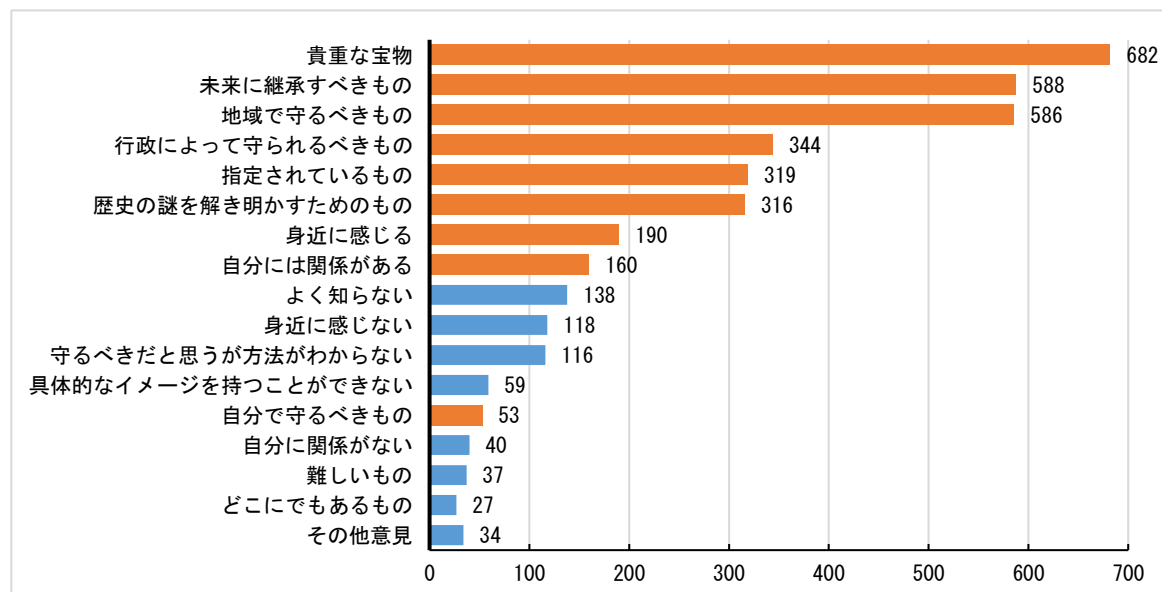


図 33 佐世保市の文化財に対するイメージ

この設問に対して、「貴重な宝物」や「未来へ継承すべきもの」、「地域で守るべきもの」といった肯定的な意見が特に多く挙げられました。また、「行政によって守られるべきもの」という意見も見られました。一方で、「よく知らない」や「身近に感じない」、「守るべきだと思うが方法がわからない」といった意見も見られ、文化財の保存・活用について、市民向けの広報活動が必要であることも分かりました。

文化財について、「地域で守るべきもの」、「行政によって守られるべきもの」という意見が多い一方で、「自分で守るべきもの」といった意見は少なく、当事者としての意識は薄いという分析ができます。

②地域の文化財の保存・活用に関する課題

設問：お住まいの地域にある文化財について、保存や活用（利用など）を行っていく上で困っている課題等がありましたら、お書きください。（例 維持管理、人不足、保存費用など）

No.	名称	件数
1	維持管理	144
2	人不足	119
3	費用面	76
4	高齢化・後継者問題	63
5	広報	14
6	その他	45
7	ない	20
8	維持されている	1

この設問に対し、維持管理やそれに対する人材や資金の不足など、所有者や地域だけでは十分な対応が難しいという認識が伺えます。また、これらの維持管理を継続していくうえで、将来の後継者の確保に対する不安も多く指摘されています。これらの結果からは、文化財の保存・活用を持続的に進めていくためには、所有者や地域の自主的な取組に依存するだけでなく、行政による支援や専門人材の関与、地域内外の多様な主体との連携を通じて、維持管理体制や人材確保の仕組みを構築していく必要性が示唆されています。

③文化財や歴史文化への興味・関心について

設問：文化財や歴史文化に関する話題や授業・講座・イベントなどに興味はありますか。

項目	人数	割合
興味がある	645	58%
興味がない	89	8%
どちらとも言えない	354	32%
未回答	25	2%

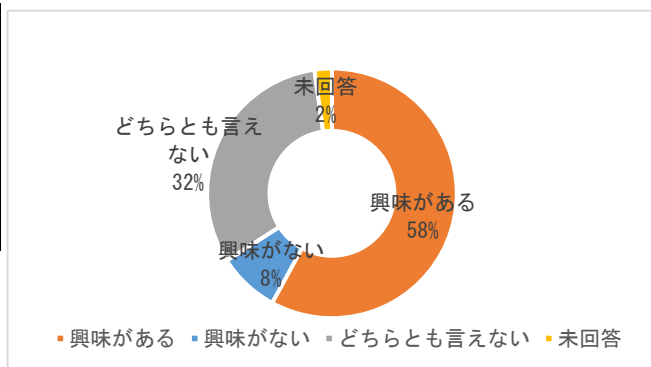


図 34 文化財や歴史文化に関する話題等に対する興味

文化財や歴史文化に関する話題や事業・講座・イベントなどへの興味は、「興味がある」が58%と半数を超えていますが、「どちらとも言えない」が32%、「興味がない」が8%であることから、文化財等への興味関心を喚起する活動が一層必要です。

④歴史文化に関するイベント等の参加について

設問：佐世保市の歴史文化に関わる機会があれば参加したいですか。

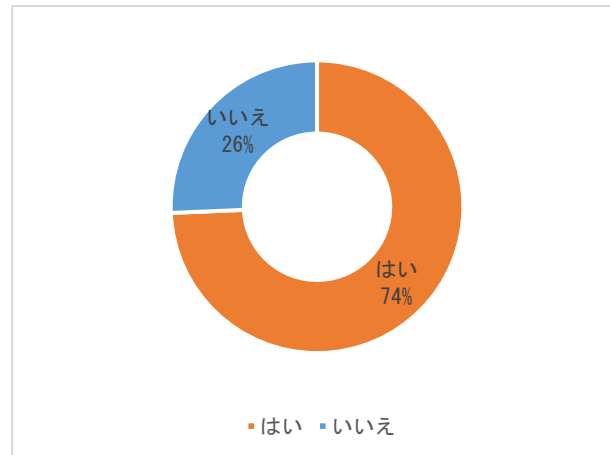


図 35 歴史文化に関わる機会の参加意思

佐世保市の歴史文化に関わる機会への参加意思について、「はい」が4分の3を占め、市民の歴史文化に関する機会への参加意思を持っている割合が高いことが分かります。歴史文化に関わる機会をさらに増やす必要があります。

設問：前問で「はい」と答えた方で、具体的にどんな機会に参加したいですか。（いくつでも可）

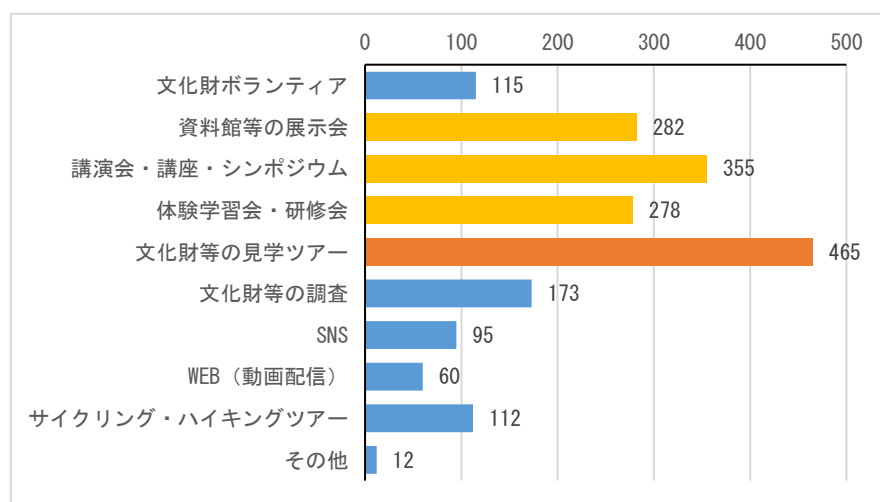


図 36 参加したい佐世保市の歴史文化イベント

「文化財等の見学ツアー」について、多くの市民が参加の意思を示していることが分かります。その他の意見として「講演会・講座・シンポジウム」、「資料館等の展示会」、「体験学習会・研修会」があげられました。

なお、「いいえ」と答えた方の歴史文化に参加しない理由として、興味や時間がない、体力的な問題、交通手段という回答がありました。興味を引きそうなイベント等の企画や広報活動、短時間や他のイベントと合同でのイベント開催、座学等の講座の開催など、様々なニーズに応じたイベント等の企画も必要であることが分かります。

設問：文化財の保存や活用に関する活動に興味がありますか。

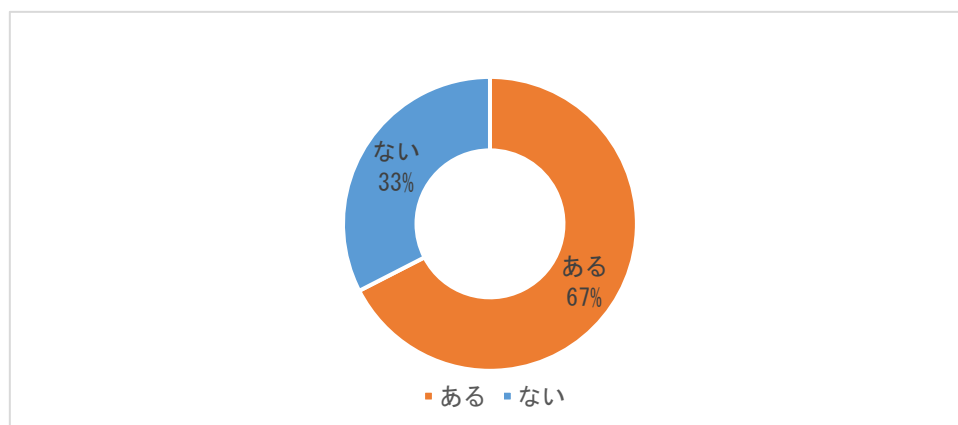


図 37 文化財の保存や活用に関する活動への興味

文化財の保存や活用に関する活動への興味について、7割の人が興味を持っており、約3割の人が興味はないと回答しています。

設問：前問で興味があると答えた方で、具体的にどんな活動に興味がありますか。

(いくつでも可)

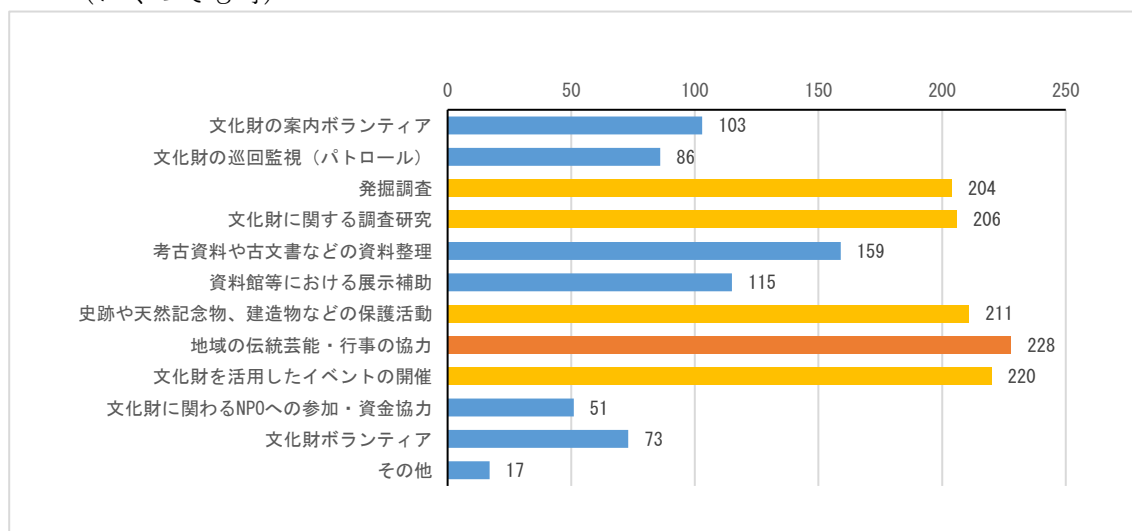


図 38 興味のある文化財に関する具体的な活動

文化財の保存や活用に関する活動への興味があると答えた人が、具体的に興味を示した活動内容は「地域の伝統芸能・行事の協力」が最も多いが、続く「文化財を活用したイベントの開催」、「史跡や天然記念物、建造物などの保護活動」、「文化財に関する調査研究」、「発掘調査」と大きな差はない結果となりました。

2 文化財の保存・活用に関する課題

第5章の基本方針を切り口として、佐世保市における文化財の調査・保存・活用・整備に関する課題を以下に整理します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

(1) 佐世保の文化財を「まもる」ための課題

①文化財の調査・研究

文化財の把握調査は、無形文化財（演劇、音楽）、文化財の保存技術などの類型で不足しており、網羅的な把握には至っていません。既に指定等を受けている文化財についても、国指定や県指定の学術的価値の高い文化財を中心に調査・研究は進められていますが、市指定文化財や全体の現状、管理状況の確認が十分ではありません。また、一元的な情報管理体制が整っておらず、近年は文化財のDX化などの重要性も高まっており、その導入も求められます。さらに、指定等文化財の保存活用計画の作成は一部に留まり、後述する関連文化財群・文化財保存活用区域に関する調査・研究の必要性があるものの、計画的・継続的な調査体制が整備できていません。

【①文化財の調査・研究に関する課題】

- ①-1 文化財の把握調査が分野によって偏重がある。
指定等文化財の現状や管理状況の把握が不足している（一元管理不足）。
把握調査や価値付けが不十分である。
文化財調査が断続的である。
- ①-2 先端技術を活用した記録作成が求められる。
- ①-3 未指定文化財の調査及び周知が不足している。
- ①-4 指定等文化財の保存活用計画が一部未作成である。
- ①-5 関連文化財群・文化財保存活用区域に関する調査・研究が不十分である。

②文化財の維持管理

佐世保市の文化財の保存に関して、市の条例・規則に加え補助要綱を定めるなどの取組を行っています。しかしながら、文化財の維持・管理に必要な支援や経費の確保が限定的であり、特に個人や民間団体が所有する文化財で、費用負担や維持管理体制の構築が大きな課題となっています。また、支援する行政側の人材育成も急務であり、持続的な保存活動を支える資金確保の仕組みづくりや維持管理の方法、保存制度に関する情報発信とその担い手が求められています。

佐世保市は、離島含めて広範囲に地域コミュニティが分布しており、その地域ごとに特色のある歴史文化があります。地域で受け継がれてきた祭礼・行事などの無形の民俗文化財は、担い手の減少や高齢化に伴い存続の危機に直面しており、今後ますます地域の文化財の継承が課題となると想定されます。

また、長い海岸線や市街地を囲む山々に、佐世保特有の風景や自然環境があります。それら自然環境の中には、レッドデータ・リスト記載の絶滅の恐れがある希少種も存在し、文化財も

保護対象に位置付ける仕組みづくりのほか、広く周辺環境を含めた景観の保全に取り組むとともに、保存に関する普及啓発が求められます。

【②文化財の維持管理に関する課題】

- ②-1 市の文化財維持管理体制や取組が不十分である。
- ②-2 文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）が限定的である。
民間所有の文化財に対する行政の関与、役割分担が曖昧である。
持続的な保存活動のための資金確保の仕組みが不足している（特に個人所有の文化財では費用負担が困難）。
- ②-3 地域で伝承されてきた行事等、無形の民俗文化財の継承が困難な状況にある。
- ②-4 文化財を管理するインフラ（道路等）の整備不足
- ②-5 レッドデータ・リスト等の絶滅危惧種の文化財指定や保護に関する周知が不足している。
- ②-6 文化財とその周辺環境を含む景観の保全が必要である。
- ②-7 文化財の維持管理方法の周知が不足している。
文化財の保存制度に関する情報発信が希薄である。
- ②-8 文化財に関する収蔵場所の分散・スペースの不足

③文化財の防災・防犯対策

近年、地球温暖化や大型台風などの環境変化による影響が顕在化しており、文化財の損傷リスクが高まっています。佐世保市地域防災計画を策定していますが、市の文化財に特化した文化財防災対策に関するマニュアルは十分に整備されておらず、緊急時の対応体制に課題があります。

国の重要文化財等は国の指針をもとに対応し、国・県指定文化財は県保護巡視員が年間巡視を行っていますが、文化財の所有者や管理団体と、防火・防犯などを担当する行政部局との情報共有等の連携や、設備設置等が十分ではなく、平常時の予防的管理と災害時の迅速な対応が難しい状況にあります。

これらを踏まえ、防災計画の策定や、行政と文化財管理者の密接な連携、情報共有体制の強化が求められています。

【③文化財の防災・防犯対策に関する課題】

- ③-1 温暖化等の環境変化により、史跡等の保存への悪影響が顕在化している一方で、対応体制が不十分である。
- ③-2 防災対策マニュアルが不十分である。
- ③-3 行政の防火・防犯部局と文化財所有者または管理者（保存団体）の関係が希薄である。

(2) 佐世保の文化財を「いかす」ための課題

④展示施設の整備・活用

佐世保市が有する歴史文化を次世代に継承するためには、それらを学ぶ場を確保することが必要です。しかし、市民をはじめ、次世代を担う児童・生徒が歴史文化を体系的に学べる施設は十分に整備されておらず、関連資料も分散して管理されている状況です。

展示施設は、観光振興の観点から解説案内板等の整備が進められているものの表現方法やデザインの統一、内容更新の状況に差が見られ、来訪者への情報提供の分かりやすさに課題が見られます。また、文化財のガイダンス施設における駐車場や誘導サインなどの機能も不足しており、来訪者の利便性や安全性に対する課題があります。

【④展示施設の整備・活用に関する課題】

- ④-1 市民、児童・生徒が歴史文化を体系的に知るための施設が不十分である(資料も分散管理)。
- ④-2 ガイダンス(駐車場・誘導サイン・トイレ等)の整備が不足している。
- ④-3 解説案内板は近年設置した一部を除いて統一感がない(来訪者への配慮不足)。

⑤文化財を活かしたコンテンツづくり

文化財をより深く知り、その魅力を実感してもらうためには、歴史文化を活かした市民・来訪者向けの体験やイベントの充実が必要です。しかし、文化財を巡るまち歩きなど、地域を楽しむ企画や環境整備は実施されているものの、面的な広がり等の面で限定的な状況が見られます。

また、民間の観光事業者との連携による取組を行っていますが、市ならではの歴史文化を体験できる事業は内容等の偏りが見られます。加えて、地域の団体と協力して行う市民参加型のイベントは、地域全体で歴史文化を盛り上げる仕組み等、継続性や参画機会の広がりが不十分です。

【⑤文化財を活かしたコンテンツづくりに関する課題】

- ⑤-1 まち歩きを楽しむ企画や環境整備が限定的である。
- ⑤-2 民間観光事業者との連携による市ならではの歴史文化を体験できる事業の内容に偏りがある。
- ⑤-3 地域団体と連携した市民参加型イベントについて、継続的な実施や参画機会の広がりが不十分である。

⑥文化財の情報発信

佐世保市は、文化財の保存や活用に関する市民の理解や関心は、必ずしも十分に広がっているとはいえません。文化財の所有者や関係者の歴史文化に対する価値観は多様化しており、保護の考え方を共有することが難しい状況です。また、市民全体の文化財への興味が十分に高まっておらず、保存の目的や意義についての説明も不足しています。さらに、文化財に関する情報発信や広報活動も限定的であり、来訪者や地域住民に向けた PR の取組が十分に行われていません。これらの状況から、文化財に関する情報発信を強化し、市民理解と関心の醸成が必要です。

【⑥文化財の情報発信に関する課題】

- ⑥-1 所有者等の歴史文化の価値に対する理解や認識にばらつきがある。
- ⑥-2 市民の文化財の価値や意義に対する興味を高める必要がある。
- ⑥-3 文化財の価値や意義に関する情報発信（PR）の取組が不足している。

⑦文化財に関する普及啓発コンテンツづくり

佐世保市の文化財を次世代に継承するためには、教育・学習機会の確保が重要ですが、調査成果を市民と共有する講座やイベントは単発的で継続性に課題があります。また、若い世代の文化財への関心も低下しているなかで、担い手の世代交代に関する課題も顕在化しています。

小・中・高校や大学との連携による文化財を活用した教育の機会は有効に活用できておらず、学校教育や団体客への見学受け入れ体制も十分とはいえません。子ども時代から文化財に親しむ機会や、興味を抱かせる継続的な取組も限られており、文化財に関する普及啓発コンテンツが不十分であることが課題となっています。

【⑦文化財に関する普及啓発コンテンツづくりに関する課題】

- ⑦-1 調査成果を講座等で市民と共有する機会が不足している。
- ⑦-2 文化財の保存・活用を担う人材の世代交代が十分に進んでいない。
学校(小・中・高校・大学)と連携した文化財等を活かした教育の機会を有効に活用できていない。
- ⑦-3 文化財の見学受け入れ体制が不足している（学校教育や団体客への対応が限界）。
- ⑦-4 子どものころから文化財に親しむ継続的な機会が不足している。
- ⑦-5 文化財に興味を抱かせる機会が不足している。

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

(3) 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための課題

⑧行政と市民・団体との連携体制

基本方針Ⅰ・Ⅱで示した「まもる」、「いかす」取組を推進するためには、文化財の保存・活用を推進するための民間や関係団体との連携が不可欠です。しかし、文化財の保存・活用に関わる人材育成や組織構築、情報交換の体制も十分とは言えず、行政と地域（民間）との連携体制も十分に体系化されていない状況です。

さらに、文化財の各分野に対応できる専門職員の数や体制が不足しており、文化財に関わる行政内部の横断的な連携や事業分担も限定的です。これらの課題から、文化財の保存・活用を支える組織・体制や人的資源の整備が不十分であることが課題となっています。

【⑧行政と市民・団体との連携体制に関する課題】

- ⑧-1 民間の産業関係・関係団体と連携した取組の広がりが限定的となっている。
- ⑧-2 文化財の保存・活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制が不十分である。
- ⑧-3 行政と地域（民間）の連携体制が十分に体系化されていない。
- ⑧-4 各分野に対応できる職員（文化財専門職員の数や経験、体制・事務系職員との役割分担）が不足している。
- ⑧-5 文化財に関係する行政内の横断的な関係（事業分担）が限定的である。

⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成

行政・団体間の連携とともに、管理者や保存団体等に対する人材育成やその確保が課題となっています。管理者や保存団体メンバーの高齢化により体制の維持が懸念されており、技術の継承や後継者育成の取組が求められます。

また、文化財の魅力を伝えるガイドやボランティアなどの人材育成も十分に行われておらず、若い世代を対象とした育成プログラムの作成が必要です。加えて、地域の語り部や専門家の不足も指摘されており、文化財の保存と活用を支える人材基盤の強化が課題となっています。

【⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成に関する課題】

- ⑨-1 管理者および保存団体の高齢化による体制不足が懸念される。
文化財に関わる技術の継承や後継者育成を進めることが必要である。
- ⑨-2 ガイド等、歴史遺産の魅力を伝える人材育成の取組が不足している。
若い世代の育成プログラムの作成が必要である。（文化財ボランティアなど）
地域の語り部が不足している。

⑩広域的連携・ネットワーク展開

佐世保市は、日本遺産をはじめ、近隣市町と共有する歴史文化があり連携した取組を行っていますが、文化財全体を見れば県や他市との連携が十分ではなく、地域を越えた歴史教育や文化財の活用が十分に進んでいません。文化財の価値や魅力を伝えるためには、市内だけでは把握しきれない歴史的背景や地域性（彼杵国、平戸藩、大村藩など）に対応した教育や情報発信も必要です。合併に伴い各地区の特性やその拠点性が薄まりつつある現状もあり、広域的な視点で歴史文化を活かす施策の推進が求められています。

【⑩広域的連携・ネットワーク展開に関する課題】

- ⑩-1 文化財を中心として、広域的に維持・向上を図る施策が求められる。
- ⑩-2 近接する行政機関（県・市）との連携が不足している。
- ⑩-3 現在の市域では捉えることができない歴史教育が必要である（彼杵国や平戸藩、大村藩等）。
- ⑩-4 合併により各地区の特性が不明確となり、地区の拠点性が不足している。

3 文化財の保存・活用に関する方針

基本方針の実現に向けて、先述した課題を解決するために、今後取り組む文化財の保存・活用に関する方針を以下のとおり設定します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

(1) 佐世保の文化財を「まもる」ための方針

①文化財の調査・研究

文化財の保存・活用を推進するため、まず市内全体の文化財を体系的に再度見直し、その現状や管理体制を整理します。その上で、計画的かつ継続的な調査・研究を行い、未指定を含む文化財の価値を明らかにします。また、先端技術を活用した記録作成の検討・実施により、文化財の情報を的確に継承します。これらの成果をもとに、指定等文化財の保存活用計画を作成することで、地域の歴史文化を次世代へと確実に伝えていきます。

【文化財の調査・研究に関する方針】

- ①-1 文化財の把握調査の実施
 - 一元管理での指定等（把握済み）文化財の現状、管理の把握
 - 文化財の把握調査や価値付けの実施
 - 文化財の計画的及び継続的な調査・研究の実施
- ①-2 先端技術を活用した記録作成の検討と実施
- ①-3 未指定文化財の詳細調査と周知活動の実施
- ①-4 指定等文化財の保存活用計画の作成
- ①-5 関連文化財群・文化財保存活用区域に関する調査・研究

②文化財の維持管理

文化財を適切に守り伝えるため、市の保護体制や支援体制を充実させ、民間所有を含む文化財の維持・管理に必要な支援を強化するとともに、文化財を管理する道路などの関連インフラの整備促進や文化財周辺の歴史的景観の保全、絶滅危惧種の文化財指定など、文化財の保護に寄与する取組を推進します。さらに、文化財の保存制度や維持管理方法の周知・啓発により、市民とともに文化財を守る体制を築きます。

【文化財の維持管理に関する方針】

- ②-1 市の文化財維持管理体制や取組の充実
- ②-2 文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）の充実
 - 文化財の保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討
 - 民間所有の文化財に対する行政の関与、役割分担の明確化
- ②-3 無形の民俗文化財の支援、デジタルアーカイブ化の実施
 - 地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援
- ②-4 文化財を管理するインフラ（道路等）の整備
- ②-5 レッドデータ・リスト等の絶滅危惧種の文化財指定と啓蒙活動の実施
- ②-6 文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観を保全

- ②-7 文化財の維持管理の方法の周知
文化財の保存制度の情報発信強化
- ②-8 文化財の収蔵場所の確保

③文化財の防災・防犯対策

自然災害に備え、文化財を守るための防災体制を構築します。防災対策マニュアルを整備し、平時からの備えと緊急時の対応を明確化するとともに、防火・防犯を担当する行政部局と文化財所有者や保存団体との連携を強化します。これにより、災害発生時に文化財を迅速かつ的確に保全できる協働体制を確立し、安全で持続的な文化財保護を実現します。

【文化財の防災・防犯対策に関する方針】

- ③-1 温暖化や大型台風等の災害から、史跡等を守る体制の構築
- ③-2 防災対策マニュアルの作成
- ③-3 行政（防火・防犯部局）と文化財所有者または管理者（保存団体）の関係強化

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

（２）佐世保の文化財を「いかす」ための方針

④展示施設の整備・活用

地域全体を一体的に楽しみ、学べる場と位置づける佐世保ミュージアム構想（P89・P90 参照）を推進します。また、来訪者が安心して文化財を巡ることができるよう、駐車場や誘導サイン、トイレなどの便益施設を充実させ、快適な来訪環境を整備するとともに、文化財の特徴や歴史を的確に伝えるため、解説案内板のデザインや内容の統一・更新を進め、わかりやすく魅力的な情報発信を行います。

【展示施設の整備・活用に関する方針】

- ④-1 ミュージアム構想の推進
- ④-2 ガイダンス（駐車場・誘導サイン等）整備
- ④-3 解説案内板の統一性と更新の実施

⑤文化財を活かしたコンテンツづくり

佐世保市の文化財をより身近に感じ、楽しみながら学べるコンテンツづくりを推進します。具体的には、まち歩きを通じて地域の魅力を発見できる企画や環境整備を進めるとともに、民間観光事業者との連携を強化し、市独自の歴史文化を体験できる事業の充実を図ります。

また、地域団体と協力して市民参加型のイベントを実施し、住民や来訪者が一体となって文化や歴史を楽しむ機会を創出することで、地域の文化資源を活用した観光・交流の活性化を図ります。

【文化財を活かしたコンテンツづくりに関する方針】

- ⑤-1 まち歩きを楽しむことができる企画や整備の実施
- ⑤-2 民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実
- ⑤-3 地域の団体と協力体制を構築したイベント（市民参加型）の実施

⑥文化財の情報発信

文化財の価値や保護の意義を所有者等をはじめとする市民に広く理解してもらうため、歴史文化に関する周知を徹底します。あわせて、市民の関心を高めるための情報発信やイベントの充実を図り、文化財に触れる機会を増やすことで、市民自らが文化財を守り、活かす意識を持つことができる体制を築き、地域全体で文化の継承と発展を支える基盤を形成します。

【文化財の情報発信に関する方針】

- ⑥-1 所有者等に対する歴史文化の周知
- ⑥-2 市民の文化財に対する興味を高める情報発信、イベント等の強化
- ⑥-3 文化財情報発信（PR）の取組強化
文化財の保護目的や意義に対する市民への情報発信強化

⑦文化財に関する普及啓発コンテンツづくり

調査成果や文化財の魅力を市民と共有する機会を積極的に構築し、地域の歴史文化への理解を深めます。特に若い世代に対しては、学校（小・中・高校・大学）との連携を通じ、文化財を活用した教育や体験学習を充実させ、興味・関心を高める取組を行います。

また、文化財の見学受け入れ体制の強化、講座やイベント、体験活動など、多様な参加型の機会を通じて文化財への興味を育み、子どもたちから継続的に文化財に親しめる環境を整えます。

【文化財に関する普及啓発コンテンツづくりに関する方針】

- ⑦-1 調査成果を講座等で市民と共有する機会の構築
- ⑦-2 若い世代の歴史文化への関心を高める対策の実施
学校（小・中・高校・大学）と連携した文化財等を活かした教育の充実
- ⑦-3 文化財の見学受け入れ体制の強化
- ⑦-4 子どもたちから文化財に親しむ継続的な機会の充実
- ⑦-5 文化財に興味を抱かせる機会の充実

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

（３）基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための方針

⑧行政と市民・団体との連携体制

文化財の保存・活用を効果的に進めるため、民間の産業関係者や関係団体との連携を強化し、地域全体での協働体制を推進します。また、文化財を守り活かす人材の育成や組織体制の整備、情報交換の仕組みを構築し、行政と民間が連携して取り組む基盤を確立します。

行政内部において、各分野に対応できる文化財専門職員の配置や組織を充実し、行政内の横断的な連携と事業分担を明確化することで、文化財の保存・活用の実効性を高めます。

【行政と市民・団体との連携体制に関する方針】

- ⑧-1 民間の産業関係・関係団体と連携した取組の推進
- ⑧-2 文化財の保存・活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制の構築
- ⑧-3 行政と地域（民間）の連携体制の拡大

- ⑧-4 各分野に対応できる文化財専門職員（数や体制）の体制充実
- ⑧-5 文化財に関係する行政内の横断的な関係強化（事業分担）

⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成

文化財の保存・活用の継続的な推進のため、管理者や保存団体の体制強化と人材育成を支援します。特に、文化財に関わる技術や知識の継承、後継者の育成を重点的に進めるとともに、地域の歴史遺産の魅力を伝えるガイドや語り部など専門的人材の育成にも注力し、地域の文化財を守り活かす人材基盤を強化し、継続的な保存・活用体制の確立を図ります。

【管理者や保存団体等に対する支援・人材育成に関する方針】

- ⑨-1 管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援
文化財に関わる技術の継承や後継者育成強化
- ⑨-2 ガイド等、歴史遺産の魅力を伝える人材育成支援
若い世代の育成（文化財ボランティアなど）プログラム作成
地域の語り部の人材育成の充実

⑩広域的な連携・ネットワーク展開

広域的に価値を有する文化財について、近接する市町や県などの行政機関との連携を強化し、情報共有や共同施策の推進を行うとともに、広域での歴史教育体制を整備し、学校や地域団体との連携を通じて地域の歴史や文化を次世代に伝える仕組みを構築します。

また、広域的な連携と共に、各地区の歴史的特性や資源を活かした拠点づくりを進め、文化財を中心とした地域の魅力向上と交流の促進を図ります。

【広域的な連携・ネットワーク展開に関する方針】

- ⑩-1 文化財を中心として広域的に維持・向上を図る
- ⑩-2 近接する行政機関（県・市町）との連携強化
- ⑩-3 広域地区での歴史教育の体制及び連携の構築
- ⑩-4 各地区の歴史的特性を活かした拠点の構築

4 佐世保ミュージアム構想

佐世保市では、これまで本計画の上位計画や個別計画において文化財の展示・収蔵・調査研究・保存・活用のセンター施設を検討してきました。特に、「佐世保市教育文化振興計画（第4期）」では、文化財展示施設を各地区の歴史的な特徴に対する理解を深め、郷土学習の拠点として活用することを目的に、各種施設の再編と分散した展示収蔵施設を集約した適正配置が求められており、その解決策として博物館や埋蔵文化財センターなどのセンター機能をもつ施設の基本的なあり方を検討することとしています。

そのため、現状での課題やこれまでの研究を踏まえ、本計画において以下のとおり「（仮称）佐世保ミュージアム」を構想します。

（１）「（仮称）佐世保ミュージアム」構想

本計画において、第5章の「将来像」を具体化するセンター機能を有する施設として「（仮称）佐世保ミュージアム」を「佐世保の文化財を守り、活かし、つなぐ」基本方針とその取組を推進するための拠点施設と位置付けます。

「（仮称）佐世保ミュージアム」は、これまで蓄積された膨大な資料や分散した展示及び収蔵施設、また老朽化した文化財施設を集約し、本計画で位置付ける関連文化財群を背景として、将来の文化財指定や各種保護措置を推進する「文化財を守り、活かし、つなぐ」ための施策を実施するにふさわしい施設が望まれます。

そのため、本施設において、文化財の展示、収蔵、管理、調査・研究など、文化財の保存と活用を一元的に行うことを目指します。

また、佐世保市に点在するサテライト的な史跡や建造物のほか、既存文化財展示施設を周遊する「フィールドミュージアム」を有機的に連携させたミュージアムネットワークを描き、このミュージアムネットワーク全体を「佐世保ミュージアム」構想の基盤とし、その推進体制の構築を図ります。

本計画に掲げるミュージアム構想は、①将来構想「（仮称）佐世保ミュージアム」と関連施設のネットワーク、②佐世保文化財を育む地域のフィールドミュージアム、③つながるミュージアム、という3つの観点から「佐世保の文化財を守り、活かし、つなぐ」ミュージアムとその有機的なネットワーク化（次ページ図 39）を目指すものです。

（２）構想の三本の柱 ～ 基本的な考え方 ～

① 将来構想「（仮称）佐世保ミュージアム」と関連施設のネットワーク

将来構想「（仮称）佐世保ミュージアム」は、後述する関連施設の情報発信やガイダンスのセンター機能を有し、佐世保の文化財や関連資料を保存し、活用し、継承するための措置や防災・防犯、災害発生時に対応するための体制を有する拠点施設を目指します。

関連施設は、第1章（6）文化財に関連する施設である旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設やさせぼ立神近代化歴史公園、福井洞窟ミュージアム、三川内焼美術館・うつわ歴史館、黒島天主堂等に加え、各地域の歴史民俗資料等を展示しているコミュニティセンターや文化財整理室、収蔵施設なども該当します。これらの施設は、佐世保市の公共施設再編計画や将来の社会情勢を勘案し、

集約化を推進する一方で、地域の文化財施設として必要な機能を有するセンター施設とサテライト施設の有機的なネットワークを構築します。

本計画において示した重層的かつ多様性をもつ佐世保市の文化財は、これらの施設の機能とネットワークにより、センター施設で市文化財の全体の特性と概要を知りうることが可能となり、サテライト施設ではコアなテーマでのフィールドミュージアムの実践を行います。

② 佐世保の歴史文化を育む地域のフィールドミュージアム

広大な佐世保市域の多様な文化財は、その特性から第8章で6つのストーリーを構成する関連文化財群として整理することができます。6つの関連文化財群は、それぞれが一つの野外博物館的機能を有しており、さまざまな文化財の保存・活用を一体的に行うことができます。

これらフィールドミュージアムは、関連文化財群と区域における歴史重層性を辿るフィールドで、まさに空間と時間を行き来するミュージアムを示したものです。

そしてフィールドミュージアムは、こうした文化財群を「見て、知り、学ぶ」だけでなく、文化財保護法の枠に収まらない地域の様々な宝である「佐世保の歴史文化」を体感するためのもので、こうした体験を通じて、市民のシビックプライドの醸成が期待されます。

また、既存施設であるミュージアムが地域内回遊のコアとして機能することで、来訪者のアクセス性、利便性等を担保することが可能となります。

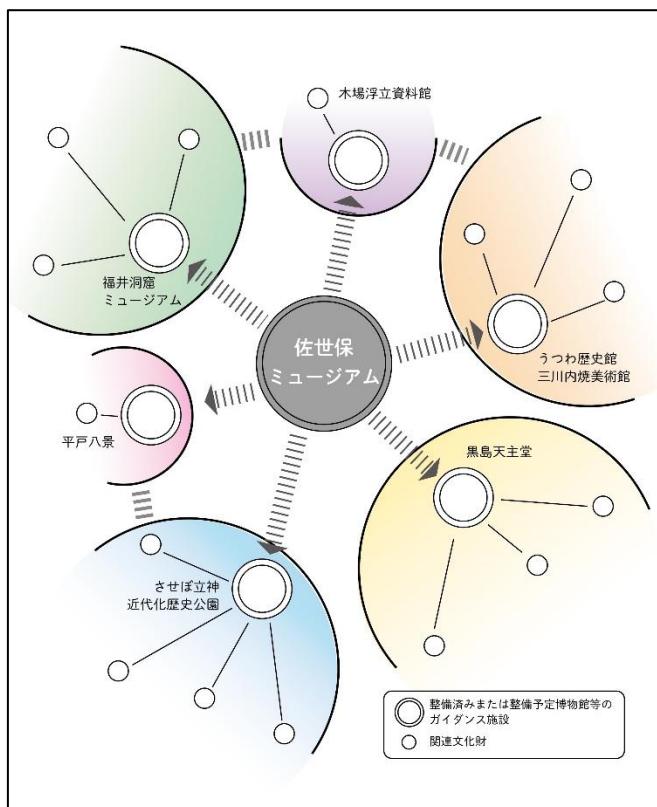


図 39 (仮称) 佐世保ミュージアム構想

③ つながるミュージアム

上述の①と②の機能を有機的に連動・連携させるためには、市民一人一人が主体者となり、私たちの宝物を守り、活かし、つなぐことが必要不可欠です。「(仮称) 佐世保ミュージアム」は、これまで継承に尽力してきた各種文化財の保存団体やNPOに加えて、関係する市内外の人々が集い、学び、交流する「つながる」ハブ機能を有する施設を目指します。

この「(仮称) 佐世保ミュージアム」構想の実現が、佐世保市における文化財の保存・活用の将来像に向けて必要不可欠なものとなります。

第7章 文化財の保存・活用に関する取組

ここでは、第6章の課題・方針を踏まえ、行政が取り組むべきもの及び官民協働で実現するものについて、文化財の保存・活用の方針と取組を記載します。本計画における「取組」とは、計画期間中に行う事業や関係法令上の取組のほか、民間団体や地域住民等が文化財の保存・活用に関して行うものです。各取組について、その実効性を高めることを意図し、取組主体、実施期間を整理し、取組主体は、市民、団体（地域、市民団体、事業者、関係機関等）と行政（佐世保市）、実施期間は本計画の計画期間 10 年とし、前記（令和 8（2026）年度—令和 10（2028）年度）の 3 年間、中期（令和 11（2029）年度—令和 13（2031）年度）の 3 年間、後期（令和 14（2032）年度—令和 17（2035）年度）の 4 年間として、進捗管理と見直しを図りながら進めていきます。措置の実施に当たっては、重点事業の設定や多様な主体と連携し、市費以外に「地域未来交付金」等、国や県の補助制度を活用して、効果的な実施を図ります。

1 市域における文化財の保存・活用に関する取組

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

（1）佐世保の文化財を「まもる」ための取組

主体的に取り組む：●、協働で取り組む：○

保存と活用に関する取組			取組主体				実施期間			
【取組名】取組概要	現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	R8-R10	R11-R13	R14-R17	次期計画
取組① 文化財の調査・研究体制										
①-1 【文化財指定に向けた基礎調査】 ・文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施	○	○	●	●				
①-2 【先端技術を活用した文化財記録調査】 ・3D計測やデジタルアーカイブ等の先端技術を活用した記録・保存調査の実施	・科学分析調査 ・先端技術調査（3D）	・先端科学等記録保存調査	○	○	●	●				
①-3 【未指定文化財の把握・活用推進】 ・未指定文化財（歴史文化）の把握調査、新規指定に向けた詳細調査と情報発信の実施	・未指定文化財の新規指定 ・未指定文化財に関する情報発信	・伝統的建造物群や文化財の保存技術などの分野の把握調査の実施	○	○	○	●				
①-4 【文化財保存活用計画の作成】 ・未作成の指定等文化財に関する保存活用計画の作成	・保存活用計画の作成	・未策定指定文化財に対する保存活用計画の早急な作成	○	○	○	●				
①-5 【関連文化財群等の調査研究】 ・関連文化財群・文化財保存活用区域に関する調査研究の実施	—	・関連文化財群及び文化財保存活用区域を基盤とした各種事業の展開	○	○	○	●				
取組② 文化財の保護・維持管理										
②-1 【文化財保護体制の強化】 ・文化財保護に関する市の体制整備や文化財保存団体の管理・連携	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体の管理	・文化財専門職員や事務職員の充実	○	○		●				
②-2 【文化財保存活動の支援体制の構築】 ・文化財保存団体への維持管理業務委託等の実施及び持続的な文化財保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体に対する維持管理・清掃委託 ・後継者育成 ・ふるさと納税基金の活用	・文化財維持管理マニュアルの作成 ・文化財クラウドファンディング、文化財寄付、ふるさと納税の活用	●	●	●	●				
②-3 【無形の民俗文化財の継承・記録支援】 ・後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗等）継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施	・無形の民俗文化財後継者育成 ・指定文化財への補助 ・映像記録保存	—	○	●	○	●				
②-4 【文化財周辺インフラ整備の推進】 ・文化財を管理する道路（インフラ）等の整備に向けた道路整備リストの作成	・道路整備台帳の作成	・文化財管理に必要な道路整備リストの作成	○	○		●				
②-5 【絶滅危惧種の保護と普及啓発】 ・レッドリスト等の絶滅危惧種の文化財への新規指定と保護に向けた情報発信等の実施	・文化財の新規指定 ・レッドリスト及びレッドデータブックの作成	・個別の絶滅危惧種等の保護手法の検討	○	●		●				

②-6	【文化的景観の保全推進】 ・文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携	・文化的景観の保存活用 ・景観計画の策定・運用	・文化財と景観まちづくりの連携 ・文化財の周辺環境の整備	○	○	○	●													
②-7	【文化財維持管理の普及啓発】 ・文化財の維持管理の方法の周知	・文化財補助金・助成制度の案内 ・SNS・HP・広報させばによる情報発信	・文化財補助金・助成制度の案内 ・文化財広報の強化	○	●	○	●													
②-8	【文化財収蔵環境整備】 ・文化財の収蔵環境確保・整備等に向けた検討	・収蔵場所確保の検討	・新規収蔵場所整備に向けた検討				●													
取組③ 文化財の防災・防犯対策																				
③-1	【文化財防災体制の構築】 ・自然災害から史跡等の保護に向けた文化財巡視の実施、防災部局等との連携による体制の構築	・文化財巡視(パトロール) ・文化財保護指導員の巡視	・所有者、防災部局等との連携強化による防災体制の構築	○	○	○	●													
③-2	【文化財防災対応の標準化】 ・防災対策マニュアルの作成	・防災対策マニュアルの作成	—	○	○	●	●													
③-3	【文化財所有者等との防災・防犯連携強化】 ・行政（防火・防犯部局）と文化財所有者または管理者（保存団体）による防災体制の構築	・文化財防火デーの実施	・所有者、防災部局等との連携強化による防災体制の構築	●	○		●													

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

（２）佐世保の文化財を「いかす」ための取組

主体的に取り組む：●、協働で取り組む：○

保存と活用に関する取組				取組主体				実施期間			
【取組名】取組概要		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	R8-R10	R11-R13	R14-R17	次期計画
取組④ 展示施設の整備・活用											
④-1	【佐世保ミュージアム構想の検討】 ・各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討	・各ガイダンス施設等の管理運営 ・文化財収蔵庫の維持管理	・佐世保ミュージアム構想の検討及び構想に基づく各種事業の実施	●	●	●	●				
④-2	【ガイダンス機能の充実】 ・駐車場・誘導サイン等の来訪者向け機能の整備	・指定文化財の見学の利便性向上に向けた環境整備	—	○	○		●				
④-3	【文化財案内サインの整備】 ・サインデザインガイドラインの作成及び解説案内板の更新	・文化財説明版、観光標識等設置	・サインデザインガイドラインの作成及びガイドラインに基づく解説案内板の整備	○	○	○	●				
取組⑤ 文化財を活かしたコンテンツづくり											
⑤-1	【まち歩き等による文化財活用の推進】 ・まち歩き郷土史体験講座等の実施及び解説案内板・パンフレット等の整備	・郷土史体験講座 ・文化財説明版設置 ・文化財パンフレット作成	・文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成	●	●		●				
⑤-2	【観光連携による文化財活用の推進】 ・観光事業者等との連携による文化財ガイドツアー等の企画立案・実施	・文化財民間ツアー時の案内・説明 ・文化財関連ツアーの実施	—	○	●	○	●				
⑤-3	【市民参加による文化財活動の推進】 ・地域団体等との連携体制の強化に向けた各種講座の実施及び市民参加型イベントの開催	・まちづくり出前講座 ・文化財関連イベントの実施	・地域団体等との連絡会の定期開催	●	●	○	○				
取組⑥ 文化財の情報発信											
⑥-1	【デジタルツールを活用した文化財発信】 ・デジタルツールの活用等、文化財保護の価値や保護意義を分かりやすく伝える情報発信の実施	・文化財広報（SNS・HP情報発信）	・所有者向けパンフレットの作成	○	○	○	●				
⑥-2	【文化財理解促進の推進】 ・市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財説明版設置 ・文化財広報	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
⑥-3	【文化財PR・情報発信の強化】 ・デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
取組⑦ 文化財に関する普及啓発コンテンツづくり											
⑦-1	【文化財学習機会の充実】 ・展覧会や講演会等の開催やデジタルツールの活用による情報発信等、継続的な学びの場の提供	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財広報SNS・HP・広報誌情報発信	—	●	●	●	●				
⑦-2	【次世代への歴史文化学習の推進】 ・ふるさと歴史発見学習の継続及び若者が興味を持ちやすい情報発信・学習環境の整備	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報(SNS・HP・広報誌情報発信)	・デジタル技術の活用による学習環境整備	●	●	●	●				

第8章 佐世保市の関連文化財群の設定

1 関連文化財群について

佐世保市は、多様で豊かな文化財が市内各地に点在しています。これらの文化財は、指定等文化財か未指定文化財かを問わず、単独で価値を有する一方で、相互の関係性や周囲の環境とあわせて捉えることで、より深い歴史文化の魅力を伝えることができます。

「関連文化財群」とは、文化財とその価値を支える周辺環境や関係要素を一体として捉え、文化財の魅力を伝えるストーリーとして整理し、価値付けを行う枠組みです。

関連文化財群を設定し、文化財の分布を地図上に整理し、活動の拠点や中心となる施設を明示することで、市内の文化財の関係性や価値が見えやすくなり、市全域での取組を具体化できます。また、関連テーマで活動する団体や施設との協働を通じ、それぞれ特色あるストーリーを展開することもできます。

本計画では、佐世保の歴史文化の特徴をもとに関連文化財群のストーリーの設定を行い、それらの課題と方針を明確化して、今後の佐世保市の特色ある地域の文化活動の活性化につなげていきます。

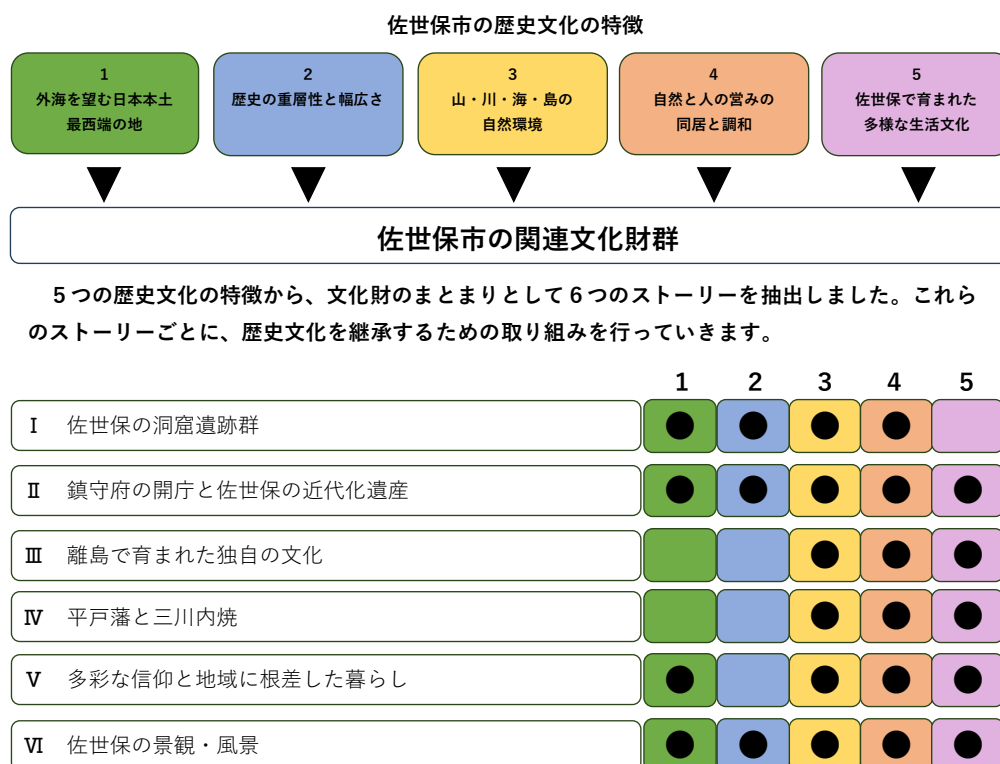


図 40 佐世保市の関連文化財群の整理図

6つの佐世保市の文化財群の概要を下記の通り、記載します。

- I 佐世保の洞窟遺跡群** 日本有数の洞窟遺跡群を内包し、人類の日本列島への足跡を示すもの
- II 鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産** 鎮守府に決まった佐世保港を中心に近代都市へ変貌を遂げたもの
- III 離島で育まれた独自の文化** 西海に囲まれた黒島・高島・宇久島の島文化
- IV 平戸藩と三川内焼** 江戸時代に平戸藩領内で作られた三川内焼
- V 多彩な信仰と地域に根差した暮らし** 地域の多彩な祭礼や風習と自然の恵みがもたらした食文化
- VI 佐世保の景観・風景** 佐世保の多彩な自然環境と人の営みが生み出した景観・風景

関連文化財群 I

佐世保の洞窟遺跡群

佐世保は日本有数の洞窟遺跡群が所在し、人類の日本列島への足跡を示す遺跡となっており、日本列島における人類の成り立ちを現在に伝えます。

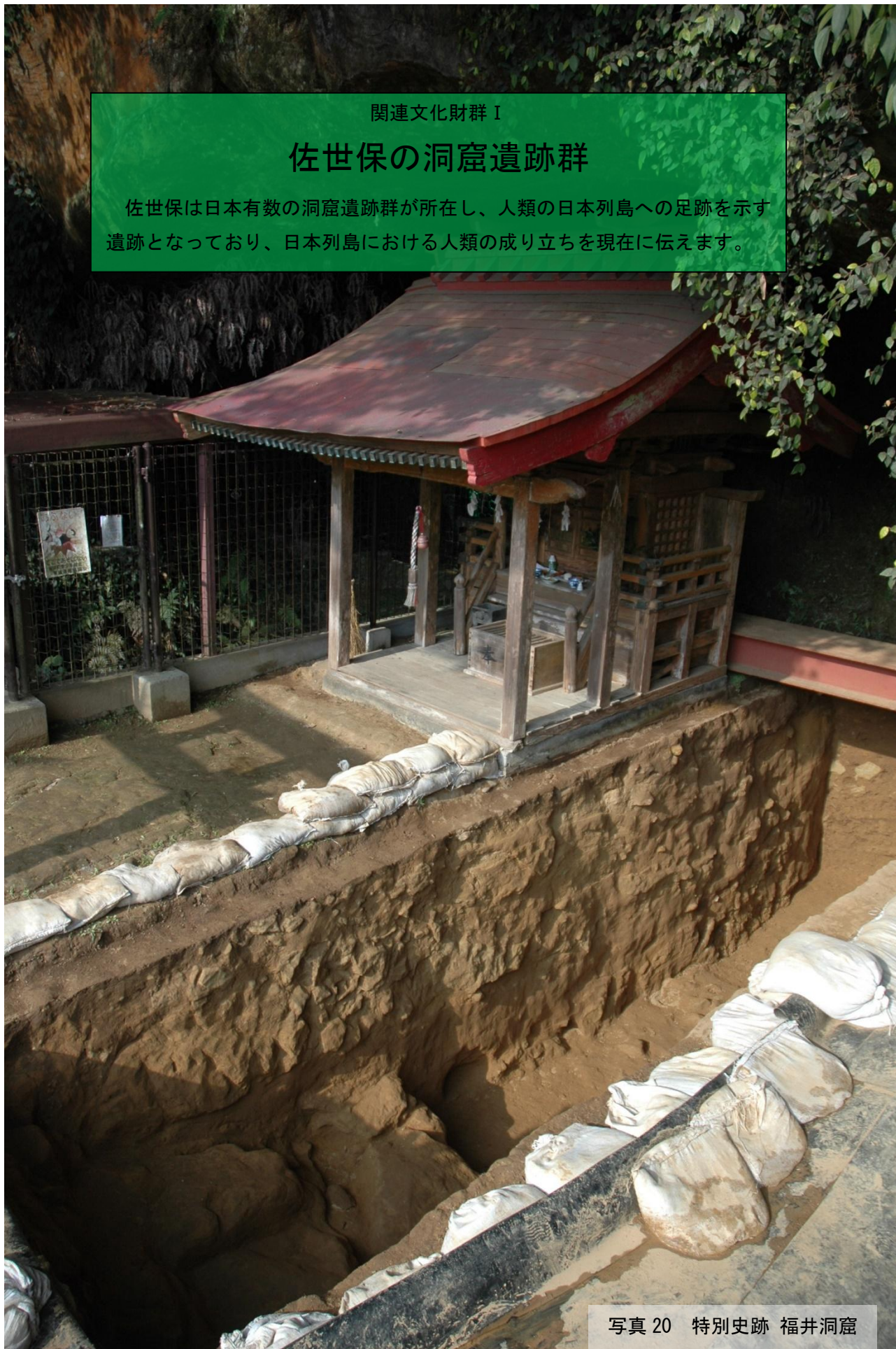


写真 20 特別史跡 福井洞窟

2 関連文化財群Ⅰ「佐世保の洞窟遺跡群」

①ストーリー

佐世保市は日本随一の「洞窟遺跡のまち」として知られています。全国約 740 箇所の洞窟遺跡のうち、佐世保市は 36 箇所の洞窟遺跡があり、その数は市町村単位で日本一を誇ります。

洞窟が多い理由は、佐世保市の地質と地形が関係します。本地域の地質は、基盤層である第三紀層堆積岩の上に溶岩が噴出したもので、基盤層が河川の浸食や風化作用により削られることで、崖状地形に洞穴ができます。こうした洞穴や岩陰地形の利用は日本列島最西端にあつて、旧石器時代にはじまりました。また、洞窟と洞窟の間にある台地や河岸段丘には先史時代の開地遺跡が多数存在します。なかには黒曜石や安山岩等の原産地遺跡も存在します。さらには、それらの出土品には重要文化財指定を受けた構成文化財もあり、さらに高みを目指していける可能性を秘めています。

これらの要素が関連しあつて形成された洞窟遺跡や関連遺跡には、谷や崖、広大な溶岩台地などの佐世保市特有の自然地形を生かして、巧みに生き抜いた人類の足跡を洞窟遺跡群として、一体的にみる事が可能です。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
洞窟遺跡			
1	福井洞窟※	記念物(遺跡)	国指定
2	泉福寺洞窟※	記念物(遺跡)	国指定
3	龍神洞穴(福石山)※	記念物(遺跡)(名勝地)	国指定
4	大悲観岩陰(大悲観)※	記念物(遺跡)(名勝地)	国指定
5	石橋(石橋)※	記念物(遺跡)(名勝地)	国指定
6	高岩(高巖)※	記念物(遺跡)(名勝地)	国指定
7	下本山岩陰※	記念物(遺跡)	県指定
8	岩下洞穴※	記念物(遺跡)	県指定
9	橋川内洞窟※	記念物(遺跡)	市指定
10	牽牛崎洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
11	百間坂洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
12	大門洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
13	池野谷洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
14	杉ノ尾洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
15	上炭床岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
16	大古川岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
17	菰田洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
18	天神洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
19	福石観音岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
20	真申洞穴※	記念物(遺跡)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
21	中通洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
22	桜木岩下岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
23	石屋洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
24	長谷洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
25	中谷洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
26	岩谷口第1岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
27	岩谷口第2岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
28	牧ノ岳洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
29	直谷岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
30	不動明王谷岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
31	上直谷岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
32	前田岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
33	長谷禅門岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
34	山田禅門岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
35	屋敷ノ元岩陰※	記念物(遺跡)	未指定
36	禅門岩洞穴※	記念物(遺跡)	未指定
37	小浦岩陰	記念物(遺跡)	未指定
38	大山口岩陰	記念物(遺跡)	未指定
39	大谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
40	ぜんもん岩岩陰	記念物(遺跡)	未指定
41	無窮洞	記念物(遺跡)	未指定
42	トンネル横丁	記念物(遺跡)	未指定
43	平戸八景 (潜龍水、巖屋宮、潮之目、眼鏡岩)	記念物(名勝地)	国指定 未指定
44	洞窟シダ植物群落	記念物(動物・植物・地質 鉱物)	市指定
洞窟遺跡と関連する文化財			
45	泉福寺洞窟出土品	有形文化財(美術工芸品 (考古資料))	国指定
46	福井洞窟出土品	有形文化財(美術工芸品 (考古資料))	国指定
47	岩谷口岩陰の青銅鏡	有形文化財(美術工芸品 (考古資料))	市指定
48	直谷岩陰出土品	有形文化財(美術工芸品 (考古資料))	未指定
49	発掘調査等に係る記録類 (福井洞窟に関する調査記録、フィルム、 図面等)	有形文化財(美術工芸品 (歴史資料))	未指定
50	発掘調査等に係る記録類 (泉福寺洞窟に関する調査記録、フィルム、 図面等)	有形文化財(美術工芸品 (歴史資料))	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
51	ふくいどうくつかゾク	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	未指定
52	洞窟遺跡と関連する開地遺跡 平山遺跡	記念物（遺跡）	未指定
53	洞窟遺跡と関連する開地遺跡 横手遺跡	記念物（遺跡）	未指定
54	洞窟遺跡と関連する開地遺跡 根引池遺跡	記念物（遺跡）	未指定
55	洞窟遺跡と関連する開地遺跡 上原遺跡	記念物（遺跡）	未指定
56	洞窟遺跡と関連する開地遺跡 板山遺跡	記念物（遺跡）	未指定
57	洞窟遺跡と関連する開地遺跡 門前遺跡	記念物（遺跡）	未指定
58	黒曜石原産地及び原産地遺跡 牛ノ岳	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
59	黒曜石原産地及び原産地遺跡 針尾島	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
60	黒曜石原産地及び原産地遺跡 高島	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
61	黒曜石原産地及び原産地遺跡 古里海岸	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
62	黒曜石原産地及び原産地遺跡 寺島	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
63	黒曜石原産地及び原産地遺跡 淀姫神社遺跡	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
64	安山岩原産地及び原産地遺跡 福井川	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
65	安山岩原産地及び原産地遺跡 明星ヶ鼻	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
66	安山岩原産地及び原産地遺跡 赤崎岳	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
67	安山岩原産地及び原産地遺跡 淀姫神社遺跡	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
68	安山岩原産地及び原産地遺跡 金城遺跡	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
69	安山岩原産地及び原産地遺跡 長田池遺跡	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
70	安山岩原産地及び原産地遺跡 辻田池遺跡	記念物（遺跡）（動物・植物・地質鉱物）	未指定
71	佐々川河岸とポットホール	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
72	洞窟に関連する昔ばなし・伝承 蛇島（将冠岳山頂の岩姫様）	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定
73	洞窟に関連する昔ばなし・伝承 左石の河童伝説	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定
74	洞窟に関連する昔ばなし・伝承 佐世保のさばくさらかし岩	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定
75	福井洞窟ミュージアム	その他（文化財関連施設）	未指定

※名称に記載している「※」は佐世保市の洞窟遺跡 36 箇所に計上しているもの。

③佐世保ミュージアムにおけるガイドンス施設（仮）

- ・ 福井洞窟ミュージアム
- ・ 佐世保市博物館島瀬美術センター
- ・ 佐世保市立図書館

④構成文化財 関連文化財群Ⅰ「佐世保の洞窟遺跡群」の分布図

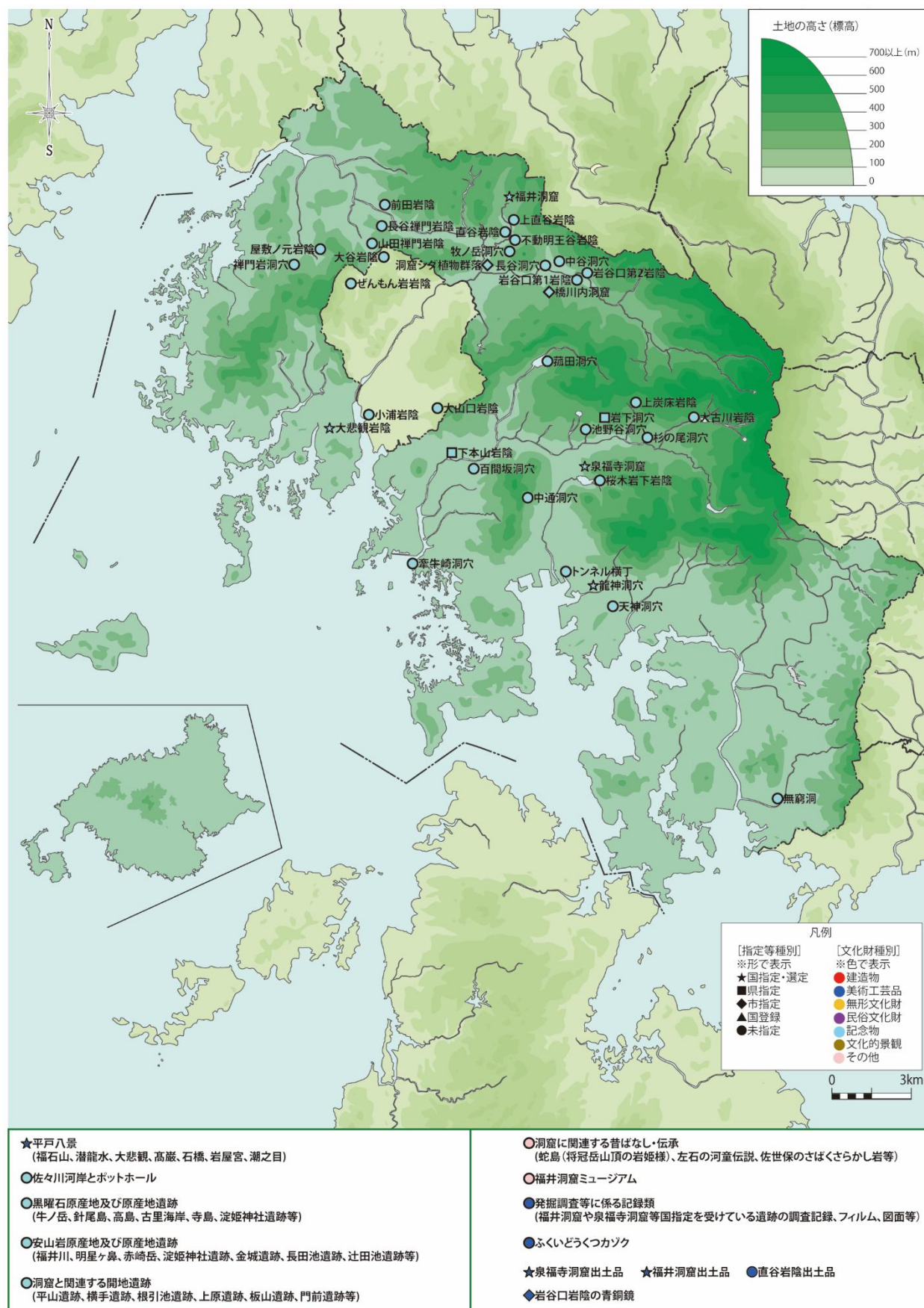


図 41 関連文化財群Ⅰ「佐世保の洞窟遺跡群」の分布図

⑤課題

福井洞窟は、独自の自然環境と歴史的背景を有する貴重な洞窟遺跡ですが、関連文化財全体をみると調査・研究や整備の状況が洞窟ごとに異なり、統一的な管理や一体的な周遊にはいくつかの課題があります。また、各地区保存会により清掃作業など、地域住民による保存のための活動がなされていますが、未指定の洞窟遺跡では草刈りなどの環境整備が十分ではありません。さらに、砂岩主体で風化や劣化が進行するため、保存範囲の明確化が求められます。加えて、保存活動を支える各地区保存会の担い手不足も課題です。

活用面では、佐世保の洞窟遺跡群は、福井洞窟保存活用計画において一定の周遊モデルコースを作成しました。しかし、構成文化財を一体的に活用するためには、山間部に所在し公共交通機関も乏しく車移動が前提となることから、大人数の団体の見学や周遊に制約があります。さらに、イベント時を除き、案内ガイドの体制が十分でないことや、指定文化財以外は解説板等の情報提供が不足していることから、訪問者への理解促進や地域外への周知が十分ではありません。

その他、地域住民の関心差や周辺景観整備、学習機会の提供、防災体制の未整備も課題であり、自然環境と歴史的価値を併せ持つ佐世保の洞窟遺跡群の持続的な保存・活用には、多角的な対応が求められます。

⑥方針

・文化財の計画的及び継続的な調査の実施

日本の先史時代を示す佐世保の洞窟遺跡群を確実に保存するため、指定地周辺を含めた広域的な保全を進めるとともに、未調査箇所の調査や研究を行い、価値評価の深化と文化財指定の充実を図ります。

・ミュージアム構想の推進

福井洞窟ミュージアムを拠点として、佐世保の洞窟遺跡群からのアクセシビリティを高めるための施策展開を行うとともに、一体的な周遊促進を図ります。

・ガイダンス（駐車場・誘導サイン等）整備

・解説案内板の統一性と更新の実施

指定文化財に限らず、見学環境や解説、福井洞窟ミュージアムとの連携等、来訪環境の整備を行うとともに、知らない人に伝える、訪れた人の理解を深める、といったターゲットごとの情報提供を講じていきます。

・まち歩きを楽しむことができる企画や整備の実施

ミュージアムの機能拡充や他の遺跡との広域的な連携、研究・活用のネットワーク強化等を通して、周遊環境の整備を図るとともに、解説機能の充実による情報提供の強化を進め、新たなユーザー層の興味を喚起する活用プログラムの開発を推進します。

・学校（小・中・高校・大学）と連携した文化財等を活かした教育の充実

学校教育や社会教育、地域イベントにおいて特別史跡福井洞窟をはじめとする佐世保の歴史文化を学ぶ機会を充実させ、洞窟遺跡群への理解と愛着を深めます。

・行政と地域（民間）の連携体制の拡大

佐世保の洞窟遺跡群を取り巻く周辺環境や生態系、さらには地域に暮らす人々のコミュニティ等、史跡の保存と活用が連動したまちづくりの視点で、地域住民が主体となった環境整備を行っていきます。

・文化財の保存・活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制の構築

・管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援

保存会の担い手不足に対応するため、市内外の新たな関係人口の創出を図るとともに、地域住民主体の運営体制を基盤に、行政・研究機関・民間等が連携した史跡マネジメント体制の構築に取り組めます。

⑦取組

取組 番号	【取組名】取組概要	保存と活用に関する取組		取組主体				実施期間			
		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	R8- R10	R11- R13	R14- R17	次期 計画
I-1	【文化財指定に向けた基礎調査】 文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財基調調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施	○	○	●	●				
I-2	【文化的景観の保全推進】 文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携	・文化的景観の保存活用 ・景観計画の策定・運用	・文化財と景観まちづくりの連携 ・文化財の周辺環境の整備	○	○	○	●				
I-3	【佐世保ミュージアム構想の検討】 各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討	・各ガイダンス施設等の管理運営 ・文化財収蔵庫の維持管理	・佐世保ミュージアム構想の検討及び構想に基づく各種事業の実施	●	●	●	●				
I-4	【ガイダンス機能の充実】 駐車場、誘導サイン等の来訪者向け機能の整備	・指定文化財の見学の利便性向上に向けた環境整備	—	○	○		●				
I-5	【文化財案内サインの整備】 サインデザインガイドラインの作成及び解説案内板の更新	・文化財説明版、観光標識等設置	・サインデザインガイドラインの作成及びガイドラインに基づく解説案内板の整備	○	○	○	●				
I-6	【文化財PR・情報発信の強化】 デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
I-7	【次世代への歴史文化学習の推進】 ふるさと歴史発見学習の継続及び若者が興味を持ちやすい情報発信・学習環境の整備	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・デジタル技術の活用による学習環境整備	●	●	●	●				
I-8	【文化財見学受入体制の強化】 見学受け入れ体制の強化に向けた各文化財施設の運営効率化や、地域団体等との連携強化、ガイド人材育成等の実施	・各文化財施設の運営	・運営見直しや地域団体等との連携による文化財の見学受け入れ体制の強化	●	●	○	●				
I-9	【体験・探求型歴史文化学習の推進】 放課後子ども教室等との連携による文化財学習の場の提供、体験型教材や探求学習プログラムの企画立案	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報業務（SNS・HP・広報誌情報発信） ・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催	・放課後子ども教室等との連携による文化財への関心喚起 ・体験型教材等の開発検討	○	○	○	●				
I-10	【文化財ボランティア等の育成推進】 文化財ボランティアやガイド養成講座など人材育成プログラムの企画立案・実施	・ふるさと歴史発見学習 ・観光マイスター制度の実施 ・郷土史体験講座 ・文化財説明板設置 ・文化財パンフレット作成	・文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成	●	●	●	●				
I-11	【広域的視点による学習の推進】 広域的な歴史的背景を反映した教材や学習プログラムの作成、情報発信の充実	・日本遺産、世界遺産、洞窟遺跡関連施策の推進	・学習教材・プログラム等の開発検討	○	●	○	●				
I-12	【地域拠点の活用推進】 既存の文化財施設の運営の充実及びコミュニティセンター等の地域拠点における取組の実施	・各文化財施設の運営	・各文化財施設の運営充実 ・各地区主体の文化財関連の取組の推進	●	●	○	○				

関連文化財群Ⅱ

鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産

佐世保は明治 22（1889）年に鎮守府が開庁した佐世保港を中心に近代都市へと急速に変貌しました。鎮守府開庁から 100 年が経過した現在も、港のドッグや埠頭、林立するクレーン、建ち並ぶ煉瓦倉庫など、軍港を中心として発展した特有の景観が近代化遺産として、その歴史を伝える文化財群となっています。



写真 21 旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館（佐世保市民文化ホール）

3 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」

①ストーリー

静かな農漁村ながら天然の良港であった横須賀・呉・佐世保・舞鶴が鎮守府の設置場所として、選ばれ、佐世保では明治 22（1889）年に鎮守府が開庁しました。鎮守府は常に最先端の工業技術や設備が投入され、大きな艦艇が行き交う港、製鉄や造船を担う工場、頑丈な赤煉瓦倉庫群などが次々に建設されました。また、鎮守府は技術者を育てることに力も注ぎ、横須賀で培われた技術が呉へ、呉から佐世保、舞鶴へ、そして民間企業へと移転を繰り返す中で、造船技術やコンクリート技術が発展し、日本の近代化を支えました。

佐世保は水道や鉄道などの社会インフラも当時の最先端の技術を集めて整備され、現在の都市の原形が形成されました。

また、関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」の構成文化財は、日本遺産鎮守府佐世保公式ガイドブック（発行：鎮守府・佐世保魅力増進プロジェクト実行委員会）に記載された構成資産を基に掲載を行っています。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設	有形文化財(建造物)	国指定
2	旧佐世保海軍工廠(佐世保重工業(株)佐世保造船所)施設群	有形文化財(建造物)	一部国指定
3	旧佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)	有形文化財(建造物)	国登録
4	旧佐世保海軍工廠250トン起重機	有形文化財(建造物)	国登録
5	松浦鉄道(株)鉄道施設群 松浦鉄道橋梁群 福井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
6	佐世保鎮守府、海兵団関連施設群 旧佐世保鎮守府防空指揮所跡	有形文化財(建造物)	未指定
7	佐世保鎮守府、海兵団関連施設群 旧佐世保水交社（海上自衛隊佐世保史料館）	有形文化財(建造物)	未指定
8	松浦鉄道(株)鉄道施設群 旧鉄道省伊佐線高架橋 島瀬町橋梁	有形文化財(建造物)	未指定
9	旧第五水雷庫(西九州倉庫(株)前畑1号倉庫群)	有形文化財(建造物)	未指定
10	旧佐世保海軍工廠修理艦船繫留場(立神係船地)	有形文化財(建造物)	未指定
11	旧佐世保海軍工廠第一船渠	有形文化財(建造物)	未指定
12	赤崎貯油所旧地下重油槽	有形文化財(建造物)	未指定
13	庵崎貯油所地下重油槽	有形文化財(建造物)	未指定
14	平瀬煉瓦倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
15	旧佐世保鎮守府武庫倉庫群(立神煉瓦倉庫群)	有形文化財(建造物)	未指定
16	前畑火薬庫	有形文化財(建造物)	未指定
17	南風崎トンネル	有形文化財(建造物)	未指定
18	清水の瀬橋梁	有形文化財(建造物)	未指定
19	佐世保鎮守府水道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
20	佐世保市水道局水道施設群（菰田水源地）	有形文化財(建造物)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
21	旧軍需部倉庫群(干尽倉庫群)	有形文化財(建造物)	未指定
22	九州旅客鉄道(株)鉄道施設群(早岐駅旧給水塔)	有形文化財(建造物)	未指定
23	吉村長策関連史料群	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
24	ラッパ君が代	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
25	佐世保要塞及び関連施設 高後崎砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
26	佐世保要塞及び関連施設 丸出山堡塁跡	記念物(遺跡)	未指定
27	佐世保要塞及び関連施設 小首堡塁跡・地区指令所跡	記念物(遺跡)	未指定
28	佐世保要塞及び関連施設 馬川兵舎跡・演習砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
29	佐世保要塞及び関連施設 旧佐世保弾薬本庫	記念物(遺跡)	未指定
30	海軍防備隊、警備隊砲台群 旧佐世保防備隊黒島東砲台施設	記念物(遺跡)	未指定
31	海軍防備隊、警備隊砲台群 田島岳高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
32	海軍防備隊、警備隊砲台群 猫山高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
33	海軍防備隊、警備隊砲台群 大崎高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
34	海軍防備隊、警備隊砲台群 戸尾市場	記念物(遺跡)	未指定
35	海軍防備隊、警備隊砲台群 無窮洞	記念物(遺跡)	未指定
36	岡本水源地	記念物(遺跡)	未指定
37	山ノ田水源地	記念物(遺跡)	未指定
38	佐世保鎮守府関連記念碑群	記念物(遺跡)	未指定
39	旧海軍墓地(東山公園)	記念物(遺跡)	未指定

③させぼミュージアムにおけるガイダンス施設(仮)

- ・させぼ立神近代化歴史公園
- ・世知原地区炭鉱資料館
- ・海上自衛隊佐世保史料館
- ・浦頭引揚記念館
- ・旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設
- ・無窮洞
- ・佐世保市博物館島瀬美術センター
- ・佐世保市立図書館

④構成文化財 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」の分布図

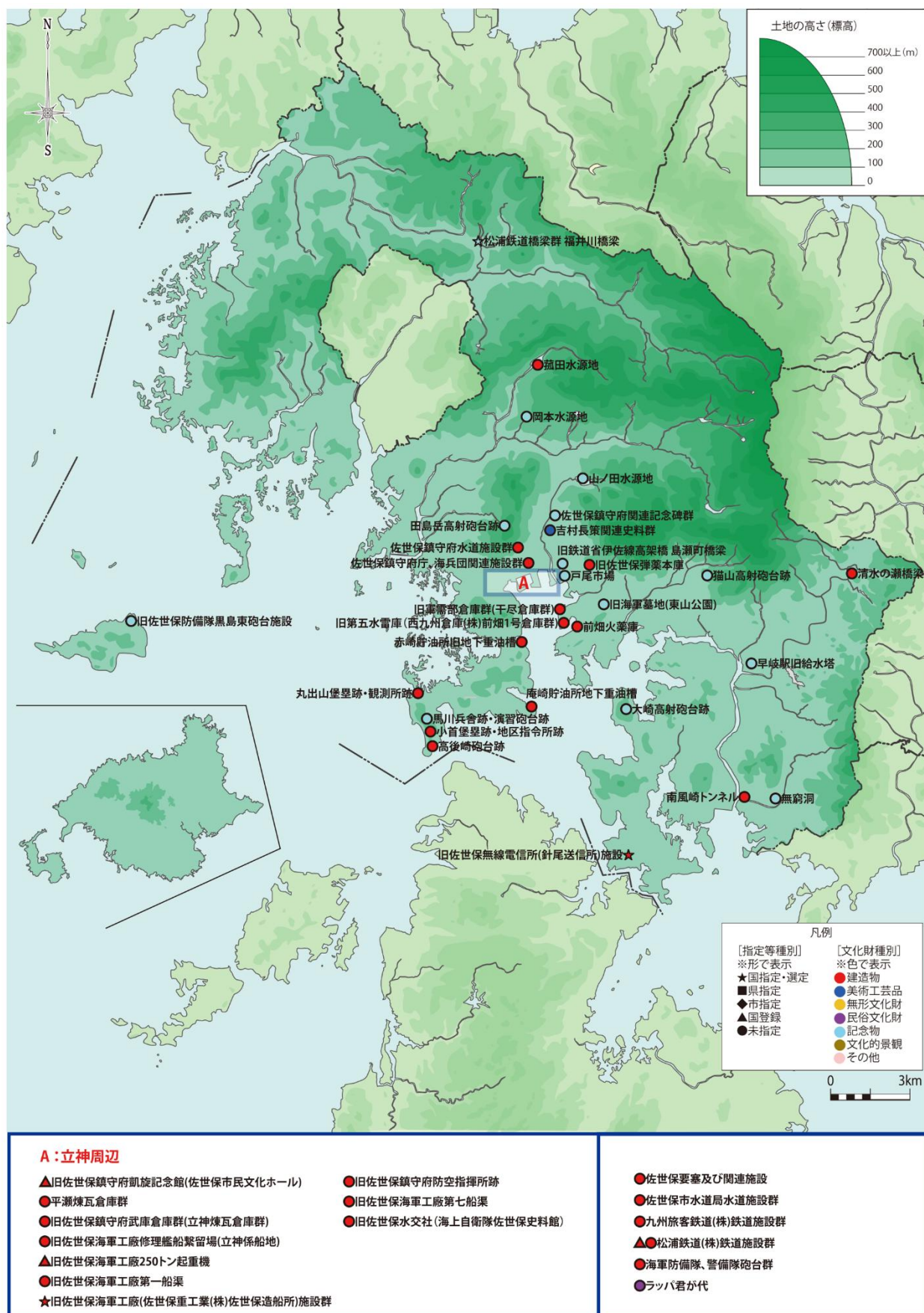


図 42 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」の分布図

⑤課題

佐世保市内は、旧佐世保鎮守府関連の近代化遺産や軍事遺跡、歴史的建造物や関連史料など、近代佐世保市の発展を物語る文化財が多数あります。これらの多くは未指定文化財であり、老朽化や経費削減のための取り壊しなど、消滅の危機に直面しています。また、重要な文化財の把握調査は十分ではありません。

活用面では多くの文化財が佐世保港を中心に各地に点在し、市民の立ち入りが制限される場所や民有地、道路条件などの制約から限定的となっています。加えて、ガイダンス機能（駐車場・誘導サイン・トイレ等）や情報発信の充実が十分でなく、周遊環境や市民への周知に課題があります。

なお、佐世保近代化遺産のガイダンス機能を有する施設として整備中の『させば立神近代化歴史公園』（令和 8 年 11 月供用開始予定）を核とした一帯の文化財の活用は、関係団体との調整をより深めていく必要があります。

⑥方針

・ 全体的な文化財の把握調査の実施

近代化遺産や軍事遺跡、歴史的建造物、関連史料などの未把握の分野の文化財について、把握調査を実施します。

・ 文化財の計画的及び継続的な調査の実施

特徴的な文化財について、指定等の検討や詳細調査を実施し、価値を明らかにしていきます。

・ ミュージアム構想の推進

立ち入りが制限されるエリアを含めた近代化遺産等の情報を発信する「させば立神近代化歴史公園」の整備・管理運営を通して、市民の理解を深めます。

・ ガイダンス（駐車場・誘導サイン・トイレ等）整備

点在する文化財を活用するための環境整備を行います。

・ 文化財情報発信（PR）の取組強化

佐世保市ホームページや文化財パンフレットをリニューアルして市民に周知します。

⑦取組

取組 番号	保存と活用に関する取組			取組主体				実施期間			
	【取組名】取組概要	現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	R8- R10	R11- R13	R14- R17	次期 計画
II-1	【文化財指定に向けた基礎調査】 文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財全調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施	○	○	●	●				
II-2	【未指定文化財の把握・活用推進】 未指定の文化財（歴史文化）の新規指定に向けた把握調査と情報発信の実施	・未指定文化財の新規指定 ・未指定文化財に関する情報発信	—	○	○	○	●				
II-3	【関連文化財群等の調査研究】 関連文化財群・文化財保存活用区域に関する調査研究の実施	—	・関連文化財群及び文化財保存活用区域を基盤とした各種事業の展開	○	○	○	●				
II-4	【佐世保ミュージアム構想の検討】 各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討	・各ガイダンス施設の管理運営 ・文化財収蔵庫の維持管理	・佐世保ミュージアム構想の検討及び構想に基づく各種事業の実施	●	●	●	●				
II-5	【ガイダンス機能の充実】 駐車場・誘導サイン等の来訪者向け機能の整備	・指定文化財の見学の利便性向上に向けた環境整備	—	○	○		●				
II-6	【文化財PR・情報発信の強化】 デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				

関連文化財群Ⅲ

離島で育まれた独自の文化

佐世保には西海に浮かぶ黒島・高島・宇久島の有人島があります。これらの島々は島独自に育まれた文化をもち、そこに住む住民と共に3島にはそれぞれの固有の文化財が今も息づいています。



写真 22 黒島 黒島天主堂

4 関連文化財群Ⅲ「離島で育まれた独自の文化」

①ストーリー

西海に浮かぶ佐世保の島々は、旧石器時代から人々の営みが続きました。佐世保の島々は日本列島と中国大陆や朝鮮半島を経由する「海の道」の拠点として、様々なものが残されました。特に黒島、高島、宇久島はそれぞれの島の特徴を色濃く残しています。黒島は江戸時代、潜伏キリシタンが移り住み、在住の住民とともに、独自の景観を生み出しました。高島は砂が多く堆積する環境から石棺とともに人骨が良好に残され、沖縄から北海道までの「貝の道」の経由地でもありました。また、宇久島は五島列島の最北端で、中国大陆への中継地点にあり、支石墓などの大陸文化と漁業に関するお祭りなどが豊かな自然とともに残されています。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
黒島			
1	黒島天主堂	有形文化財(建造物)	国指定
2	地域の自然環境と関係する食文化 ふくれ饅頭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
3	地域の自然環境と関係する食文化 島豆腐	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
4	地域の自然環境と関係する食文化 島めし	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
5	名切砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
6	根谷のサザンカ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
7	串ノ浜岩脈	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
8	佐世保市黒島の文化的景観	文化的景観	国選定
高島			
9	イモガイの腕輪	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	未指定
10	地域の自然環境と関係する食文化 高島ちくわ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
11	地域の伝統行事 オフナダサマ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
12	地域の記念碑 鯨の記念碑	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
13	宮の本遺跡	記念物(遺跡)	未指定
14	遠見番所跡	記念物(遺跡)	未指定
15	寄人の墓	記念物(遺跡)	未指定
16	骨様	記念物(遺跡)	未指定
17	志賀神社	記念物(遺跡)	未指定
18	番岳	記念物(名勝地)	未指定
19	高島海水浴場	記念物(名勝地)	未指定
宇久島			
20	対馬瀬灯台	有形文化財(建造物)	未指定
21	長崎鼻灯台	有形文化財(建造物)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
宇久島			
22	宇久松原遺跡出土品	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	市指定
23	蒙古野馬の歯	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	市指定
24	舞鶴の椀	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	未指定
25	地域の伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物 鯨恵比寿	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
26	地域の伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物 愛宕様	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
27	クァインココ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
28	宇久本飯良のなぎなた踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
29	地域の伝統芸能や年中行事 竜神祭り(ひよひよ祭り)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
30	地域の伝統芸能や年中行事 神島神社例大祭(おくんち)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
31	地域の伝統芸能や年中行事 祇園祭(八坂神社夏祭り)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
32	宇久松原遺跡	記念物(遺跡)	県指定
33	家盛公以下七代の墓	記念物(遺跡)	市指定
34	宮ノ首貝塚	記念物(遺跡)	市指定
35	神浦代官所跡	記念物(遺跡)	市指定
36	大久保様の墓	記念物(遺跡)	市指定
37	長崎鼻遺跡	記念物(遺跡)	市指定
38	藤原久道の墓	記念物(遺跡)	市指定
39	神島神社	記念物(遺跡)	未指定
40	東光寺	記念物(遺跡)	未指定
41	毘沙門寺	記念物(遺跡)	未指定
42	山本神社	記念物(遺跡)	未指定
43	三浦神社	記念物(遺跡)	未指定
44	厄神社	記念物(遺跡)	未指定
45	八幡神社	記念物(遺跡)	未指定
46	宇久島神社	記念物(遺跡)	未指定
47	厳島神社	記念物(遺跡)	未指定
48	大浜海水浴場	記念物(名勝地)	未指定
49	スゲ浜海水浴場	記念物(名勝地)	未指定
50	汐出海浜地	記念物(名勝地)	未指定
51	火焚崎	記念物(名勝地)	未指定
52	シーサイドロード	記念物(名勝地)	未指定
53	城ヶ岳展望地	記念物(名勝地)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
宇久島			
54	乙女の鼻園地	記念物(名勝地)	未指定
55	木場放牧地	記念物(名勝地)	未指定
56	菜盛山	記念物(名勝地)	未指定
57	船隠し	記念物(名勝地)	未指定
58	かいごら	記念物(名勝地)	未指定
59	鼠島	記念物(名勝地)	未指定
60	地域の自然環境と関係する特産品 長崎和牛	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
61	蘇鉄の巨樹	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
62	宇久下山のアコウ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
63	宇久スゲ浜のハマユウ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
64	宇久大浜のホウライシダ群生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
65	宇久本飯良の八幡神社社叢	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
66	宇久十川のナタオレノキ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
67	ヒコダイ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
68	ムジナノカミソリ近似種	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
69	寺島玉石甌穴	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
70	神浦地区のガード下	文化的景観	未指定

③佐世保ミュージアムにおけるガイダンス施設（仮）

- ・黒島天守堂
- ・黒島ウェルカムハウス
- ・宇久島資料館
- ・宇久島観光協会
- ・佐世保市立図書館

④構成文化財の分布図

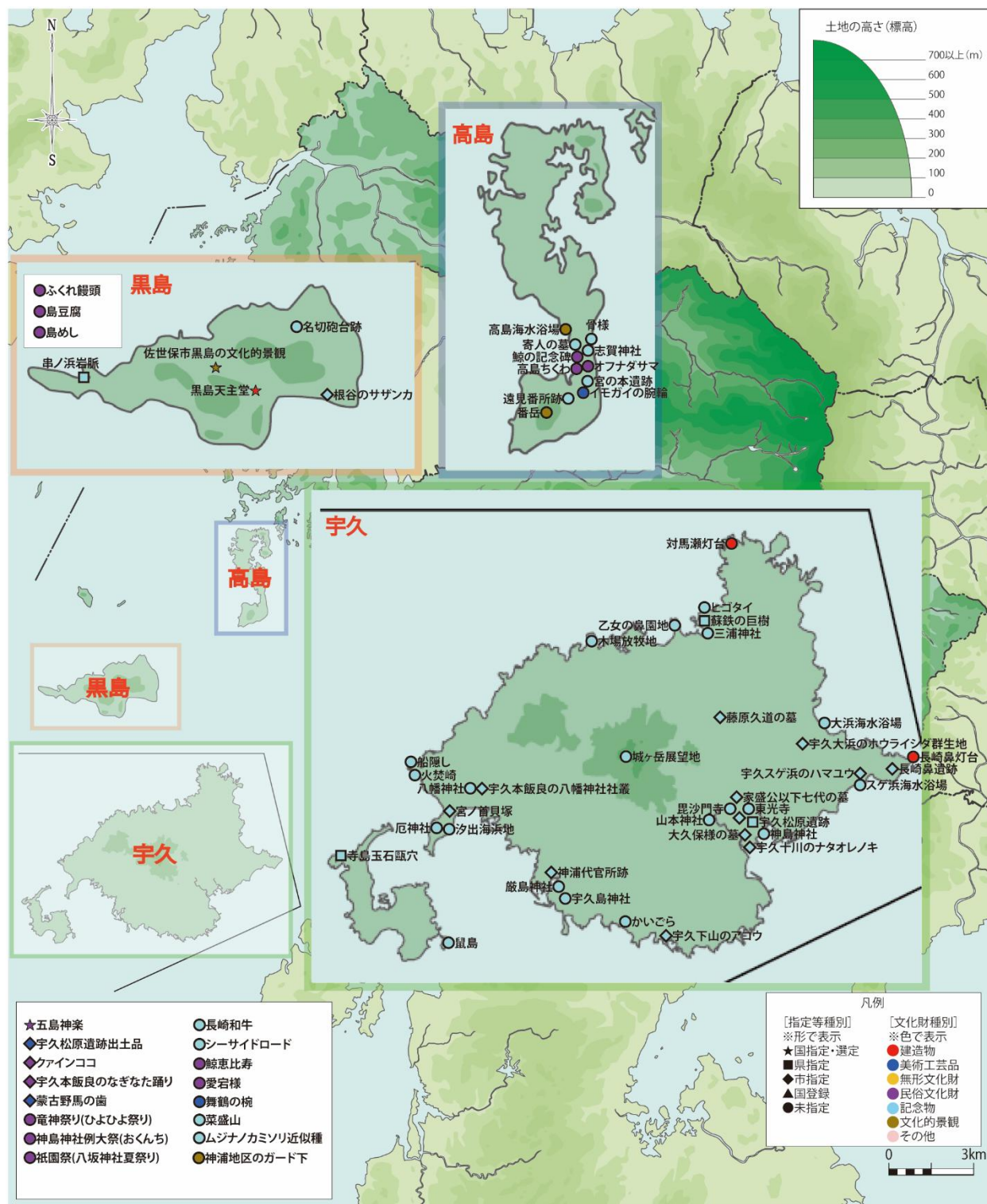


図 43 関連文化財群Ⅲ「西海に浮かぶ離島で育まれた独自の文化」の分布図

⑤課題

離島は、本土に比べて少子高齢化が顕著に進んでおり、文化財の管理者や保存団体の高齢化も進行しています。このため、今後の維持管理体制の確保が課題となっています。また、住民の減少に伴い、祭礼や行事などの無形の民俗文化財の継承が困難となっており、文化財の消滅リスクの高まっています。さらに、離島の地理的条件により調査活動に制約があることから、文化財の調査が十分に実施できていません。

また、島同士や本土との連携が十分でないため、広域的な保存・活用の取組や情報発信も十分ではありません。このような課題に対応するため、離島の特性を踏まえた維持管理体制の強化や地域間連携、効率的な情報発信の仕組みづくりが求められています。

⑥方針

・管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援

管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援を実施する。

・地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援

地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援を行う。

・文化財の計画的及び継続的な調査が未実施

離島における文化財の計画的及び継続的な調査を実施する。

・文化財（無形の民俗文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施

離島における文化財（無形の民俗文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化を実施する。

・文化財情報発信（PR）の取組強化

離島における文化財情報発信（PR）の取組強化する。

⑦取組

取組 番号	【取組名】取組概要	保存と活用に関する取組		取組主体				実施期間			
		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	R8- R10	R11- R13	R14- R17	次期 計画
III-1	【文化財指定に向けた基礎調査】 文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財悉皆調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施	○	○	●	●				
III-2	【先端技術を活用した文化財記録調査】 3D計測やデジタルアーカイブ等の先端技術を活用した記録・保存調査の実施	・科学分析調査 ・先端技術調査（3D）	・先端科学等記録保存調査	○	○	●	●				
III-3	【文化財保存活動の支援体制の構築】 文化財保存団体への維持管理業務委託等の実施及び持続的な文化財保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体への管理・清掃委託 ・後継者育成 ・ふるさと納税基金の活用	・文化財維持管理マニュアルの作成 ・文化財クラウドファンディング、文化財寄付、ふるさと納税の活用	●	●	●	●				
III-4	【無形の民俗文化財の継承・記録支援】 後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗等）継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施	・無形の民俗文化財後継者育成 ・指定文化財への補助 ・映像記録保存	—	○	●	○	●				
III-5	【文化財理解促進の推進】 市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財説明板設置 ・文化財広報	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
III-6	【文化財PR・情報発信の強化】 デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
III-7	【文化財保存団体の担い手育成と連携強化】 保存団体等に対する担い手育成支援及び他地域団体等とのネットワーク構築による体制の強化	・文化財管理への支援 ・保存団体等の後継者育成	—	○	●	○	●				



関連文化財群Ⅳ

平戸藩と三川内焼

平戸藩は江戸時代に始まり、市内に平戸藩に関する本陣跡や建造物が多く残されています。三川内地区で三川内焼が作られるようになり、平戸藩の重要な産業となりました。現在も窯元が焼き物を作り続けており、江戸時代の様相が三つの皿山に良好に残されています。平戸藩に関する建造物や窯跡、三川内焼を作る製陶技術、町並みは江戸時代の佐世保市の歴史を知るうえで貴重な文化財となっています。

写真 23 三川内焼染付技術

5 関連文化財群Ⅳ「平戸藩と三川内焼」

①ストーリー

江戸時代の、佐世保市域の大半は平戸藩領に含まれ、平戸藩は九州北西部を治める大名として、地域の政治・経済・文化の中心的役割を果たしました。藩は交易や文化交流を通じて地域の発展を促し、特に三川内地区は肥前の窯業圏の一角を担う焼き物の生産地となりました。平戸藩は三川内の陶工の一部に士分格を与え、最高級の陶磁器を作らせました。現在も江戸時代から続く焼き物の産地は窯の煙突と窯元が多く残る集落景観を形成しており、春と秋の陶器市に大勢の人が訪れます。佐世保市の伝統的工芸品でもある三川内焼は佐世保市の歴史を知るうえで貴重な文化財です。

平戸藩ゆかりの建物として、長崎県指定史跡「江迎本陣屋敷」があります。本陣屋敷は参勤交代の際に藩主が宿泊した宿で、京都の庭師による「水琴窟」や殿様専用の「枕水舎」など、藩主の趣向が随所に見られ、平戸藩の統治と地域の歴史文化を今に伝えています。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	三川内陶磁器意匠伝習所	有形文化財(建造物)	未指定
2	今由窯跡(単窯)	有形文化財(建造物)	未指定
3	三川内焼コレクション	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	未指定
4	山下家所蔵の三川内焼	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	未指定
5	三川内焼関連古文書	有形文化財(美術工芸品(古文書))	未指定
6	平戸菊花飾細工技術	無形文化財(工芸技術)	県指定
7	捻り細工技術	無形文化財(工芸技術)	県指定
8	浮上(置上)技術	無形文化財(工芸技術)	市指定
9	卵殻手(薄胎)	無形文化財(工芸技術)	未指定
10	透かし彫り	無形文化財(工芸技術)	未指定
11	三川内焼内山水絵技術	無形文化財(工芸技術)	未指定
12	三川内焼染付技術(唐子文様)	無形文化財(工芸技術)	未指定
13	木原刷毛目	無形文化財(工芸技術)	未指定
14	平戸寿司※1	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
15	三川内くんち	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
16	江迎本陣	記念物(遺跡)	県指定
17	葎之本窯跡	記念物(遺跡)	県指定
18	長葉山窯跡	記念物(遺跡)	未指定
19	三川内東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
20	三川内西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
21	三川内下窯跡	記念物(遺跡)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
22	上両千東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
23	上両千西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
24	杉林窯跡	記念物(遺跡)	未指定
25	山の神窯跡	記念物(遺跡)	未指定
26	潜石窯跡	記念物(遺跡)	未指定
27	小谷窯跡	記念物(遺跡)	未指定
28	神林窯跡	記念物(遺跡)	未指定
29	吉ノ田窯跡	記念物(遺跡)	未指定
30	江永古窯跡	記念物(遺跡)	未指定
31	江永東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
32	江永西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
33	柳の本窯跡	記念物(遺跡)	未指定
34	木原地蔵平東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
35	木原地蔵平西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
36	庵の前窯跡	記念物(遺跡)	未指定
37	庵の横窯跡	記念物(遺跡)	未指定
38	木原西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
39	谷窯跡	記念物(遺跡)	未指定
40	木原東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
41	木原下窯跡	記念物(遺跡)	未指定
42	広田下窯跡	記念物(遺跡)	未指定
43	広田上窯跡	記念物(遺跡)	未指定
44	長葉山窯跡	記念物(遺跡)	未指定
45	代官所跡	記念物(遺跡)	未指定
46	陶祖神社	記念物(遺跡)	未指定
47	釜山神社	記念物(遺跡)	未指定
48	網代陶石場	記念物(遺跡)	未指定
49	早岐瀬戸	記念物(遺跡)	未指定
50	中里本陣跡	記念物(遺跡)	未指定
51	早岐本陣跡	記念物(遺跡)	未指定
52	三川内天満宮	記念物(遺跡)	未指定
53	藤原窯跡	記念物(遺跡)	未指定
54	福井窯跡	記念物(遺跡)	未指定
55	トンバイ堀	文化的景観	未指定
56	馬車道	文化的景観	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
57	三川内皿山	文化的景観	未指定
58	江永皿山	文化的景観	未指定
59	木原皿山	文化的景観	未指定
60	三川内焼美術館	その他(文化財関連施設)	未指定
61	うつわ歴史館	その他(文化財関連施設)	未指定

※1「平戸寿司」は、令和3年度に文化庁「100年フード(伝統の100年フード部門～江戸時代から続く郷土の料理～)」に認定されている。

③佐世保ミュージアムにおけるガイダンス施設（仮）

- ・うつわ歴史館
- ・三川内焼美術館
- ・江迎本陣
- ・佐世保市立博物館島瀬美術センター
- ・佐世保市立図書館

④構成文化財の分布図

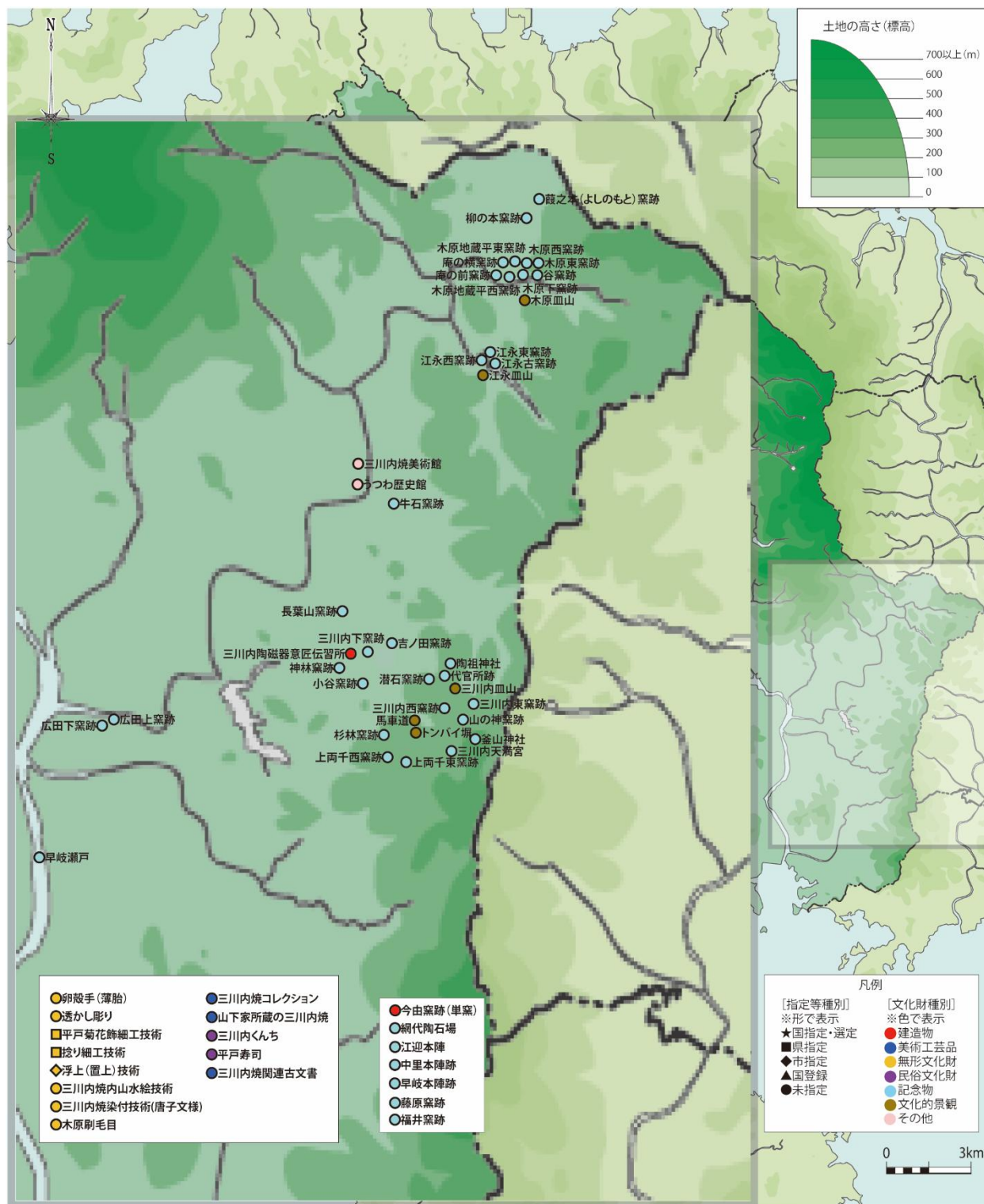


図 44 関連文化財群Ⅲ「平戸藩と三川内焼」の分布図

⑤課題

三川内地区は多数の窯跡があるものの、調査は十分に進んでおらず、市域を超えた平戸藩領域や肥前エリアを含めた計画的・継続的な調査の実施が課題となっています。このため、文化財の全容が解明できていません。また、少子高齢化の進行により三川内焼窯元の減少や技術継承が困難となるなど、文化財として存続の危機に瀕しています。

皿山は谷間に位置し、煙突等とともに独特の景観を呈していますが、土砂災害リスクが高い一方、法面工事による景観への影響も懸念され、災害防止と景観保全の両立が課題です。空き家や空き工房の増加は、老朽化による景観阻害や倒壊・飛散等の安全面の確保も必要です。

活用面では、ガイダンス施設である三川内焼美術館と皿山集落間に距離があり、徒歩での周遊が難しいうえに、三川内焼を巡る周遊ルートや案内看板の整備、ガイド体制が不十分であり、その魅力を十分に伝えられていません。また、皿山集落内は窯業関係者与其他住民の間に温度差があり、日本遺産としての活用や情報発信の充実も課題となっており、総合的な保存・活用の取組が求められています。

⑥方針

・文化財（無形文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施

文化財（無形文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施する。

・文化財の計画的及び継続的な調査の実施

文化財（三川内焼関連）の計画的及び継続的な調査の実施する。

・文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全

文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全する。

・文化的景観を守る体制の構築

行政や管理者等との連携を強化し、災害リスクの低減を図るとともに、皿山特有の文化的景観を保全し、安全で魅力ある景観形成を図る。

・ガイダンス（駐車場・誘導サイン・周遊ルート等）の整備

来訪者が三川内焼の魅力を十分に体感できるガイダンス機能の充実を図る。

・文化財情報発信（PR）の取組強化

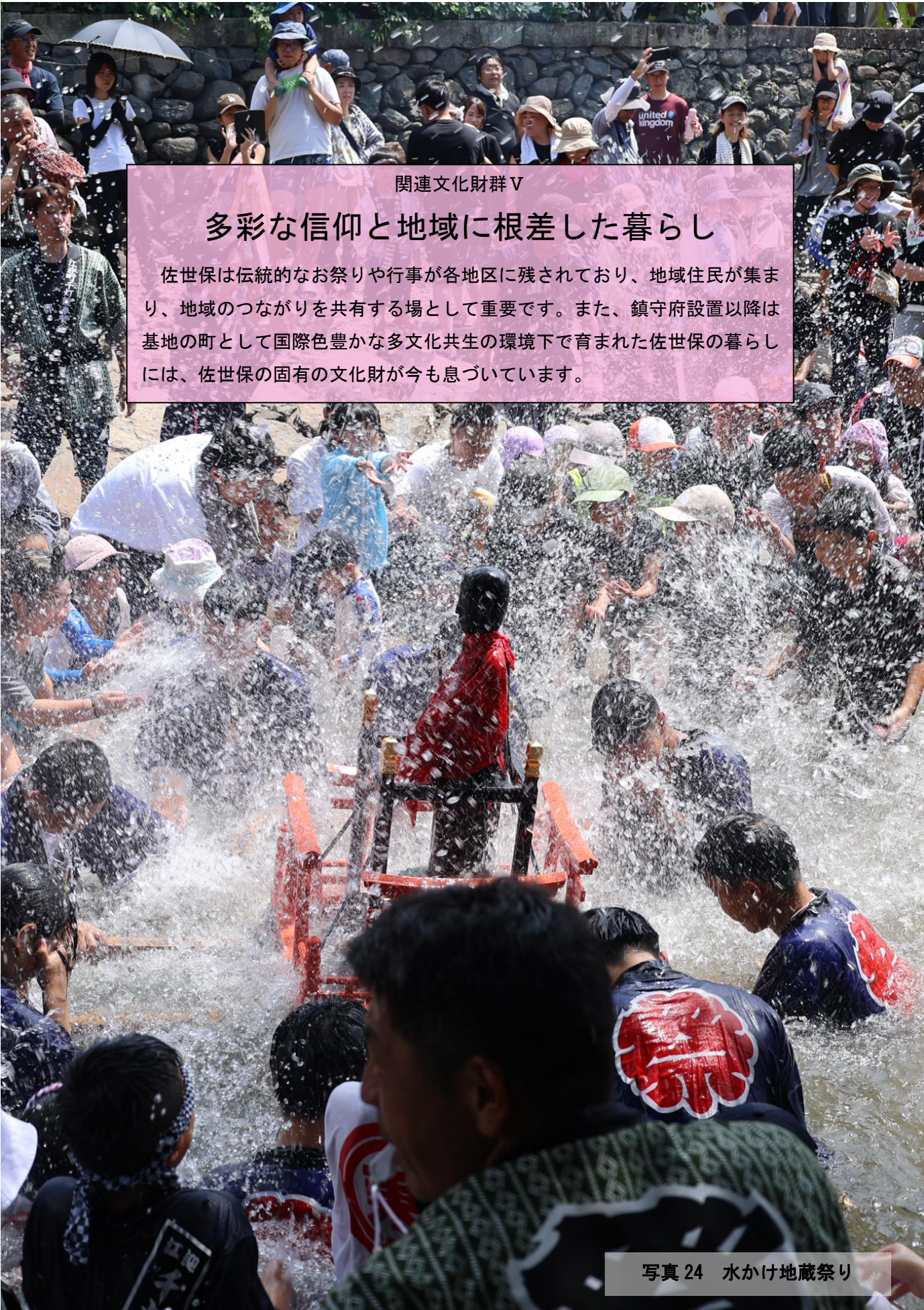
三川内焼における文化財情報発信（PR）の取組強化する。

・文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全

文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全する。

⑦取組

取組 番号	【取組名】取組概要	保存と活用に関する取組			取組主体				実施期間			
		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組		市民	団体	専門家	行政	R8- R10	R11- R13	R14- R17	次期 計画
IV-1	【文化財指定に向けた基礎調査】 文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財悉皆調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施		○	○	●	●				→
IV-2	【無形の民俗文化財の継承・記録支援】 後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗等）継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施	・無形の民俗文化財後継者育成 ・無形文化財後継者育成 ・指定文化財への補助 ・映像記録保存	—		○	●	○	●				→
IV-3	【文化的景観の保全推進】 文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携	・文化的景観の保存活用 ・景観計画の策定・運用	・文化財と景観まちづくりの連携 ・文化財の周辺環境の整備		○	○	○	●				→
IV-4	【佐世保ミュージアム構想の検討】 各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討	・各ガイダンス施設の管理運営 ・文化財収蔵庫の維持管理	・佐世保ミュージアム構想の検討及び構想に基づく各種事業の実施		●	●	●	●				→
IV-5	【文化財PR・情報発信の強化】 デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信		○	●	○	●				→



関連文化財群Ⅶ

多彩な信仰と地域に根差した暮らし

佐世保は伝統的なお祭りや行事が各地区に残されており、地域住民が集まり、地域のつながりを共有する場として重要です。また、鎮守府設置以降は基地の町として国際色豊かな多文化共生の環境下で育まれた佐世保の暮らしには、佐世保の固有の文化財が今も息づいています。

写真 24 水かけ地蔵祭り

6 関連文化財群Ⅴ「多彩な信仰と地域に根差した暮らし」

①ストーリー

佐世保市の各地区はそれぞれ地域に根差した多彩な信仰を現在も大切に残しています。多様な歴史を背景として地域の風土や生業により発生した祭礼や行事、またそれ関わる神事や記念碑は、地域コミュニティの根幹を成すものです。佐世保の豊かな自然が生み出した特産品や佐世保の歴史にルーツがある伝統食なども豊富に残されています。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	藤護神社の鎮信(肥前型)鳥居	有形文化財（建造物）	市指定
2	松浦丹州盛の墓	有形文化財（建造物）	市指定
3	松浦丹後守政の墓	有形文化財（建造物）	市指定
4	応仁二年銘宝篋印塔	有形文化財（建造物）	市指定
5	永徳寺の中世石塔群	有形文化財（建造物）	市指定
6	雄香公遺跡碑	有形文化財（建造物）	市指定
7	東漸寺木造薬師如来立像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
8	東漸寺木造不動明王立像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
9	筥瀬免の薬師如来及び十二神将像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
10	永徳寺の木造釈迦如来坐像（旧正興寺仏像）	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
11	光明庵の阿弥陀如来立像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
12	潮音院の木造不動明王立像	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
13	世知原の懸仏	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	県指定
14	東漸寺の青銅鏡	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	市指定
15	洞禅寺の梵鐘	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	市指定
16	葛籠鎮守神社の懸仏	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	市指定
17	潮音院の薬師如来懸仏	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	市指定
18	潮音院の梵鐘	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	市指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
19	平戸藩西口松浦家古文書	有形文化財（美術工芸品(古文書)）	市指定
20	西光寺八十八箇所石仏群	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
21	水かけ（木彫）地蔵	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
22	龍瑞庵木彫り地蔵厨子	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
23	根引の十王仏	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
24	猪調の民間信仰遺跡	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
25	北田免の辻の神	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
26	根引の五輪様	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
27	飯良坂の宝篋印塔	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
28	藤護神社の庚申塔	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
29	板石塔婆	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
30	潮音院の三界万霊塔	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
31	船ノ村の六地蔵	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
32	口ノ里の供養様	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
33	船ノ村の地蔵菩薩及び十二神将像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
34	市内各地で伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物 大野の岩戸様	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
35	市内各地で伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物 手光一族の墓地	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
36	市内各地で伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物 一里塚	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
37	市内各地で伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物 伊能忠敬木星観測地	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
38	平戸神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国指定 * 1
39	五島神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国指定
40	北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
41	北松浦の収穫儀礼(きねかけ祭り)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
42	吉井のシシウチ行事	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
43	木場浮立	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
44	佐世保のヤモード祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
45	北川内浮立	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
46	クァインココ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
47	宇久島神社のしゃぐま棒引き	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
48	宇久本飯良のなぎなた踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
49	長坂浮立	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
50	水かけ地藏祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
51	口ノ里の念仏講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
52	船ノ村のかずら舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
53	禰崎のあやたけ踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
54	市内各地の伝統芸能や年中行事 * 2 上原浮立	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
55	市内各地の伝統芸能や年中行事 権常寺浮立	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
56	市内各地の伝統芸能や年中行事 白岳浮立	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
57	市内各地の伝統芸能や年中行事 柚木の猿浮立	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
58	市内各地の伝統芸能や年中行事 中里町豊年踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
59	市内各地の伝統芸能や年中行事 東浜女相撲	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
60	市内各地の伝統芸能や年中行事 相浦女相撲	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
61	市内各地の伝統芸能や年中行事 大瀧新田唄	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
62	市内各地の伝統芸能や年中行事 宇久ひよひよ祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
63	市内各地の伝統芸能や年中行事 宇久祝唄（ヨイヤース）	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
64	地域による新たな芸能 小佐々西端太鼓	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
65	地域による新たな芸能 江迎龍王太鼓	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
66	地域による新たな芸能 吉井五蔵太鼓	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
67	地域性のある新たな文化行事 させばシーサイドフェス	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
68	地域性のある新たな文化行事 よさこい	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
69	軍港都市を背景とする地域の食文化 佐世保バーガー	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
70	軍港都市を背景とする地域の食文化 レモンステーキ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
71	軍港都市を背景とする地域の食文化 海軍カレー	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
72	軍港都市を背景とする地域の食文化 入港ぜんざい	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
73	軍港都市を背景とする地域の食文化 洋菓子	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
74	軍港都市を背景とする地域の食文化 サンドイッチ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
75	地域の祭りと関係する食文化 早岐まんじゅう	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
76	地域の祭りと関係する食文化 早岐けいらん	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
77	地域の自然環境と関係する特産品 佐世保近海の水産物	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
78	地域の自然環境と関係する特産品 佐世保近海の魚介類	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
79	地域の自然環境と関係する特産品 九十九島牡蠣	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
80	地域の自然環境と関係する特産品 あご	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
81	地域の自然環境と関係する特産品 ミカン	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
82	地域の自然環境と関係する特産品 ブンタン	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
83	地域の自然環境と関係する特産品 キンショウメロン	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
84	地域の自然環境と関係する特産品 イチゴ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
85	地域の自然環境と関係する特産品 世知原茶	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
86	直谷城主志佐氏の墓地	記念物（遺跡）	市指定
87	地域の伝統行事を行う保存団体	その他（保存団体）	未指定
88	地域に伝わる昔話 蛇島	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定
89	地域に伝わる昔話 ねこ山	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定
90	地域に伝わる昔話 眼鏡岩と鬼	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定
91	地域に伝わる昔話 潜龍滝の竜	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定
92	地域に伝わる昔話 赤崎伊代の海賊退治と赤崎弁天	その他（文学・民話（昔話・伝承））	未指定

* 1 平戸地方を中心に伝承される文化財であるが、平戸藩領内であった佐世保市内各地でも行われている。

* 2 市内各地の伝統芸能や年中行事には、現在継承ができなくなっている記憶・記録遺産としての価値をもつものも含む。

③佐世保ミュージアムにおけるガイダンス施設（仮）

- ・鹿町地区コミュニティセンター
- ・小佐々地区コミュニティセンター
- ・宮地区コミュニティセンター
- ・木場浮立資料館兼伝承所
- ・楠本端山旧宅
- ・佐世保市立島瀬美術センター
- ・佐世保市立図書館

④構成文化財の分布図

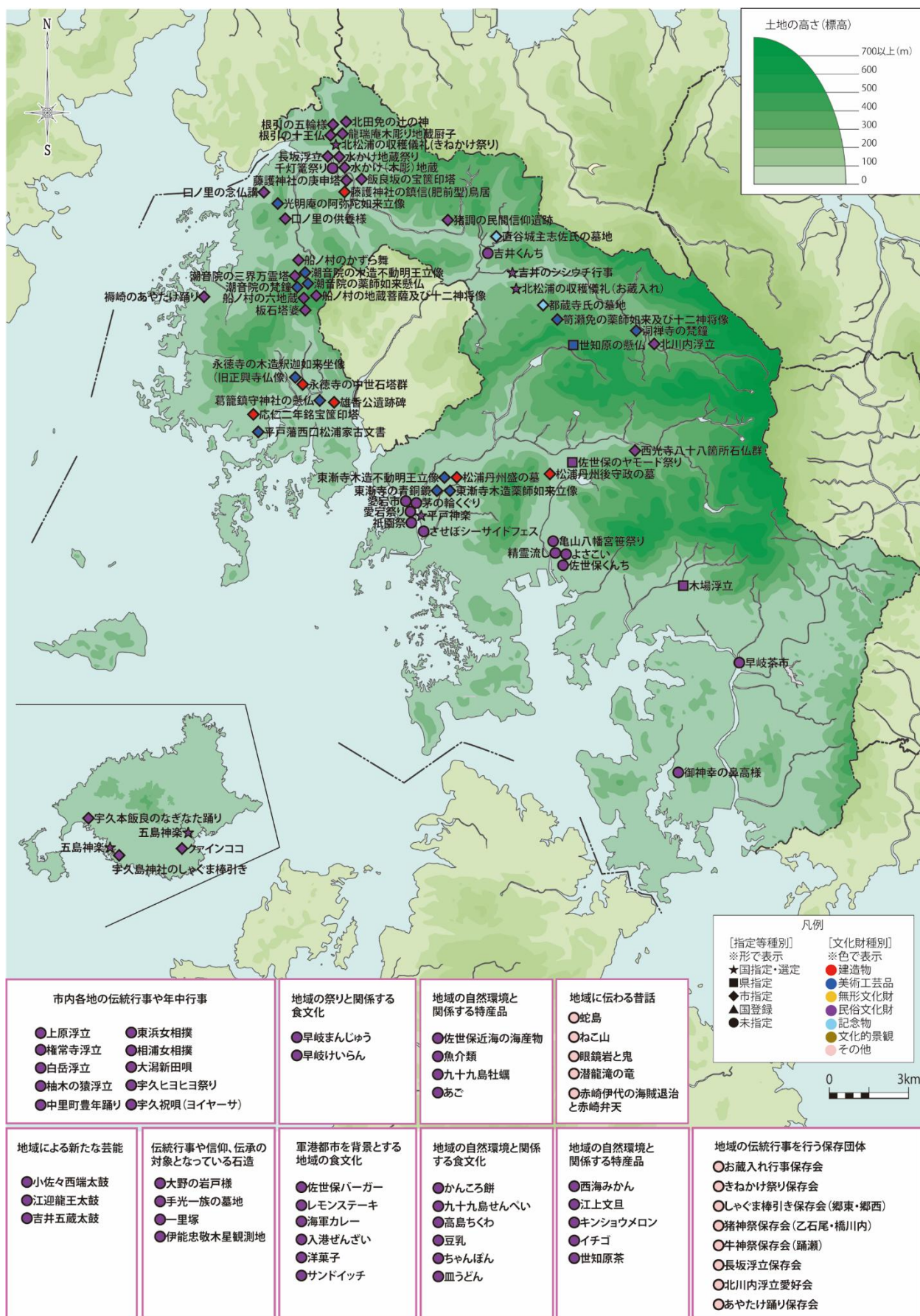


図 45 関連文化財群V「多彩な信仰と地域に根差した佐世保の暮らし」の分布図

⑤課題

無形の民俗文化財をはじめとする地域の風土や生業により生まれた祭礼や行事は、少子高齢化の進行により担い手が減少し、継承が困難となっており、貴重な文化の存続基盤の確保が課題です。また、未指定を含む無形の民俗文化財の保存に対する支援が十分でなく、特に持続的な保存活動を支える資金的な仕組みの構築が求められます。さらに、記録や資料の体系的な保存・公開が進んでおらず、担い手の喪失による技術や知識の散逸が懸念されます。

無形の民俗文化財の価値や意義に対する市民の理解・関心が十分に広がっておらず、広報や啓発活動の強化が求められます。

⑥方針

・文化財（無形の民俗文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施

文化財（無形の民俗文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化を実施する。

・地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承、有形の民俗文化財（信仰・建造物）等に対する支援

地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承や信仰の対象物保存に対する支援する。

・文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）の充実

文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）を充実する。

・持続的な保存活動のための資金確保の仕組みの検討

持続的な保存活動のための資金確保の仕組みの検討する。

・文化財情報発信（PR）の取組強化

文化財情報発信（PR）の取組強化する。

⑦取組

取組 番号	【取組名】取組概要	保存と活用に関する取組		取組主体				実施期間			
		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	R8- R10	R11- R13	R14- R17	次期 計画
V-1	【文化財保存活動の支援体制の構築】 文化財保存団体への維持管理業務委託等の実施及び持続的な文化財保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体への管理・清掃委託 ・後継者育成 ・ふるさと納税基金の活用	・文化財維持管理マニュアルの作成 ・文化財クラウドファンディング、文化財寄付、ふるさと納税の活用	●	●	●	●				
V-2	【無形の民俗文化財の継承・記録支援】 後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗文化等）継承に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施	・無形の民俗文化財後継者育成 ・指定文化財への補助 ・映像記録保存	—	○	●	○	●				
V-3	【文化財PR・情報発信の強化】 デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
V-4	【地域歴史文化活動への参加促進】 ふるさと歴史発見学習の継続及びワークショップやイベント、地域伝統行事等への参加促進に向けた企画立案・情報発信等の実施	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信） ・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催	—	●	●	●	●				

関連文化財群Ⅵ

佐世保の景観・風景

外海を望む日本本土最西端の地である佐世保は山・川・海・島の豊かな自然に恵まれています。人類は長い歴史の中で、自然と調和した景観を作り出してきました。

それらは佐世保の人々が大切にしてきたものであり、今後も次世代に引き継ぐべき景観・風景です。

写真 25 九十九島の夕暮れ
撮影者：KAZU

7 関連文化財群VI「佐世保の景観・風景」

①ストーリー

佐世保市の地質は新第三紀層とそれを覆う玄武岩の溶岩大地からなり、この大地を川が開析し、谷合の地形や崖地形を多く生み出しました。代表的なものとして、臨海部ではリアス海岸である大小の島々が織りなす複雑な自然景観である九十九島は、人々に大切に守られてきました。このようにこの現在まで守り継承されている自然環境とそこに住む人々が大切に守り続けたいと考えている日常の風景や景観が残されています。

佐世保市においては、それらの「大切にしたい」、「特色ある」、「地域の歴史、生活、文化が感じられる」景観を「させば景観 100 選」として選定し、景観に対する意識啓発を行うことで、佐世保らしさを大切にしたい景観形成の推進に取り組んでいます。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	旧佐世保無線電信所(針尾送信所跡)施設	有形文化財(建造物)	国指定
2	江迎本陣跡	有形文化財(建造物)	県指定
3	世知原地区炭鉱資料館	有形文化財(建造物)	県指定
4	吉井・世知原の石橋群	有形文化財(建造物)	市指定
5	梅ヶ枝酒造	有形文化財(建造物)	国登録
6	福井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
7	旧佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)	有形文化財(建造物)	国登録
8	旧親和銀行本店本館	有形文化財(建造物)	国登録
9	対馬瀬鼻灯台	有形文化財(建造物)	未指定
10	カトリック三浦教会	有形文化財(建造物)	未指定
11	浅子教会	有形文化財(建造物)	未指定
12	弦掛観音	有形文化財(建造物)	未指定
13	西光寺	有形文化財(建造物)	未指定
14	教法寺	有形文化財(建造物)	未指定
15	山ノ田水源地	有形文化財(建造物)	未指定
16	前畑地区倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
17	平瀬・立神地区赤レンガ倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
18	西海橋コラソンホテル	有形文化財(建造物)	未指定
19	山暖簾	有形文化財(建造物)	未指定
20	西海国立公園九十九島動植物園	有形文化財(建造物)	未指定
21	アルカスSASEBO	有形文化財(建造物)	未指定
22	アメリカ海軍佐世保基地	有形文化財(建造物)	未指定
23	戸尾市場	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
24	YOSAKOIさせば祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
25	早岐茶市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
26	きらきらフェスティバル	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
27	三川内陶器市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
28	世知原新茶祭り「じげもん市」	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
29	千灯籠祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
30	シーサイドフェスティバル	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
31	愛宕市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
32	佐世保朝市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
33	早岐神社参道	記念物(遺跡)	未指定
34	東山海軍墓地	記念物(遺跡)	未指定
35	無窮洞	記念物(遺跡)	未指定
36	佐世保鎮守府跡	記念物(遺跡)	未指定
37	平戸領地方八奇勝(福石山)	記念物(名勝地)	国指定
38	平戸領地方八奇勝(大悲観)	記念物(名勝地)	国指定
39	平戸領地方八奇勝(潜龍水)	記念物(名勝地)	国指定
40	平戸領地方八奇勝(高巖)	記念物(名勝地)	国指定
41	平戸領地方八奇勝(石橋)	記念物(名勝地)	国指定
42	平戸領地方八奇勝(巖屋宮)	記念物(名勝地)	国指定
43	平戸領地方八奇勝(潮之目)	記念物(名勝地)	国指定
44	平戸領地方八奇勝(眼鏡岩)	記念物(名勝地)	未指定
45	烏帽子岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
46	八幡岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
47	国見山からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
48	城ヶ岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
49	大観山入口からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
50	虚空蔵山公園からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
51	白浜の海浜	記念物(名勝地)	未指定
52	高後崎	記念物(名勝地)	未指定
53	西海橋と瀬戸のうず潮	記念物(名勝地)	未指定
54	平家上陸の地	記念物(名勝地)	未指定
55	日本本土最西端の地	記念物(名勝地)	未指定
56	展海峰	記念物(名勝地)	未指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
57	愛宕山	記念物(名勝地)	未指定
58	五蔵岳の自然	記念物(名勝地)	未指定
59	平原草原	記念物(名勝地)	未指定
60	早岐瀬戸	記念物(名勝地)	未指定
61	江楯池	記念物(名勝地)	未指定
62	柚木ホテルの里	記念物(名勝地)	未指定
63	ポットホール公園	記念物(名勝地)	未指定
64	佐々川の溪流	記念物(名勝地)	未指定
65	早岐の平戸往還	記念物(名勝地)	未指定
66	扶老坂	記念物(名勝地)	未指定
67	佐世保公園	記念物(名勝地)	未指定
68	尾崎公園	記念物(名勝地)	未指定
69	かじか健康公園	記念物(名勝地)	未指定
70	冷水岳公園	記念物(名勝地)	未指定
71	長串山公園	記念物(名勝地)	未指定
72	浦頭引揚記念平和公園	記念物(名勝地)	未指定
73	九十九島パールシーリゾート	記念物(名勝地)	未指定
74	国際通り	記念物(名勝地)	未指定
75	名切通り	記念物(名勝地)	未指定
76	あじさいロード	記念物(名勝地)	未指定
77	さるくシティ403アーケード	記念物(名勝地)	未指定
78	御橋観音シダ植物群落	記念物(動物・植物・地質鉱物)	国指定
79	藤山神社の大フジ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
80	子安観音の大クス	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
81	東漸寺の大クス	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
82	西光寺のオオムラザクラ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
83	吉井町の吉田大明神社叢	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
84	世知原の大山祇神社社叢	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
85	小佐々のハカマカズラ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
86	小佐々野島の淡水貝化石含有層	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
87	中田家屋敷のイチョウ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
88	西光寺のノダフジ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
89	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
90	大渡のタニガワコンギク群生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
91	山口神社のオガタマノキ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
92	上野原の大山祇神社社叢	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
93	小佐々矢岳のタブノキ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
94	小佐々矢岳のオガタマノキ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
95	旧江迎小学校校庭のムクの木	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
96	白岳岩上植物群落	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
97	船ノ村のスダジイ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
98	船ノ村の鎌倉神社社叢	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
99	長串のオガタマノキ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
100	宮の首川のホタル(宇久)	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
101	烏帽子岳の自然	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
102	赤木場の山桜	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
103	串ノ浜の岩脈	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
104	サンドパイプ(巣穴の化石)	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
105	黒島の文化的景観	文化的景観	国選定
106	相浦川と飛び石	文化的景観	未指定
107	巨大クレーンなどが立ち並ぶ港の風景	文化的景観	未指定
108	三川内皿山	文化的景観	未指定
109	江永皿山	文化的景観	未指定
110	木原皿山	文化的景観	未指定
111	上木場の棚田	文化的景観	未指定
112	世知原の棚田	文化的景観	未指定
113	世知原の茶畑	文化的景観	未指定
114	小川内地区の棚田	文化的景観	未指定
115	里美町の棚田	文化的景観	未指定
116	峰坂町の平戸往還	文化的景観	未指定
117	外国人バー	文化的景観	未指定
118	佐世保駅周辺の風景	文化的景観	未指定

③佐世保ミュージアムにおけるガイダンス施設(仮)

- ・旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設
- ・旧佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)
- ・浦頭引揚記念平和公園
- ・九十九島パールシーリゾート
- ・佐世保市立島瀬美術センター
- ・佐世保市立図書館

④構成文化財の分布図

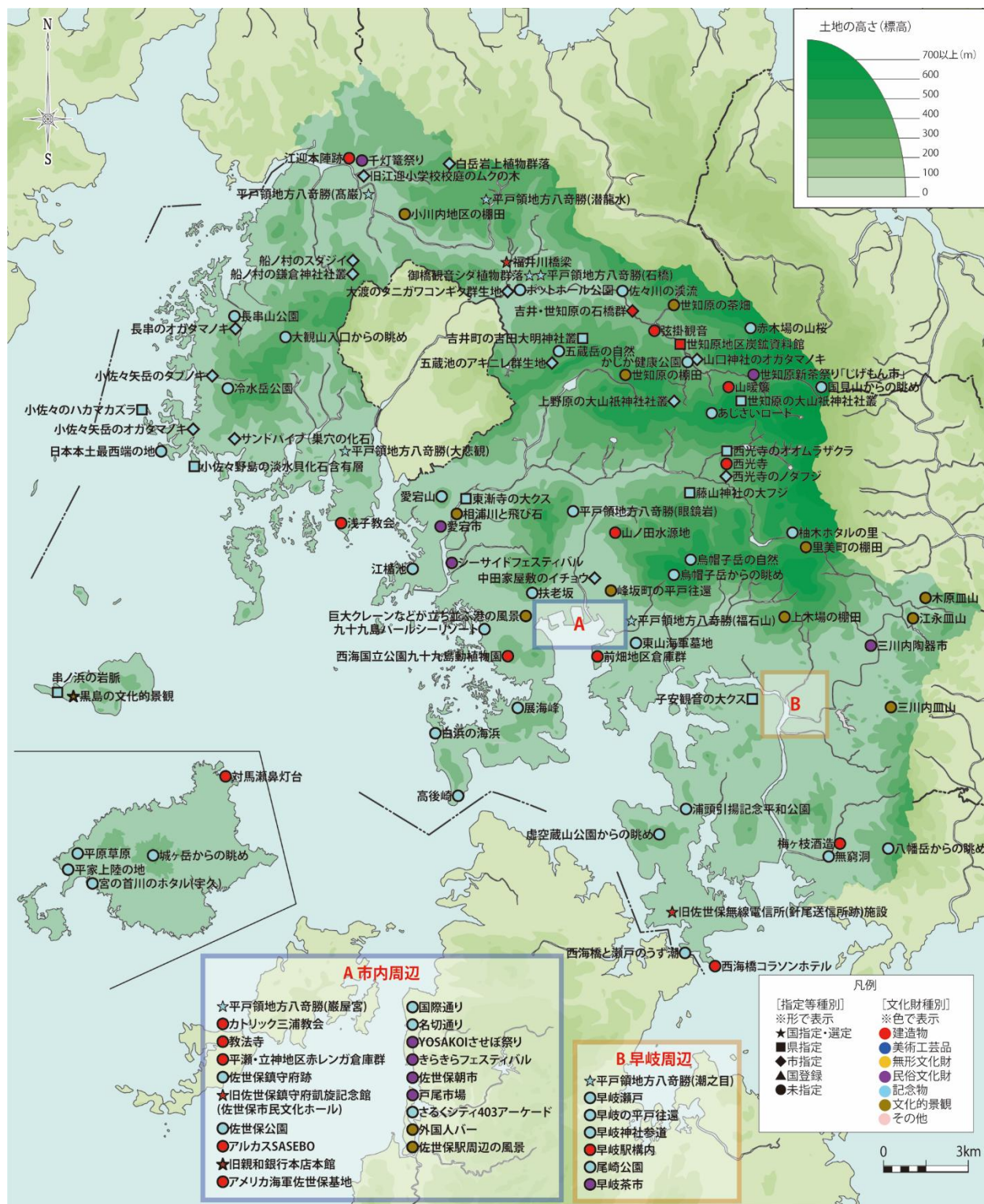


図 46 関連文化財群VI「佐世保独自の景観・風景」の分布図

⑤課題

佐世保市における景観や風景の保全は、文化財部局のみでは対応が難しい領域も多く、都市整備部など関係部局の横断的な連携が不可欠ですが、事業分担や部局ごとの優先度の違いから、文化財とその周辺環境を含めた景観の保全の取組は十分ではありません。景観に関わる文化財の把握調査も分野によって偏りがあるため、関係部局が連携した全体像の整理や一体的な評価も必要です。

民間観光事業者との連携も九十九島などに限られ、佐世保独自の景観を体験できる事業展開が偏重している点も課題と言えます。関係部局や民間事業者等との連携を深め、市民や来訪者に対して佐世保の景観に関する情報発信を強化し、景観を活かした様々な事業展開へとつなげていく必要があります。

⑥方針

・文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全

景観まちづくりとの連携により、周辺環境を含めた景観保全の取組を推進する。

・文化財に関係する行政内の横断的な関係強化（事業分担）

文化財に関係する行政内の横断的な関係強化のための体制を構築する。

・全体的な文化財の把握調査の実施

全体的な文化財の把握調査の実施する。

・文化財情報発信（PR）の取組強化

文化財情報発信（PR）の取組を強化する。

・民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実

民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業や景観を活かした様々な事業展開を充実する。

⑦取組

取組 番号	【取組名】取組概要	保存と活用に関する取組			取組主体				実施期間			
		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組		市民	団体	専門家	行政	R8- R10	R11- R13	R14- R17	次期 計画
VI-1	【文化財指定に向けた基礎調査】 文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財悉皆調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施		○	○	●	●				
VI-2	【文化的景観の保全推進】 文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携	・文化的景観の保存活用 ・景観計画の策定・運用	・文化財と景観まちづくりの連携 ・文化財の周辺環境の整備		○	○	○	●				
VI-3	【観光連携による文化財活用推進】 観光事業者等との連携による文化財ガイドツアー等の企画立案・実施	・文化財民間ツアー時の案内・説明 ・文化財関連ツアーの実施	—		○	●	○	●				
VI-4	【文化財理解促進の推進】 市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財説明板設置 ・文化財広報	・動画等のコンテンツによる情報発信		○	●	○	●				
VI-5	【文化財PR・情報発信の強化】 デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信		○	●	○	●				
VI-6	【庁内連携体制の強化】 文化財関連部局との定期的な情報交換、共同プロジェクト、庁内向け研修等の実施による横断的連携体制の強化	・関連部署・関係機関との連携強化	・関連部署・関係機関との連携強化（定期的な連絡会議や研修会の開催）				○	●				

第9章 文化財保存活用区域

1 文化財保存活用区域について

(1) 文化財保存活用区域とは

佐世保市が有する文化財は、地域ごとに異なる自然環境や地理的環境のもと固有の文化が育まれ、それらが積み重なり現在の姿となっています。そのため、文化財を地域の魅力として生かしていくためには、文化財とその周辺環境を面的に捉えるとともに、その地域に積み重なってきた歴史の重層性を踏まえて総合的に整理し、保存・活用する視点が重要となります。

「文化財保存活用区域」は、文化財を地域の歴史文化と一体のものとして把握し、その価値を面的に捉えながら保存と活用を図るための枠組みです。区域を示すことで、点在する文化財の関係性や複数の時代が折り重なって形成された地域の歴史的な特徴が明確になり、地域全体で共有すべき方向性が見えやすくなります。

本計画では、文化財の分布状況に応じて文化財保存活用区域を設定し、その課題と方針を明確化することで、地域における文化活動のさらなる活性化・より魅力的な地域づくりにつなげていきます。

(2) 区域設定にあたっての基本的な考え方

文化財保存活用区域は、地域に積み重なってきた歴史の重層性や、文化財と周辺環境が一体となって形成する価値を有することとともに、地域で行われている文化的な活動や拠点施設との連携性、地域の生活との調和などを総合的に踏まえて設定します。

本計画では、以下の一つの区域を「文化財保存活用区域」に設定します。

No.	文化財保存活用区域の名称
1	吉井地区文化財保存活用区域（四次元空間デザインプロジェクト）



写真 26 吉井地区福井洞窟周辺の集落

また、以下の区域は、既に世界遺産や景観法による重点景観区域等、別の枠組みでの区域指定を受けている区域もあり、将来的な文化財保存活用区域の設定に向けて、引き続き調査・検討します。

No.	文化財保存活用区域候補の名称
2	九十九島文化財保存活用区域（西海国立公園区域）
3	三川内山地区文化財保存活用区域（重点景観計画区域）
4	黒島地区文化財保存活用区域（世界遺産構成資産範囲/重点景観計画区域）
5	針尾地区文化財保存活用区域（重点景観計画区域）
6	宇久地区文化財保存活用区域

2 吉井地区文化財保存活用区域（四次元空間デザインプロジェクト）

①概要

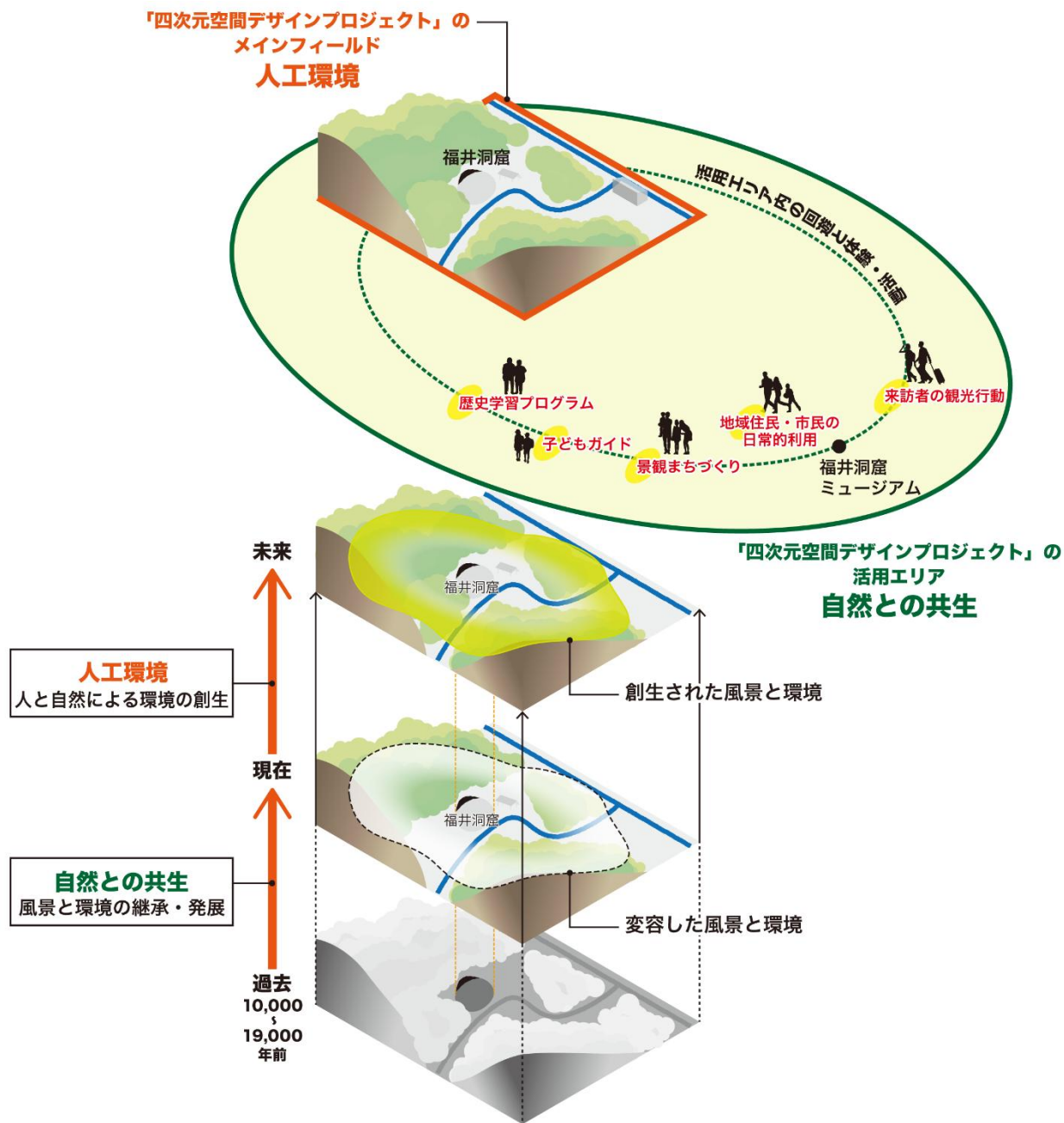
史跡福井洞窟保存活用計画において、国の特別史跡である福井洞窟の歴史的価値を根源的且つ恒常的な財産として未来に守り伝えていくことを目的とした長期的に取り組むための基本理念を「四次元空間デザインプロジェクト」と定めました。この基本理念は、過去・現在・未来を統合した自然共生の場として、吉井地区を区域として定め、市民や地域住民の参画を通じた教育・観光・研究活動を推進し、価値継承を目指します。

②内容

史跡福井洞窟保存活用計画の基本理念である「四次元空間デザインプロジェクト」のとおり、福井洞窟は、旧石器時代から縄文時代の文化の移り変わりを示す我が国で唯一無二の洞窟遺跡です。福井洞窟は厚さ6mに及ぶ他に類を見ない累重する包含層のほか、洞窟遺跡の特性である岩廂などにより先史洞窟の持つ空間や環境が保たれているなど、往時の様子を三次元で捉えることができます。さらに旧石器時代から縄文時代にかけて、遊動生活から定住生活へと変化する過程や、当時の気候、動植物相などの環境の変化を知ることができます。この価値ある特別史跡福井洞窟と現在に生きる私たちがどのように関わるかによって、現代社会における活きた特別史跡福井洞窟となります。その意味において、史跡は今を生きています。つまり、過去・現在・未来の「四次元空間」で捉えることができます。

こうした史跡の本質的価値と関連しつつ、現在・未来の社会においても根源的且つ恒常的な財産として未来に守り伝えていくためには、伝えることはもとより、地域住民及び国民が、史跡に親しみ、当時の人々の暮らしぶりを感じることで、その価値の深さを知ってもらうような保存と活用の取組が必要です。そこで、福井洞窟の本質的価値を表す「三次元」の空間だけでなく、時間を加えた四次元空間として将来の姿を描き、長期的に取り組むための基本理念を「四次元空間デザインプロジェクト」と定めます。福井洞窟には当時生育していた植物や花に共生する昆虫がいます。その昆虫を食べる野鳥がいて、巣を作る宿り木があります。宿り木には木の実がなり、私たちもその恩恵を受けます。枯れ葉からなる腐葉土はその後、植物を育てていきます。そうした「自然と共生」する往時の環境を一つのモデルとして捉え、私たちは自然との関わりによって環境を「創生」する、「人工環境」を目指します。それは環境にとどまらず、現代にいたるまで史跡を保存・継承してきた人と人のつながりである地域コミュニティとして捉えることも重要です。

以上を踏まえ、福井洞窟が所在する吉井地区（旧吉井町）を文化財保存活用区域として設定し、洞窟遺跡群や周辺の自然・景観、地域コミュニティを含めた面的な保存・活用を推進します。あわせて、当該区域をフィールドミュージアムの核として位置づけ、回遊性の向上や環境学習・研究の場としての活用を図りながら、地域住民の日常的な関わりと来訪者の体験を通じて、その価値の継承につなげていきます。



人工環境、自然との共生により循環する史跡のイメージ

図 47 福井洞窟保存活用計画基本理念「四次元空間デザインプロジェクト」概念図

③区域内の文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	佐々川吉井の石橋群	有形文化財(建造物)	市指定
2	福井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
3	吉田橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
4	吉井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
5	福井洞窟出土品	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	国指定
6	踊瀬の姫さま	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
7	吉田地区の媛さま(前田さん)	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
8	乙石尾の猪神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
9	橋川内の猪神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
10	踊瀬の牛神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
11	北松浦の収穫儀礼(お蔵入れ)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
12	吉井のシシウチ行事	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
13	ぎおん祭り(各地区)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
14	福井くんち	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
15	伝承(姫落としの伝説)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
16	八天狗神社の二十六夜	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
17	地域の自然環境と関係する特産品 吉井いちご	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
18	地域の自然環境と関係する特産品 吉井トマト	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
19	地域の自然環境と関係する特産品 吉田柿	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
20	地域の自然環境と関係する特産品 吉井メロン	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
21	地域の自然環境と関係する特産品 メロンの糠漬け	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
22	福井洞窟	記念物(遺跡)	国指定 (特別史跡)
23	直谷城跡	記念物(遺跡)	県指定
24	橋川内洞窟	記念物(遺跡)	市指定
25	直谷城主志佐氏の墓地	記念物(遺跡)	市指定
26	福井川の安山岩原産地	記念物(遺跡)・(動物・植物・地質鉱物)	未指定
27	平戸領地方八奇勝(平戸八景)	記念物(名勝地)	国指定
28	吉井の奇岩・巨石群(船石、石櫃、柱状節理)	記念物(名勝地)	未指定
29	御橋観音シダ植物群落	記念物(動物・植物・地質鉱物)	国指定
30	吉井町の吉田大明神社叢	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
31	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
32	大渡のタニガワコンギク群生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
33	洞窟シダ植物群	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定

③区域内の文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
34	カスミサンショウウオ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
35	佐々川のポットホール	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
36	吉井の古木	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
37	地域の文化財を守る保存団体	その他(保存団体)	未指定
38	福井洞窟ミュージアム	その他(文化財関連施設)	未指定

④佐世保ミュージアムにおけるガイドンス施設（仮）

- ・福井洞窟ミュージアム

⑤文化財保存活用区域の区域図

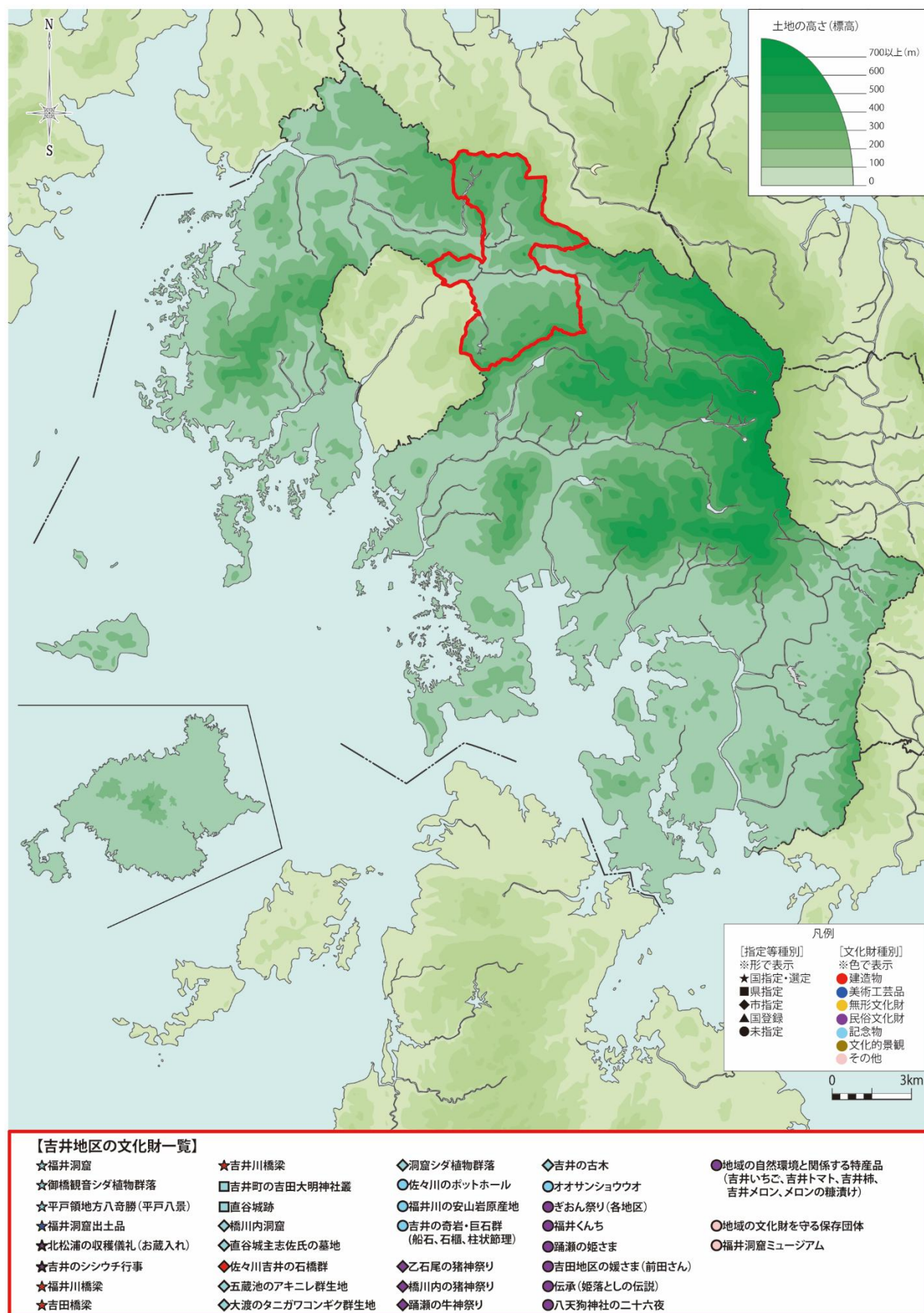


図 48 文化財保存活用区域「吉井地区文化財保存活用区域」の区域図及び分布図

⑥文化財保存活用区域に関する課題

吉井地区は、区域内には様々な時代の遺跡や史跡が点在しているものの、相互の関連性を踏まえた保存管理やルート構築が進んでいません。また、計画的・継続的な調査研究が十分に進んでおらず、区域全体の実態把握や学術的整理の充実が課題となっています。

また、若年層人口の減少により、文化財の維持管理や行事の継承を担う人材が不足しており、無形の民俗文化財の存続も危ぶまれています。さらに、文化財の恒常的な保存や災害時の対応体制、現状変更に関する明確な基準づくりなど、区域全体の保存管理の仕組みをより充実させていかねばなりません。

活用面では、吉井地区への公共交通アクセスや地区内移動の利便性にも課題があり、駐車場や誘導サイン等の整備等、区域内の文化財を周遊するための案内体制や解説機能も十分に整備されていないことから、地域全体としての一体的な文化財の活用に課題があります。さらに、文化財の価値や魅力に関する情報発信やPRが十分でなく、市民や来訪者への周知・理解促進にも課題があります。

そうしたなか、吉井エコツーリズム等の保存活用団体の活発な活動が実施されています。指定未指定に限らず地域文化財の除草活動、福井谷や五蔵池の文化財ツアーの開催、学校教育・社会教育との連携活動など、他地域のモデルとなる活動が行われています。さらに、各保存会の連絡会として吉井地区文化財保存連絡会もあり、地域の文化財を守る先駆的な活動団体がなされています。

今後は、こうした吉井地区全体の情報発信を充実させていくため、本地域の拠点施設である福井洞窟ミュージアムや将来構想佐世保ミュージアムを活かした事業展開や、学校教育・社会教育との連携による学習機会の充実等、地域の枠を越え、列島を俯瞰した広域的な連携を深めていく必要があります。

これらの取組は、吉井地区の地域コミュニティとともに推進することが重要であり、地域・市民・民間団体との協働体制を強化し、吉井地区の文化財を面的に保存・活用する仕組みづくりが求められます。

⑦文化財保存活用区域に関する方針

- 方針1 文化財の維持・管理に関する支援の充実、維持管理体制の構築
 - ・吉井地区の文化財の日常的な維持管理の充実
- 方針2 文化財保護に関する市の体制・施策の強化
 - ・遺構・遺物の恒常的な保存・調査研究体制の強化
- 方針3 自然災害から史跡等を守る体制・仕組みの強化
 - ・災害発生時の対応と予防措置
- 方針4 文化財の計画的及び継続的な調査の推進
 - ・調査研究
- 方針5 文化財と周辺環境の一体的価値の把握及び歴史的文化的景観の保全の推進
 - ・景観形成
- 方針6 次世代の担い手育成や技術継承、管理者及び保存団体の組織体制等の強化
 - ・後継者対策
- 方針7 文化財（無形の民俗文化財等）や地域の祭礼・行事等の継続支援及びデジタル技術を活用した記録作成の推進

- 無形の民俗文化財の記録作成
- 方針 8 市民の文化財に対する関心を高めるための文化財の情報発信やイベント等の充実
- 方針 9 文化財の価値や保護の意義を幅広い世代にわかりやすく伝える情報発信・PR の強化
 - ・ 情報発信
- 方針 10 各種文化財関連講座の継続実施等による人材育成プログラムの整備・推進
- 方針 11 既存ガイダンス施設とフィールドミュージアム（文化財保存活用区域）のネットワーク化による佐世保ミュージアム構想の推進
 - ・ 吉井地区と拠点施設である福井洞窟ミュージアムの連携
- 方針 12 観光事業者等との連携強化による文化財体験コンテンツの充実
 - ・ 区域の活用プログラムの開発
- 方針 13 地域団体等との連携体制の強化及び市民参加型イベントの推進
 - ・ 区域の活用プログラムの開発
- 方針 14 学校教育との連携や各ガイダンス施設における体験型プログラムによる文化財に親しめる機会の提供
 - ・ 吉井地区での学校・社会教育との連携
- 方針 15 多様な機会を活用した文化財に興味を抱かせる機会の創出
- 方針 16 来訪者の利便性向上に向けた駐車場・誘導サイン等の整備の推進
 - ・ 吉井地区のアクセス対策
- 方針 17 来訪者の満足度向上のための解説案内板の更新及びデザインの統一
 - ・ 吉井地区の見学・解説
- 方針 18 横断的連携体制の整備や役割分担の明確化による行政内部の横断的連携の強化
- 方針 19 近接する行政機関（県・市町）との情報共有・連携体制の強化による広域的な取組の推進
 - ・ 区域の広域な活用
- 方針 20 行政と地域・民間団体の連携による文化財保存活用の協働体制の構築
 - ・ 吉井地区の保存活用事業の運営体制の構築・吉井地区の市民との連携

⑧取組

保存と活用に関する取組				取組主体				実施期間			
取組 番号	【取組名】 取組概要	現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	R8- R10	R11- R13	R14- R17	次期 計画
区域 - 1	【文化財指定に向けた基礎調査】 文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財悉皆調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施	○	○	●	●				
区域 - 2	【文化財保護体制の強化】 文化財保護に関する市の体制整備や文化財保存団体の管理・連携	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体の管理	・文化財専門職員や事務職員の充実	○	○		●				
区域 - 3	【文化財保存活動の支援体制の構築】 文化財保存団体への維持管理業務委託等の実施及び持続的な文化財保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体への管理・清掃委託 ・後継者育成 ・ふるさと納税基金の活用	・文化財維持管理マニュアルの作成 ・文化財クラウドファンディング、文化財寄付、ふるさと納税の活用	●	●	●	●				
区域 - 4	【無形の民俗文化財の継承・記録支援】 後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗等）継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施	・無形の民俗文化財後継者育成 ・指定文化財への補助 ・映像記録保存	—	○	●	○	●				
区域 - 5	【文化的景観の保全推進】 文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携	・文化的景観の保存活用 ・景観計画の策定・運用	・文化財と景観まちづくりの連携 ・文化財の周辺環境の整備	○	○	○	●				
区域 - 6	【文化財防災体制の構築】 自然災害から史跡等の保護に向けた文化財巡視の実施、防災部局等との連携による体制の構築	・文化財巡視(パトロール) ・文化財保護指導員の巡視	・所有者、防災部局等との連携強化による防災体制の構築	○	○	○	●				
区域 - 7	【佐世保ミュージアム構想の検討】 各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討	・各ガイダンス施設の管理運営 ・文化財収蔵庫の維持管理	・佐世保ミュージアム構想の検討及び構想に基づく各種事業の実施	●	●	●	●				
区域 - 8	【ガイダンス機能の充実】 駐車場・誘導サイン等の来訪者向け機能の整備	・指定文化財の見学の利便性向上に向けた環境整備	—	○	○		●				
区域 - 9	【文化財案内サインの整備】 サインデザインガイドラインの作成及び解説案内板の更新	・文化財説明版、観光標識等設置	・サインデザインガイドラインの作成及びガイドラインに基づく解説案内板の整備	○	○	○	●				
区域 - 10	【観光連携による文化財活用の推進】 観光事業者等との連携による文化財ガイドツアー等の企画立案・実施	・文化財民間ツアー時の案内・説明 ・文化財関連ツアーの実施	—	○	●	○	●				
区域 - 11	【市民参加による文化財活動の推進】 地域団体等との連携体制の強化に向けた各種講座の実施及び市民参加型イベントの開催	・まちづくり出前講座 ・文化財関連イベントの実施	・地域団体等との連絡会の定期開催	●	●	○	○				
区域 - 12	【文化財理解促進の推進】 市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財説明板設置 ・文化財広報	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
区域 - 13	【文化財PR・情報発信の強化】 デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●				
区域 - 14	【次世代への歴史文化学習の推進】 ふるさと歴史発見学習の継続及び若者が興味を持ちやすい情報発信・学習環境の整備	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）	・デジタル技術の活用による学習環境整備	●	●	●	●				
区域 - 15	【体験・探求型歴史文化学習の推進】 放課後子ども教室等との連携による文化財学習の場の提供、体験型教材や探求学習プログラムの企画立案	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報業務（SNS・HP・広報誌情報発信） ・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催	・放課後子ども教室等との連携による文化財への関心喚起 ・体験型教材等の開発検討	○	○	○	●				
区域 - 16	【文化財保存団体との協働体制の構築】 市民団体等との協働体制の構築・強化に向けた文化財保存団体の設立支援や定期的な情報交換の実施	・文化財保存団体の設立支援	・市民団体等と連携した文化財活用	●	●	○	●				
区域 - 17	【庁内連携体制の強化】 文化財関連部局との定期的な情報交換、共同プロジェクト、庁内向け研修等の実施による横断的連携体制の強化	・関連部署・関係機関との連携強化	・関連部署・関係機関との連携強化（定期的な連絡会議や研修会の開催）			○	●				
区域 - 18	【文化財保存団体の担い手育成と連携強化】 保存団体等に対する担い手育成支援及び他地域団体等とのネットワーク構築による体制の強化	・文化財管理への支援 ・保存団体等の後継者育成	—	○	●	○	●				
区域 - 19	【文化財ボランティア等の育成推進】 文化財ボランティアやガイド養成講座など人材育成プログラムの企画立案・実施	・ふるさと歴史発見学習 ・観光マイスター制度の実施 ・郷土史体験講座 ・文化財説明板設置 ・文化財パンフレット作成	・文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成	●	●	●	●				
区域 - 20	【近隣自治体との広域連携の推進】 近接する行政機関（県・市町）との連携強化による共同プロジェクトの実施	・日本遺産、世界遺産、洞窟遺跡関連施策の推進	—	●	●	○	●				

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

佐世保市では文化財の継承に向けて、「多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保」という将来像を掲げ、市民、団体（地域、市民団体、事業者、関係機関等）、行政（佐世保市）といった多様な主体が、それぞれの役割を担いながら連携して取組を推進していきます。

具体的には、市民は文化財の継承や日常的な関わりの担い手として、団体は保存・活用活動や情報発信の実践主体として、行政は制度整備や支援、全体調整を担う主体として、それぞれの特性を活かしながら協働していきます。

1 本計画の推進体制

計画の推進体制として、市民が主体となった体制作りが欠かせません。一方、文化財の専門的な知識や調査、研究が佐世保の歴史文化の保存と活用のための基盤でもあります。そのためには、トータルバランスとしてよりよい体制作りが必要となります。

そのため、行政組織として、平成30年度(2018)に社会教育課から分離した文化財課として主体性を持ち、また組織再編により社会教育の準課などから分離していった各文化施設等とも連携を図りながら、計画推進にあたっての課題を解決するため、さらに充実を図ることが望まれます。さらには、行政内外に在籍する専門職員とも協力体制を図ることも展望されます。

こうした展望を踏まえ、まずは、当面の計画基盤を築くため文化財関連部署、庁内外の関連部署、各種団体等において、関連する業務内容及び連携が望まれる取組を以下のように整理します。

文化財行政の主たる推進体制

部署名	主な業務	備考
教育委員会 総務部文化財課	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (1)文化財一般管理に関すること (2)文化財保護に関すること (3)文化財啓発に関すること (4)市内遺跡総合調査事業に関すること (5)うつわ歴史館管理に関すること (6)日本遺産活用推進事業に関すること (7)立神広場整備活用事業に関すること (8)楠本端山旧宅保存整備事業に関すること (9)文化財保存活用地域計画策定事業に関すること 2.世界遺産保存整備事業に関すること (1)世界遺産保存整備事業に関すること 3.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (2)福井洞窟特別史跡指定記念事業 4.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)針尾送信所保存整備事業 5.文化財展示施設等管理運営事業 (1)世知原地区炭坑資料館管理運営に関すること (2)宇久島資料館管理運営に関すること (3)福井洞窟ミュージアム管理運営に関すること (4)文化財展示施設等一般管理に関すること	16名、うち専門職 事務職（埋蔵文化財職員）5名 専門職（建築）1名 会計年度任用職員（学芸員）2名
福井洞窟ミュージアム	1.文化財展示施設等管理運営事業 (1)福井洞窟ミュージアム管理運営に関すること 2.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること 1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (1)市内遺跡総合調査事業に関すること	6名のうち、会計年度任用職員（学芸員）1名
うつわ歴史館	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (1)うつわ歴史館管理に関すること	常時1名、会計年度任用職員4名
世知原地区炭坑資料館	1.文化財展示施設等管理運営事業 (1)世知原地区炭坑資料館管理運営に関すること	土・日曜、祭日のみ常時1名、会計年度任用職員2名
宇久島資料館	1.文化財展示施設等管理運営事業 (1)宇久島資料館管理運営に関すること	1名
文化財整理室	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (1)文化財啓発に関すること (2)市内遺跡総合調査事業に関すること (3)日本遺産活用推進事業に関すること (4)立神広場整備活用事業に関すること 2.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること	9名(会計年度任用職員)

庁内の関連部署

部署名	文化財に関連する業務内容	所管する計画
教育総務部 総務課	上位計画となる佐世保市教育振興基本計画に関すること	佐世保市教育振興基本計画
教育総務部 社会教育課	社会教育、生涯学習に関すること	
学校教育部 学校教育課	学校教育に関すること	
学校教育部 総合教育センター	少年科学館に関すること	
企画部 政策経営課	上位計画となる佐世保市総合計画に関すること	佐世保市総合計画
企画部 市史編纂室	関連計画である西九州させぼ広域都市圏ビジョンに関すること	西九州させぼ広域都市圏ビジョン
総務部 広報広聴課	広報に関すること	
財務部 財政課	財政に関すること	
財務部 資産経営課	施設の適正配置・保全に関すること	公共施設適正配置・保全基本計画
行政経営改革部 DX推進課	DXに関すること	
地域未来共創部 地域政策課	地域政策に関すること	
地域未来共創部 若者活躍・未来づくり課	若者コミュニティに関すること	
地域未来共創部宇久行政センター産業建設課	宇久島未来まちづくりプランに関すること	宇久島未来まちづくりプラン
経済部 観光課	関連計画となる佐世保市観光振興羅針盤に関すること 観光に関すること、世界遺産・日本遺産に関すること	佐世保市観光振興羅針盤
経済部 ふるさと物産振興課	ふるさと物産に関すること、日本遺産に関すること	
農林水産部 農政課	農政に関すること	
農林水産部 水産課	水産に関すること	
子ども未来部 子ども政策課	関連計画である佐世保子どもまんなか計画に関すること	佐世保子どもまんなか計画
都市整備部 都市政策課	関連計画である佐世保市都市計画マスタープランに関すること	佐世保市都市計画マスタープラン
都市整備部 まち整備課	関連計画である佐世保市景観計画に関すること	佐世保市景観計画
都市整備部 公園緑地課	関連計画である佐世保市緑の基本計画に関すること	佐世保市緑の基本計画
土木部 土木政策課	土木政策に関すること	
土木部 河川課	所管する石橋の維持管理に関すること	
環境部 環境政策課	関連計画である佐世保市環境基本計画に関すること	佐世保市環境基本計画
環境部 ゼロカーボンシティ推進室	環境教育・環境学習、自然環境の保全に関すること	
基地政策局	関連計画である佐世保市基地政策方針に関すること	佐世保市基地政策方針
水道局事業部 水道施設課	所管する水道施設の維持管理に関すること	
市民生活部 コミュニティ・協働推進課	地区コミュニティセンターに関すること	
市民生活部 市民安全安心課	浦頭引揚記念館に関すること	
文化スポーツ部 文化国際課	関連計画である佐世保市文化振興基本計画に関すること	佐世保市文化振興基本計画
文化スポーツ部 図書館	郷土資料に関すること	
保険福祉部 健康づくり課	関連計画である佐世保市食育推進計画に関すること	佐世保市食育推進計画
消防局 警防課	防災、文化財防火デー等に関すること	
防災危機管理局	関連計画である佐世保市地域防災計画に関すること	佐世保市地域防災計画

※その他関係課 必要に応じて連携

庁外関係機関

組織	連携が望まれる取り組み
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター	文化財の防火・防犯に係る連携（文化財ドクターの派遣）
長崎県教育庁学芸文化課	文化財担当職員の研修の実施
長崎県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財発掘調査の実施 出土遺物の保存処理の実施
長崎県文化観光国際部世界遺産課	世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の保存・活用の実施
旧軍港市振興協議会関連自治体(横須賀市・呉市・舞鶴市)	日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の活用に係る連携、情報発信
「肥前楽業園」活性化推進協議会関連自治体(佐賀県・長崎県・唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町・佐世保市・平戸市・波佐見町)	日本遺産「日本磁器のふるさと 肥前」の活用に係る連携、情報発信
公益財団法人文化財建造物保存技術協会	文化財建造物の保存修理の実施
長崎県建築士会(長崎県ヘリテージマネージャー)	建物調査や歴史的建造物の悉皆調査における連携

各種団体等

区分	連携が望まれる取り組み
文化財所有者	文化財に関連する保存活動
各種文化財所有者	
各文化財保存団体	文化財に関連する保存活動、文化財ガイドの実施、情報発信に関する連携
泉福寺洞窟保存会/福井洞窟史跡保存会/吉井地区連合文化財保存会/直谷城跡・吉井の石橋群保存会/鹿町史跡保存会/針尾無線塔保存会/宇久島連合文化財保存会/ お蔵入れ行事保存会/きねかけ祭り保存会/三川内地区史跡保存会/大宮姫神社保存会/楠本端山旧宅史跡保存会/大野地区史跡保存会/木場浮立保存会/世知原町栗迎 4区長/佐世保市社会福祉協議会/三浦の蘇鉄保存会/宇久松原遺跡保存会/しゃぐま棒引き保存会(郷東・郷西)/下本山区史跡保存会/橋川内洞窟史跡保存会/直谷城 主墓石塔群保存会/猪神祭保存会(乙石尾地区)/猪神祭保存会(橋川内地区)/牛神祭保存会(踏瀬地区)/世知原活性化推進会/長坂浮立保存会/江迎千灯籠祭り実行委員 会/北川内浮立愛好会/小佐々町新田地区史跡保存会/口ノ里の念仏講/松ノ村のかずら舞/あやたけ踊り保存会/宮地区青年事業会猪の会/無窮洞頭彰保存会/相浦川 史跡保存会/柚木地区史跡保存会/一般社団法人 チーム倭 ほか	
各観光協会	文化財に関連する観光ガイドの実施、情報発信に関する連携
佐世保観光コンベンション協会/宇久町観光協会/黒島観光協会 ほか	
各郷土史研究会	郷土史の調査研究・情報発信等に係る連携
佐世保史談会/佐世保市郷土研究所/松浦党研究会 ほか	
各種団体	文化財関連に関するイベント等の実施に係る連携
佐世保商工会議所/佐世保地域文化事業財団 ほか	
各教育機関	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
長崎大学/長崎県立大学/長崎国際大学/佐世保工業高等専門学校/各市内高等学校/各市内中学校/各市内小学校 ほか	
専門的な活動団体	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
吉井エコツーリズムの会/ふるさと自然の会/長崎県建築士会 他	

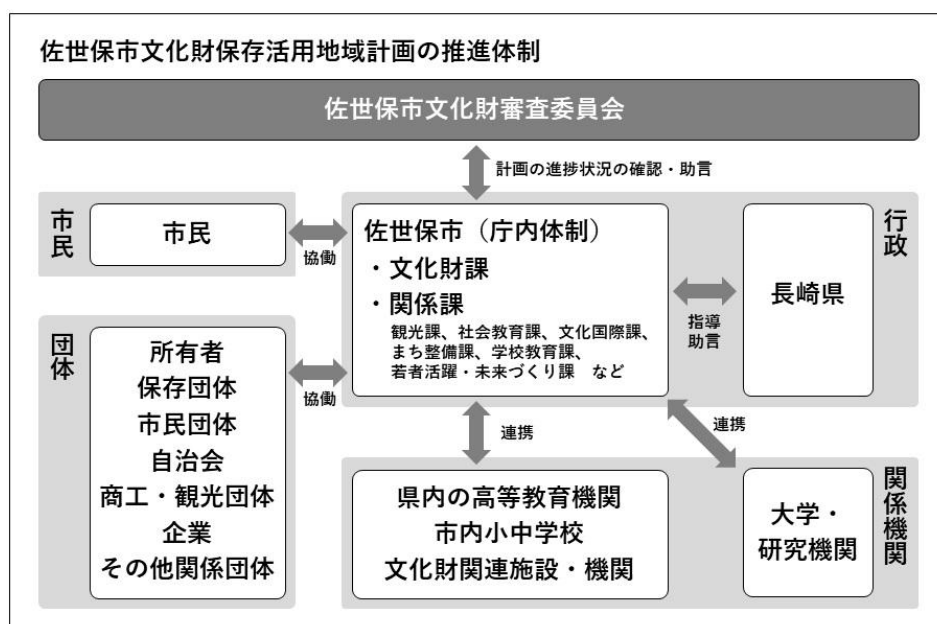


図 49 文化財保存活用地域計画の推進体制

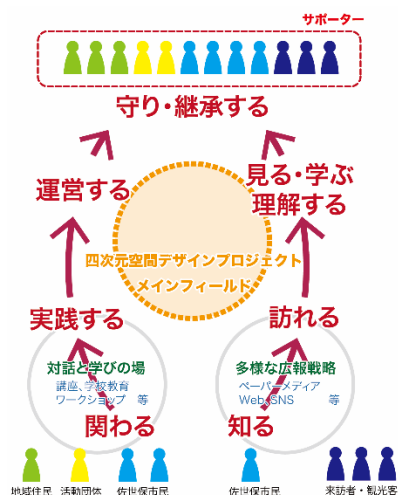


図 50 文化財に関する関心度の違いと関係人口創出（史跡福井洞窟保存活用計画参照）

2 防災・防犯、災害発生時の対応

(1) 防災・防犯対策の基本的な考え方

近年、日本では、地震に伴う津波や記録的な豪雨など、大規模災害が増加する傾向にあり、地域の歴史や文化を今に伝える貴重な文化財が、深刻な被害を受けるおそれが高まっています。

文化財は一度失われると復元が困難であり、被災による損失は地域の歴史的価値や文化的価値の喪失につながります。このため、文化財は、災害が発生してから対応するのではなく、平時から災害発生を想定した防災・減災の取組を進めておくことが不可欠です。

また、自然災害だけでなく、火災や盗難、破壊行為といった人為的要因による被害もあり、文化財建造物の火災や美術工芸品の盗難により文化財にが失われた事例が報告されています。県内においても、指定文化財建造物の焼損や仏像等を狙った盗難事案が発生しており、文化財の保存環境や保管状況に応じた防火・防犯対策を講じる必要があります。

先人から受け継いできた貴重な文化財を将来世代へ確実に引き継いでいくため、災害発生後の対応にとどまらず、平時から災害発生を想定した防災・減災対策を計画的に進め、文化財の被害の未然防止と被害の最小化を図ります。

なお、防災・防犯対策は、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めます。

(2) 防災・防犯対策における連携体制の構築と地域ネットワークの強化

文化財の防災・防犯対策は、まず文化財の所有者や管理者が主体となって日頃から文化財の状態を確認し、適切な管理を行うことが、被害の未然防止につながります。しかし、個人や一団体のみで対応するには限界があるため、個人の対応に依存しない体制づくりが重要です。

佐世保市は文化財課が中心となり、消防、警察等の関係機関と連携した防災・防犯体制の構築を図ります。あわせて、文化財が所在する地域住民、自治会、関係団体等との協力関係を強化し、平時から情報共有や意識啓発を行うことで、有事の際に迅速な対応が可能となる地域ネットワークの形成を図ります。

(3) 文化財の種別に応じた防災・防犯対策の推進

動産文化財である美術工芸品や民俗資料は、火災や盗難のリスクが高いことを踏まえ、所有者と連携し、耐火性を考慮した保管環境の改善や周辺環境の整理を促進します。あわせて、防犯設備の整備や巡回体制の充実を図るとともに、文化財の写真や特徴を記録した管理台帳の整備を進め、盗難等発生時の迅速な対応へとつなげます。

また、必要に応じて博物館・美術館等の専門施設への寄託を促し、防災・防犯の両面から文化財の保全を図ります。

不動産文化財である建造物は、老朽化や耐震性の不足が課題となる場合が多いことから、所有者等と連携し、耐震診断や耐震補強、防火設備の整備に向けた取組を支援します。重要な建造物は、関係機関と協議しながら、文化財の特性に配慮した防災体制の構築や訓練の実施を図ります。史跡・名勝・天然記念物は、洪水や土砂災害、盗掘等のリスクを踏まえ、日常的な巡視や環境整備を進めるとともに、来訪者の安全確保に配慮した管理運営を図ります。

(4) 減災の視点を取り入れた事前対策の充実

佐世保市は、防災・防犯対策に加え、災害発生時の被害を最小限に抑える減災の取組を重視します。ハザードマップ等を活用し、文化財が所在する地域の災害リスクを把握するとともに、その情報を所有者や関係機関と共有し、必要な対策の検討につなげます。

耐震対策が困難な場合においても、暫定的な補強や危険箇所への立入制限、公開方法の見直し等により、人的被害の防止と文化財の保全を図ります。また、彫刻や陶磁器等の破損しやすい文化財は、免震台の設置や固定方法の工夫により、地震時の転倒・破損防止を図ります。

(5) 災害発生時の対応

災害発生時は、県や関係機関と連携し、市内の文化財の被害状況を迅速かつ的確に把握し、情報の集約と共有を図ります。被災した文化財は、所有者等に対し、廃棄せず専門機関へ相談するよう周知するとともに、適切な応急措置や復旧につなげるための助言・支援を行い、被害の拡大を防ぎます。また、大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を県に要請します。

あわせて、過去の災害時に文化財が価値を理解されないまま失われた事例を踏まえ、被災文化財の保存の重要性について、現地での説明や啓発を行います。

(6) 今後の取組と継続的な体制整備

今後は、文化財台帳の整備・更新を進め、適切な情報管理を図るとともに、文化財保護指導委員や文化財保護ネットワークとの連携を強化し、日常的な巡視や情報共有を通じて、地域全体で文化財を守る体制の充実を図ります。

これらの取組を継続的に実施することで、佐世保市の文化財を災害や人為的被害から守り、将来世代へ確実に継承していくことを目指します。

佐世保市文化財保存活用地域計画

認定日 令和 8(2026)年 7 月
編集・発行 佐世保市教育委員会
長崎県佐世保市八幡町 1-10